

# 環境福祉経済委員会記録

環境福祉経済委員会  
委員長 笹井 琢

- 1 日 時 令和4年9月16日(金) 開会：10時00分 終了：17時00分  
水道局、病院局、福祉保健部  
令和4年9月20日(火) 開会：10時00分 終了：16時26分  
環境部、経済部、建設部
- 2 場 所 光市議会第1委員会室
- 3 出席委員 大田 敏司、木村 信秀、笹井 琢、田邊 学、仲山 哲男、西崎 孝一、  
林 節子、早稲田真弓
- 4 事務局職員 市川 恵美、起本一生
- 5 説明員  
吉本副市長  
水道局 宮崎水道事業管理者、中西業務課長、藤井工務課長、山根 浄水課長、  
中島料金担当課長  
病院局 桑田病院事業管理者、西村病院局管理部長、田村光総合病院事務部長兼  
地域医療連携室長、小田大和総合病院事務部長兼介護老人保健施設事  
務部長、植本大和総合病院事務部次長兼業務課長、川崎病院局経営企画  
課長、田中光総合病院医事課長、佐古光総合病院総務課長、大濱光総合  
病院経理担当課長、原田介護老人保健施設業務係長  
福祉保健部 松村福祉保健部長、加川福祉保健部次長兼高齢者支援課長、田中健康  
政策担当次長兼健康増進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長、  
岡村福祉総務課長、奥田地域福祉担当課長、安池高齢者支援課地域包  
括支援担当課長兼基幹型地域包括支援センター所長、中本介護老人保健  
施設民営化準備室長、温品子ども家庭課長、和久子ども相談担当課長、山  
野井子ども家庭課保育指導担当課長兼学校教育課幼児教育指導担当課  
長、都野健康増進課健康対策担当参与兼新型コロナウイルスワクチン接種  
対策室参与  
環境部 森重環境部長、周田環境政策課長、小山環境事業課長兼深山浄苑長、邊  
見下水道課長、山口下水道技術担当課長  
経済部 芳岡経済部長、西村経済部次長兼農林水産課長、弥益有害鳥獣対策担当  
課長兼有害鳥獣対策センター長、萬治商工観光課長、坪根公共交通政策  
課長  
建設部 酒向建設部長、松並建設部次長兼都市政策課長、沖本建築担当次長兼建  
築住宅課長、秋友監理課長、山本道路河川課長、山本開発指導担当課長

- 6 議事の経過概要 別紙のとおり
- 7 その他(傍聴) 報道1社、市議会モニター、市民2名

## 1 水道局関係分

### (1) 付託事件審査

#### ①認定第1号 令和3年度光市水道事業決算について

説 明：中西業務課長 ～別紙

### 質 疑

#### ○田邊委員

おはようございます。

決算書7ページをお開きください。いろいろ見ました。7ページの貸借対照表でありますけど、貸借対照表においては、年度末時点の財政状況を明らかにするために全ての資産、資本を表示しているというところですが、これのうち、今後、返済が必要となる負債の合計と7ページから9ページの二重線の部分、71億5,280万円と返済が不要な資本というところで、合計43億円という、10ページ下から2行目です。これは返済が不要な資本の合計です。

これらについて、それぞれどのように捉えているかというところをお聞きしたいと思います。このあたりを教えてください。

#### ○中西業務課長

負債と資本の内容ということの御質問についてお答えしたいと思います。

今、御質問のありましたとおり貸借対照表につきましては、総資産を負債資本、いずれの源泉で支えているかといった見方をさせていただければと思いますが、まず、8ページを見ていただきたいと思います。

当然、総資産額は負債足す資本合計額と一致することとなりますが、その総資産額につきましては、8ページの右端の上から2行目の金額115億3,061万6,565円となります。これが負債資本いずれの金額で支えているかということになります。

まず、負債についてでございますが、先ほどありましたように負債額につきましては、9ページの右端の最下段の金額約71億円ということでございますが、この負債額に含まれる金額のうち、そのほとんどは企業債残高でございます。負債資本の合計額に対して割合が高い状況でございます。

これは、光市水道事業は過去の大規模事業の財源を借入金に依存しましたので、その残高がまだまだ多く残っておりまして、毎年度の返済額も令和11年度まで増加し続ける見込みでございます。

しかし、平成30年度にお示ししました水道事業ビジョンの財政計画上では、建設改良事業の財源につきましては、企業債残高を減少させることを基本的な考えとした借入計画とし、これに沿ったものとしているため負債額は減少傾向にございます。

一方、資本につきましては、利息の返済を要しない無償資金であります財産的基礎をなすものでありますので、この金額が大きければ当然、経営の安定性が確保できると言えます。この金額でございますが、令和3年度末時点の総資産額に対するこの資本の割

合につきましては、県内では低水準でございまして、現時点では決して良好な財政状態とは言えません。

しかし、近年では、借入金を抑制することと同時に継続的に純利益を計上しておりますので、負債額は減少する一方で資本が増加しております、財政状態は改善傾向にあるということでございます。

すみません。参考までにその割合、数値がどの程度なのかということで、恐れ入りますがその数値を示しているのが決算審査意見書お持ちでしょうか。別冊でございますが、決算審査意見書の23ページをお願いいたします。

監査委員さんからの意見につきましては、様々な角度から決算についての分析を行っていただいているところでございますが、こちらのページでは貸借対照表を用いて経営指標を算定しております。

こちらの表の6番、自己資本構成比率というものがございまして。こちらが総資産に対して資本がどれくらいかといった割合を示すものでございまして、御覧のとおり、令和3年を含めた過去3か年の推移を示しており、徐々に増加傾向にあり、令和3年度は50.3%といった数値を示しております。先ほど申し上げたとおり改善傾向にあるといったことは、こういった数値で見て分かるのかなと考えております。

なお、参考までに申し上げますと、県内のこちらの数値の平均が61%となっております、光市の水準につきましては、まだ低水準なのかなというふうに考えております。

以上でございます。

#### ○田邊委員

今のその監査の50%だから約半分という形で、半分超えたぐらいという考え方、県内では61だから6割近くは平均値はあるというところなんです。だから、今後も努力していかないといけないという部分です。それにおいて、今後については計画的に、先ほども言われたように水道ビジョンで予算のときにいつも聞くんですけど、計画的に2億円の借入れでやるというところで、この数値をそういった形の割合で、今後も60に近づけるような形で持っていつてもらいたいというところでお願いします。

あれは、多分、前言われたのは令和14年のころを目標にしておったんじゃないかなとは思いますが、そのあたりはそうだったですね。そこをちょっと教えてください。その令和何年度、水道ビジョンによつてのその目標、2億円ずつ起債するところで。

#### ○中西業務課長

水道ビジョンの財政計画につきましては、建設改良事業も含め令和9年度までの計画になっておりますが、全ての年度において2億円の借入れとみしているところでございます。その他の財源につきましては、自己財源を使用していくという形での財政計画となっております。

以上でございます。

○田邊委員

このあたりについては、改善と60%の県内の目標に近づいていくという形でお願いします。

そして、あとはもう一つ決算書の25ページをお願いします。キャッシュフローのところ。

会計年度の期間中1年間、この資金の収入支出に関する情報の3つの活動区分、先ほども説明をいただいたところなんですけど、キャッシュフローの計算書によると、業務活動によるキャッシュフローではプラスになっている。プラス5億6,005万円、約。そして投資活動によるキャッシュフローはマイナス3億3,069万円というところ。そして財務活動によるキャッシュフローでは、これもマイナスの9,524万円である。

このあたりのことからキャッシュフローでは大事な資金繰り、このあたり資金繰りを今後、どう考えるかを、この決算においてどのような形で当局は考えておられるのか、このあたりをお願いします。

○中西業務課長

キャッシュフロー、資金繰りに関する質問に対してお答えいたします。

令和4年度のキャッシュフローを端的に申し上げますと、業務活動で獲得したお金の範囲内で事業を行い、さらに借入金の返済も行えており、資金繰りは良好であったと考えております。

今後予定しております建設改良事業を確実に実施し、健全な経営を行うためにも資金運用については、特に今後も注視していきたいと考えております。

以上でございます。

○田邊委員

まあまあ今言われたように、本事業の業務はおおむね良好であって、まあまあ負債残高も減少しつつあるというところ、そして比較的良好な経営の状況が想定されるというところを当局はこの決算では導いたというところによろしいわけですね。

○中西業務課長

おおむねおっしゃるとおりでございます。

○田邊委員

もう一点、二次エネルギー、電力の需要これは2021年1月には日本で寒波が伴う需要増により燃料不足や供給逼迫でLNG、こういったものが価格が高騰したと、そして電気料金、電気燃料調整費の部分が徐々に徐々に上がっていると、それでウクライナ侵攻が2月にあったと、世界情勢。そういった中で、エネルギー価格の高騰が続いております。そういったところで、あの決算書の21ページが一番分かりやすいと思うんですけど、決算書の21ページをお願いします。

令和3年度一番下の段の動力費と書いてあるこの括弧の欄、これについてなんですけ

ど、前年度比で動力費が大幅に増加しておるといふところ116.4%、これは燃料調整費の上昇が私も要因とは思われます。家庭でもそういった影響があるといふところなんですけど。今後その決算、まずはこの3年度の決算においてはこの動力費の116.4%、この動力費の部分、このあたりはどう分析されておるか、ちょっと教えてもらいたい。

#### ○中西業務課長

動力費の増加要因として燃料調整費といふことの質問といふことですが、燃料調整費につきましては、一昨年度の令和2年度につきましては、年間を通じてマイナスで推移し、その1kW当たりの単価は平均でマイナス1.53円でしたが、令和3年度に入りますと徐々に増加しまして、10月にはプラスに転じ、令和3年度の燃料調整費の平均単価につきましては0.17円となったところでございます。

この結果、前年度比較では燃料調整費の単価ベースでは1.36円の増加となりまして、動力費につきましては、林浄水場のみで申し上げますと約500万円の増加となったところでございます。

参考までに申し上げますと動力費は、990万円ほど増加しておりますが、そのほか要因がございまして、燃料調整費以外に別途使用電力に応じてかかる再生可能エネルギー促進賦課金、こちらの単価の増加として約140万円、あとは工業用水の卸供給事業で施設がフル稼働しましたので、これに伴い約200万円増加となっております。

以上でございます。

#### ○田邊委員

3年度の当初予算ではやはりそのマイナスの調整費で予算を弾いておるといふところで、世界情勢の影響によって、そのときは90万円のトータルで増加されたといふところなんですけど、今現在でも増加しておると。

今後は、そういったところの先をにらんでやっていかななくてはいけないと思うんですね、この決算でも出ているんですね。それは、今後予算措置など、またどういった財政措置、財政に影響する部分、これについては当局はどう考える。3年度は今度は116.4%のポイント、16ポイント上がっています。それが990万円という結果なんですけど、そのあたりのところをお願いします。

#### ○中西業務課長

今後の予算措置の考え方という観点でお答えさせていただきます。

委員言われましたように、21ページの表をもって併せて説明したいと思うんですが、動力費は費用全体に占める割合は費用全体の7%と決して少なくなく、今後の燃料調整費の上昇分も含めた電気料金の増加は純利益を減少させ、財政悪化の要因となります。

予算措置の考え方ですが、公営企業会計の予算は予算不足により事業を停止することはできませんので、支出は多めに見積もっておりまして、今年度、令和4年度でございますが、動力費の予算につきましても燃料調整費単価は策定時の公表値より1円程度上乗せして計上しているところでございます。しかし、現在の国際情勢の悪化な

どによる原油価格の高騰は予算で加味しておりませんので、予算不足となることは確定的でございます。

これから見直しを予定しております財政計画では、このような状況を踏まえたものとして、財政収支の状況を確認したいと考えているところでございます。

以上でございます。

#### ○田邊委員

当初予算1円のほうの上乗せの動力費で計算しているというけど、先ほど言われたのはこの現在で1.36円、3年度でもそうだったというところよね、だから、どっちにしてもその動力費がまた100%以上は上がる可能性は高い、4年度についてもね。3年度の決算を行っているんですけど、ここから導いた答えによると、もう100%は超えるだろうだというのは私もこのあたりで分かります。そのあたりを一時借入金は3億円あるけど、公営企業水道会計においてはね。でも借入金というのは、またほかの考え方であって、経営努力でそれぞれ財政の部分は計画してください。まだ時間がありますので、よろしくをお願いします。

はい、以上です。

#### ○大田委員

ちょっと前の質問じゃが、高尚なことを聞きよっちゃったんで、私が聞くのもなかなかなんですが、決算書の14ページ、経営指標の推移ということで、一番下の管路更新率が初めは1.6%から始まって、現在では0.8%と伸びがえらい鈍化しているように見えるんですが、そこの理由というのは、何かあるんじゃないかなと思うんですが、教えてもらいたいと思うんですが。

#### ○藤井工務課長

管路整備計画で、現在平成30年度に策定した光市水道事業ビジョン実現編の主要政策の一つであるアセットマネジメントの実践に取り組み、水道施設の重要度、過去の修繕履歴などに基づく優先順位を定めて、現在、効果的な管路整備を進めているところでございます。

優先順位につきましては、送水管・配水本管はもとより、各地域や各地区へ配水する比較的大きな口径の管路が多く抽出されています。

これらは工事の影響も大きく難易度が高い工事となるため、工事費が増加し、また工期も長く組むようになります。そのため重要な整備が進んでいますが、工事本数が減少し更新率・更新延長としては低下しているところでございます。

以上です。

#### ○大田委員

最初の頃は末端の方でやったから結構進んでいったが、最近は管径も大きくなり、工事費も高くなり工期が短くなっているからなかなかそれだけ進まないというような答弁

だったと思うんですが、管径が大きくなればなるほど危険度も増すと思っておりますので、これからも安全管理といいますか、そういうのを徹底して計画順に進めていってもらいたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

続きまして、水道会計決算参考資料の1ページに補填財源というものが載っているんですね。それでこの補填財源の中に、計で13億3,433万円という金額が載っているんですが、私、勉強がちょっと足りないんですが、この決算書の中に載ってないんです。どこを示しているのか、ちょっとお示してください。

#### ○中西業務課長

決算参考資料1ページ補填財源の残高ということでございますが、補填財源につきましては、資本的収支の不足額に対する内部資金でございますが、このたびの決算よりこれを明確にするため、新たに記載させていただいたものでございます。補填財源につきましては、今後の建設改良事業や企業債償還の財源となる必要な資金でございますが、こちらにつきましては決算書でも算出が可能となっております。

恐れ入りますが、決算書の8ページをお願いいたします。

こちら8ページの内容につきましては、貸借対照表の一部となっておりますが、こちらの8ページの一番上の流動資産、その(1)現金預金の金額、右から2列目一番上の金額でございますが、16億6,000万円という金額を記載しておりますが、これが実際の年度末において水道局の手持ち現金ということになるということでございますが、この金額のうち行き先が決まっております債務等の金額を減算する必要がございます。

具体的にちょっと数値を追いながら算出方法を示させていただきますが、まず流動資産の合計額、8ページの右端の上から2行目の、失礼しました、最上段ですね、一番上の金額19億445万3,409円、これから流動負債、4番、流動負債の合計額こちらにつきましては9ページの右端の最上段に記載されております5億3,964円、これを減算いたしまして、さらに現金の用途が決まっております3番の固定負債のうち引当金、こちらの合計額である右から2列目の下から3列目3行目の3億6,046万3,006円、これを減算いたしまして、最後に先ほど減算した流動負債のうち企業債1年以内に償還する企業債、流動負債の企業債でございますが、8ページの右から3列目の一番下の金額3億2,999万1,574円、これを最後に加算いたします。その結果、先ほどの決算参考資料の補填財源残高と一致するというところでございます。

以上でございます。

#### ○大田委員

なかなか難しい計算ですね。一遍に私らはちょっと頭に入りきらん。今後どのように活用されるんですかね。

#### ○中西業務課長

今後の資金運用ということの御質問でございますが、先ほど申し上げました内容と重複いたしますが、借入金の抑制と同時に手持ち資金の余裕度・安定度を念頭に作成した

水道事業ビジョン、こちらの財政計画の考え方を基本といたしまして、建設改良事業における自己資金こちらの補填財源も含めた自己資金の計画的な使用を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

#### ○大田委員

なかなかこの企業会計というのは我々一般人だと分かりにくいんじやが、今後、我々誰が見ても分かりやすいように、以後記載をお願いしたいと思っております。

今年度も純利益が2億円を超えるというふうに計上されておりますが、昨年と同じようにこの金額をどのように捉えているか、ちょっと水道局の考えをお示してください。

#### ○中西業務課長

純利益2億円の考え方ということでお答えさせていただきます。

純利益の考え方につきましては、適正な料金水準といった角度で説明させていただきたいと思っております。

水道事業の料金水準を決定するに当たりましては、総括原価方式といったものを採用しておりまして、日本水道協会が策定した算定要領では、期間中に給水サービスを行なうために必要な費用に施設の建設改良や企業債の償還等に充当すべき資産維持費、これを加えることとされております。

この資産維持費が純利益に相当するものでございまして、この額につきましては維持すべき資産の3%とされております。その維持すべき資産がどの金額なのかということですが、たびたび申し訳ありません、貸借対照表もう一度見ていただきたいと思います。7ページをお願いいたします。

7ページでは、光市水道事業が年度末に有する資産の総額が示されておりまして、このうちこのページの右から2列目の下から2行目の金額96億1,290万1,348円、これが有形固定資産の総額となっておりますが、これに非償却資産であります、減価償却を行わない資産、イの土地と、トの建設仮勘定、これを減算いたします。

最後に、恐れ入りますが9ページをお願いいたしまして。

こちらの資産のうち源泉を外部から収入したものについて、繰延収益という形で会計上整理しておりますが、繰延収益の合計、9ページの右端の下から2行目の金額14億2,466万2,672円、これを減算いたします。その結果、先ほど冒頭に申し上げました維持すべき資産の総額は約80億円、7億9,000万円から80億円ぐらひとなります。これに3%を掛けますと約2億3,900万円となります。令和3年度の純利益2億895万787円に對しまして約二、三千万円不足する結果となります。

以上の結果、十分ではございませんが、おおむね適正な純利益だったと考えております。

以上でございます。

#### ○大田委員

そうなると2億二、三千万円の純利益を上げていかんにゃ、皆さんに安全な水道事業は行いにくいという考えで、この2億円の純利益というのはある程度妥当なということに考えられるわけです。それでいいんですかね、そういう考えで。

○中西業務課長

持続的な水道事業を行うための健全な財政状態ということの目安でございまして、今年度の純利益については、おおむね適正だったと考えております。

以上でございます。

○大田委員

そういう考えを持っておられるのだったら、今後とも2億円強の純利益を常に目指していかなくてはいけないと思いますので、よろしく頑張っていってもらいたいと思っております。

○田邊委員

今の純利益2億800万円を上げたというところで、14ページのこれ令和3年度からこの経営指標は出たわけですね、ちょっとここを聞いておきましょう。

経常収支比率の下、料金回収率が106.32%、これは恐らく水道を作る工程の上で、どれだけ作る経費と、そして水道料金、その割合のところが一番分かりやすいところと一番市民にかかるところであると思うんですけど、106.32%というところ、これがマイナスになった場合は厳しいとは思うんですけど、ここの部分、これは平均的に106ぐらいで、そして今回でも2億800万円の利益と考え方なんですけど、これ県内はどれぐらいの平均値になるわけですかね、ちょっとそのあたりが分かれば教えてもらいたい。

○中西業務課長

料金回収率の県内平均ということでございますが、県内平均の数字は持ち合わせておりませんが、光市は県内13市のうち5番目ということの数値は抑えております。

ちなみに全国平均の数値は持っておりますして100.05%、類似団体我々でございまして給水人口3万人から5万人の給水人口規模ではありますと95.79%というふうになっております。

以上でございます。

○田邊委員

100.05%とかという全国平均になると、先ほども言った動力費で恐らく1,000万円当たりの会計年度で予算より決算が赤字だった場合は、これは恐らく経営は厳しくなるというところでは、うちはその106あるからまだまだどうにかこの経営的にはどうにか考えられるところは余裕があると思うんですけど、このあたりは全国は結構厳しい平均値にはなっておりますね、今私が思ったんです。それと13市のうちの5番目というところで、先ほども言ったように業務活動は大変良好なんだと思うんですけど、そのあたりの

回収率の部分というところが、そのあたりの兼ね合いが多分重要なところと思うので、今後もよろしくお願ひします。

以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「認定すべきもの」

②議案第47号 令和3年度光市水道事業未処分利益剰余金の処分について

説 明：中西業務課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全員一致「可決すべきもの」

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

(2) その他 (所管事務調査)

質 疑：なし

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

2 病院局関係分

(1) 付託事件審査

①認定第2号 令和3年度光市病院事業決算について

説 明：桑田病院事業管理者、川崎病院局経営企画課長 ～別紙

質 疑

○西崎委員

大和総合病院、光市民病院の医師給与についての質問でございます。

参考資料の22ページに、医師数は光市民病院が16、大和が7、プラス会計年度任用職員が2名、計25名となっております。

それから、今の参考資料の7ページと11ページに、それぞれの病院の医師の給料、手当が載っております。

給料と手当を合計すると6億3,735万5,000円になるんです。それを医師の数25名で割ると、これは会計年度任用医師なんかおられますから正確ではないと思いますけど、光市の病院に勤める医師の平均給与は、手当を入れると年間2,550万円ぐらいになるんですが、大体計算としては正しいんでしょうか。

○川崎病院局経営企画課長

今、委員からお話のありました医師の給与手当については、正職員以外の会計年度任用職員の医師や大学から派遣されてくる非常勤の医師の給与手当も含んだものの合計になってまいりますので、正職員の医師だけの給与手当というものではございません。

参考までに令和3年度の決算ベースでいけば、正職員の医師の平均年収は、約1,740万円になる計算になります。

以上でございます。

○西崎委員

今、医師の手当がかなり大きなウエートを占めておるわけですが、今のは手当も入っておるんですか。

○川崎病院局経営企画課長

基本給と手当、期末勤勉手当等を含んだ総額の年収の計算でございます。

○西崎委員

医師は、手当ってというのが、かなりウエートを占めておりますが、これは期末手当が大体メインなんでしょうか。それともほかに初任給、手当とか研究手当とか、結核患者接触手当とか、そういうものを含んでおりますか。

○川崎病院局経営企画課長

全ての手当、期末勤勉手当、そういう委員が言われたような研究手当とか、全てを含んでの数字でございます。

○西崎委員

はい、了解いたしました。

○田邊委員

両病院の総収益は、前年度と比べ5億7,278万円と9.1%の増加というところなんです。総費用が1億6,919万円これは増加したんですけど、純利益が1億4,684万円の純利益が発生したと。

光総合病院は、当年度の純利益189万989円、そして大和総合病院は1億4,495万2,459円というところではありますけど、令和3年度1年間の経営成績、これを明らかにするために、3つの段階で利益を確認したいと思います。

決算書の3ページをお願いします。損益計算書の通常業務活動の損益が、結果として7億7,683万円、これは事業損失を書いている。通常業務の活動に加えて資産調達に関する損益の結果として、経常利益、2億5,485万円ではありますが、当年度の純利益は1億4,684万円で、この辺りを具体的に、もう少し詳しくお願いしたいんですけど。病院局トータルとして。

○川崎病院局経営企画課長

病院局トータルとしていきますと、先ほど、委員から参照がございました3ページ、それから17ページ以降の収益費用の明細書等になるわけですが、病院事業全体といたしましては、委員が言われました2億5,485万円の経常利益、それに対して臨時的な特別利益、特別損失のプラスマイナスをした結果、純利益が、今回、病院事業では1億4,684万円の黒字ということで、平成29年以来の黒字という結果になっております。

以上でございます。

○田邊委員

1億4,684万3,448円の純利益が発生したというところでありまして、決算書17ページなんですけど、この新型コロナウイルスの感染症による国、県の補助金は、この明細でよろしいわけですか。

○川崎病院局経営企画課長

17ページの医業外収益に補助金がございます、県補助金、国補助金がございます。これは、コロナウイルスに係る補助金と、別の補助金等も含んだものなんですけど、県補助金につきましては、7億4,414万円のうち7億4,305万円がコロナウイルスに係るものになります。

国の補助金1,395万円のうち595万円、補助金全体では7億4,900万円が、コロナウイルスに係る補助金ということになります。

以上です。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○田邊委員

先ほどの答弁によると、7億4,900万円ぐらいと、もう一度確認ですけど、その辺りでよろしいんですか。

○川崎病院局経営企画課長

コロナウイルス感染症に係る、国、県の補助金の合計額については、7億4,900万円になります。

以上です。

○田邊委員

分かりました。そういったものがあって、今回は純利益が出たというところではありますが、今後も利益が出るようにお願いいたします。

決算書7ページをお願いします。固定負債及び流動負債は今後返済が必要となるところの財源であり、将来、今後負担するものであると私は思っております。110億5,122万円について、当局のお考えをお願いします。

#### ○川崎病院局経営企画課長

7ページの貸借対照表の負債の部のことですが、負債のうち、固定負債というのは建設改良のため資金調達した企業債と令和3年度末時点で職員が自己都合で退職すると仮定して算出した退職給付引当手金でございます。

流動負債は令和4年度に返済する企業債、令和3年度に発生した費用で、令和4年度に支払いする未払い金とか、職員の給与費から預かっている税金などの預り金、4年度に支払う賞与、法定福利費の費用引当金になります。

流動負債は、今後1年間に支払いを行う必要があるものになりますが、この短期的な安全性の診断に、流動比率というのが用いられますので、この流動比率というのが、流動資産を流動負債で割るものなんですけど、流動比率が高いほど短期的な安全性が高く、財務上の問題が少ないと言えます。流動比率が100%を下回るような状況では、支払いに固定負債や自己資本が使われることとなったりして、安全性も危惧されると言われております。

参考までに、これ監査意見書の61ページに、こういった数値も載っております。令和3年度が545.0%で、令和2年度が508.4%になりますので、良好と言えると考えております。

以上でございます。

#### ○田邊委員

当局の考えでは、この監査意見書の61ページにあるこの流動比率の部分で大丈夫だということですね。分かりました。

それで、今の繰延べ収益ですけど、決算書の7ページの一番下。これは、繰延べ収益は工事等を行う上で過去にもらった財源、補助金負担金等を長期前受金として計上し、固定資産の耐用年数に応じ、将来に繰り延べるものであります。会計上の負債は9億5,517万円でありますけど、これは返済が不要と私は思っておるんですけど、その辺りについてはどういった考え方ですか。

#### ○川崎病院局経営企画課長

繰延べ収益でございますが、繰延べ収益は返済が不要な負債というような考え方についてということですけど、繰延べ収益というのが平成24年度に公営企業の会計制度の見直しがあって、新たに制定された勘定科目になります。

見直し前までは資本の部に計上されていた資産取得の財源となった補助金や、一般会計からの企業債の償還のための負担金でした。会計制度の見直しに伴い、資産取得に充

てられた補助金とか負担金、交付された年度に全額収益化とはせずに、長期前受金として一旦負債に計上して、繰り延べて資産の減価償却に合わせて毎年度収益化するような制度となりましたので、負債の部に構成されておりますけど返済義務がある負債ではないということには、言われるように留意する必要があると思っています。

以上でございます。

#### ○田邊委員

財源では、その長期前受金として計上する部分でありますので、その辺りは分かりました。

最後の質問をお願いします。

同じような質問をしたんですけど、キャッシュフローですが、15ページ。このキャッシュフローの3つの業務活動、この部分です。

資金の収入収支に関する情報を、これ、3つの活動区分の別に表示したキャッシュフロー、業務活動によるキャッシュフローではプラス7億4,863万円。次のページ、16ページは投資活動によるキャッシュフローでは、プラス2億7,530万円と、そして、また財務活動によるキャッシュフローではマイナス2億4,608万円である。これらから、業績負債返済負担及び資金繰りなどを、今後はどういった考えをお持ちかというところを総括して教えてもらいたいんですけど、よろしくをお願いします。

#### ○川崎病院局経営企画課長

キャッシュフロー計算書でございます。キャッシュフロー計算書というのが、1年間の収支の状況ということでございまして、令和3年度における資金ですが、業務活動で得た資金というのが約7億4,800万円プラスで、固定資産の取得とか売却で得た資金が2億7,500万円と、これは企業債の償還とかに係る財務活動によるキャッシュフローに充てた結果、今回でいえば、期首と比較しますと7億7,700万円増加して、41億7,300万円余りの資金の期末の残高という状況になっております。

以上でございます。

#### ○田邊委員

だから、その本業の業績については、おおむね良好であるというのは判断はできるというわけですね、最初の業務活動ではプラスなんだから、今回は。そこ、教えてください。

#### ○川崎病院局経営企画課長

通常の業務活動の利子による資金の収支ということで、投資とか企業債の償還等にどれだけ資金を使用できるかっていうところの把握もできるのですが、今回についてはプラスということになっておりますので、順調ということと考えております。

#### ○田邊委員

投資活動についてはプラスになっているけど、その辺りの注意点はどうなんですか。

○川崎病院局経営企画課長

投資活動、通常の業務活動の基礎となるような固定資産の取得とか、売却に関する収支の表示なのですが、今回、プラスということで、固定資産の売却による収入等もありましたので、今回については、例年よりも数字的には大きい数字となっております。

以上でございます。

○田邊委員

財務活動のキャッシュフローマイナスの部分、3つが一番大事なわけなんです。これ、プラス、マイナス、プラスとか。なら、財務活動がマイナスになってくる。

○川崎病院局経営企画課長

これは、財務活動は企業債とか資金調達と返済のための支出なのですが、この辺り、今回借り入れた額よりも償還による支出のほうが多いということで、財務活動によるキャッシュフローはマイナスということになっておりますが、投資活動とか業務活動によるキャッシュフローのほうで、合わせますとプラスということで、7億円余りの資金増加ということになっております。

以上です。

○田邊委員

分かりました。総括としては、今回はプラス7億円で、しかしながら、コロナの補助金もあったというところで、今後もそういった経営努力をしてもらいたいという点と、今、患者の数が著しく減った部分があると、その辺りの問題点は、今後解消してもらいたいということをお願いして、私の質問は終わります。

以上です。

○早稲田委員

先ほど決算参考資料の説明の際に、8ページだったか、期限の切れた薬品等の廃棄についての説明がありましたが、令和2年度より令和3年度の方が、光総合病院については増加しておりまして、増加の要因について説明をお願いいたします。

○大濱光総合病院総務課経理担当課長

委員、御質問の件ですが、決算参考資料の8ページ、真ん中辺り、資産減耗費の中の棚卸資産減耗費のところで、令和2年度の金額より令和3年度のコレが75万3,445円で91.7%増、この理由をもう少し掘り下げてほしいということだと思いますので、御説明いたします。

簡単に御説明しましたとおり、この理由は医薬品等の廃棄によるものですが、令和3年度については、その中でも抗がん剤等の高価な医薬品の廃棄を出す結果となってしま

いました。

利用できるように、院内でも薬事委員会等で検討を重ねてきたんですけど、どうしても転用とか、特殊なものですからほかに使うことができないということで、廃棄処分にしたものでございます。

以上でございます。

○早稲田委員

抗がん剤などの高価なものが廃棄の対象だったということで、なかなか、それについては使い道とか、患者さんによって違う、毎年違うので難しいところだと思います。

そして、もう一つ質問なんですけれども、この薬品等の廃棄についての廃棄処分については業者委託をしているのでしょうか、お示してください。

○大濱光総合病院総務課経理担当課長

医薬品については、廃棄を分けて業者委託にしております。

以上です。

○早稲田委員

じゃあ、業者委託ということで、ちょっと廃棄を分けてっていうところが気になるところではありますけれども、業者に委託しているということで、私の質問は以上です。

○大田委員

ちょっとこれ、記載は私、よう見つけないんですが、光総合病院と大和総合病院の貯金額、ちょっと教えてほしいんですが。

○川崎病院局経営企画課長

決算参考資料の3ページ、4ページ。3ページのほうが光総合病院の比較貸借対照表で、2の流動資産のところに、預金現金ということで20億8,122万円。

4ページの大和総合病院の流動資産、2のほうの流動資産、大和総合病院のほうで20億9,240万円ということになっております。

以上です。

○大田委員

大和も約20億円とお聞きしたんですが、前回か前々回にもお聞きしたんですが、光総合病院は30何億円あったんですが、それがこれだけ下がったということは、何か理由があったんですか。

○佐古光総合病院総務課長

以前もこちらの委員会でお答えしたと思いますが、新病院建設時に15億円、医療機械購入に充てております。

以上でございます。

○大田委員

今年度は今まで17億弱だった、これ、20億円に増えたちゅう理由は。

○大濱光総合病院総務課経理担当課長

令和2年度と令和3年度を比較すると6億2,000万円程度増えておりますが、大きな理由としては、先ほどから申し上げておりますとおり、コロナの補助金等で医業外収益が伸びていますので、その部分がキャッシュポジションを増やしているものでございます。

以上です。

○大田委員

その説明だと、国から7億何ぼのほとんどが貯金額も増える収益と考えられるんですが、そういう解釈でよろしいですか。

○田村光総合病院事務部長

数字だけを見るとそういう形になりますけども、先ほど総務課長が言いました機械を購入したので、収支のほうでは減価償却として上がっています。

本来なら30億円は27億円じゃなくて、借金をして買うと現金は減りませんけども、減価償却分を実際にお金はお金を出なくて、その分が、収支のほうでトントンになると、その分がたまってくるという形になります。

だから、本来でしたら、国からの補助金が収支のほうに入って現金は増えない状況というふうになりますけども、実際には建設時に現金を使っているんで、形としてはそこに埋め合わせをしていっている格好になっています。

委員が言われるのは、建設時に現金を使うのかどうかという考え方だと思いますけども、現金を使わなければ、多分増えるんじゃないかと、現金そのまま一緒になってくるかなという。それは、だから借りずに、うちのお金を借りて買ったというふうに見ただければいかと。

○大田委員

だけん、現金ということはキャッシュがあるということですよ、病院に。それで、それを今、国からキャッシュで入るでは、要するに、いろんな帳簿で出しよったから残っちゃったという感じのみたいな、そういう感じの言い方じゃったと思うんですけど、それで間違いないですかね。

○田村光総合病院事務部長

数字的にはそういうふうに見えらると思っております。

○大田委員

キャッシュがそれだけあるということは、だいしょ、余裕も出てきたということなんでしょうが、次に移ります。

決算参考資料の1ページないし8ページに、特別損失で固定資産売却損と7,700万円という金額があるんです。これ、ちょっと説明してほしいんですが。

○大濱光総合病院総務課経理担当課長

この固定資産売却損については、9ページに固定資産売却代金、1億2,700万円というのがございます。1991年になるんですけど、この土地を買ったときの金額が2億450万3,574円でございますので、その差額を特別損失で上げたものでございます。

以上です。

○大田委員

2億400万円で、1990年、買った土地の損益が1億2,700万円。それで、こっち側の固定資産売却損が7,700万円。ちょっと意味が、ちょっと分からないんです。

○田村光総合病院事務部長

すみません。正式な数字を言えませんが、一応、土地の金額が2億円で購入して、資産として入っています。今回1億2,000万円で売却したので、その2億円の土地がなくなりました。8,000万というか6,000万円、7,000万円、その金額を特別損失で上げたということです。

○大田委員

私はちょっと分からないので教えてほしいんですが、決算書の15ページのキャッシュフローに固定資産売却損7,900万円というふうには書いてあるんですが、これにも関わってくるわけです。これは関わってこないんですか。

○大濱光総合病院総務課経理担当課長

ここに書いてある数字ですけど、売却分ではなくて除却損でありますので、この駐車場を造るときの費用というか、構築物等のようなものを除却した損でございます。

○大田委員

私、ちょっと、よう理解しなかったんですが、これは要するに1991年に2億円の土地を買って、このたび、1億2,000万円で売って、7,700万円の帳簿上の損益が出ましたと。それは、ある程度分かったんです。

それが、ここの固定資産除去損の7,900万円と私は関係していると思うんですが、そのところをもう一遍説明してくださいとお願いしておるわけです。

○大濱光総合病院総務課経理担当課長

売却損というのは、購入した土地の購入額と、今回、売った額、この差額を売却損で上げているんですけれど、除却費というのは、駐車場を整備したときにかかったもの、かかった費用などがそのまま減価償却されておりますので、今回、土地を売りましたので除却したということです。

○大田委員

だから、この7,700万円の売却損と、そのそういう整備やらをしたのを足した額が7,900万円になったという、今の説明やったら、ちょっと理解になるんですが、ちょっと違うような気がするんです。

○西村病院局管理部長

大田委員が言われるとおりです。売却損が、ここに計上されています。  
以上です。

○大田委員

今、私の理解のとおりでよろしいんですか。はい。分かりました。  
次に移ります。14ページ、企業債の概況について、ちょっと、もう一遍、説明してほしいんですが。

○川崎病院局経営企画課長

決算書の14ページの企業債の概況についてのことですが、光総合病院、大和総合病院の企業債の前年度末の残高、そして、令和3年度に事業をするために借り入れた額というのが両病院で7,900万円。そして、償還が3億2,508万円で、差し引きして令和3年度末の企業債の残高が76億6,355万円という状況になっております。  
以上です。

○大田委員

分かりました。この文章を見たら、その数字は分かります。  
だけん、光総合病院の財政融資資金で、前年度未残高が66億5,400万円ある。それで、本年度の借入額が4,100万円で、本年度の償還金が1億600万円、だから、本年度未残高が65億8,000万円というふうに書いてある、そのちょっと内訳、こういうような書いてある内訳を教えてくださいというわけです。数字のを読むだけじゃなくて。

○西村病院局管理部長

決算書の25ページに光総合病院、26ページには大和総合病院、これの内訳がここに記載されております。  
以上です。

○大田委員

そねえに、分からんように言わんと、分からん人が聞きよるんじゃから、分かるように答えてほしいです。

○西村病院局管理部長

この企業債明細書は、発行年度、それから発行総額、それから、これまでに幾ら償還をしてきたかという金額、それから5年度に償還した金額、それから差し引いた未償還残高というのが記載をされております。そして、一番右から2番目に中間の償還の終期、いつ返済が終わるかという記述も、ここに記載をされております。

そして、その光総合病院の下の小計の欄がございますが、この数字が、先ほどの14ページですか、そこに計上をされております。

以上です。

○大田委員

この光総合病院でいうと25ページですよ。それで、66億5,400万円という数字は、どっから導き出されたんでしょうか。また、今年度借入れ高4,100万円、本年度の償還高ちゅうのは1億697万2,000円というのは、ここに書いてあるから分かるんですが、66億5,000万円という数字は、ちょっと、私にはよう見つけきらんなんですが。

○西村病院局管理部長

未償還残高に当年度の償還高をプラスすれば、前年度末残高になります。それと左側に、令和3年度財政融資というのがございます。発行年月日が令和4年3月29日、これが4,160万円で、本年度の借入れでございます。

その横にある1億600万円、これが本年度の償還高、それから未償還残高は、ここに書いてございます65億8,800万円。

以上でございます。

○大田委員

この前年度の前年末残高は66億5,000万円というのは、発行総額ではないですよ。66億5,000万円というのは、どっから拾い出してきたんでしょうか。

・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○西村病院局管理部長

委員からは、14ページの前年度末残高、これを25ページの企業債明細書から求めることができるのかというお尋ねでございました。

まず、25ページの発行総額がございます。72億1,120万円、これから今年度発行した4,160万円を差し引きます。そうしますと71億6,960万円になります。ちょっと端数は全部切らせていただきたいんですが、それと償還高累計というのがございますが、6億2,252万8,000円、これから当年度償還した1億697万円を引きます。そうしますと5億

1,555万6,000円になります。

先ほど申しあげました発行総額から、今年度発行した金額71億6,960万円から、この5億1,555万6,000円を引きますと、14ページの前年度末残高66億5,400万円になります。以上でございます。

○大田委員

はい、了解しました。

この辺は難しい表し方でいらっしゃるから、我々が見たら全然分からないわけですよ。だから、今後はもっと見やすいようにお願いします。

それから、参考資料の収支比率やら経常費用比率なんかを見させてもらっていると、大和病院は医業収支比率が99.4%だと、今年度が。それで、光総合病院が81.1%とちょっと経常費用比率にしても、大和より光のほうが比率が悪いわけなんですよ。経常収支比率は全般で見ると100%は超えちよるんですが、令和2年度まではもっと悪かったんですが、それは改善されたんですが、これを上げようとするちゅうにはどういうふうにしたら上がると思っておられますか。

○田村光総合病院事務部長

今、コロナの即応病床の対応を行っています。全国的にその対処が終わってから病床が一般病床として使えるようになったときに、初めて通常の病院運営ができていくかなと思っています。それが始まって、やっと経常収支比率の目標に向けて努力していければというふうに考えています。

○大田委員

そうなると大体、平成30年度から令和元年度の経常収支比率も30年度は97%で令和元年度は88%、それで医業費比率なんかも93から84.7、経常費用比率も82.2とうたってあるんですが、これは令和2年度ぐらいになると、先ほども言われたように7億4,000万円ぐらい入ったから貯金もできたし、利益も上がってきたというふうになっているんですが、それが入らないとまたこの辺は下がるんじゃないかという懸念がすごく浮かぶんですよ。そのところはどういうふうにご考えておられますかね。

○田村光総合病院事務部長

経営状況の問題になりますけれども、令和元年に病院の建設が終わって、令和元年の5月から始まって徐々に入院患者数が増えてきて、年末に差しかかった折に今回のコロナ騒動が始まりまして、2年は丸々と、3年も丸々と。3年度はたまたま補助金等で黒字になりましたけれども、今後も当初の長期計画においても建設がありますので、経常収支が100にいくというふうには考えていません。コロナ禍がありましたので、5年から若干延びるかなというふうには危惧はしていますけれども、コロナ禍が終わった状況において、また計画の見直しをすべきじゃないかなと思っています。

通常どおりでいきますと、少なくとも建設費が上がっていましたので6年、7年ぐら

いには経常収支をゼロに持っていきたいとは考えていましたけれども、ここもまだ流動的で、また委員さんとも相談しながら説明をしながらやっていきたいと思っています。

#### ○大田委員

それはコロナで特殊なのでありますが、たまたまこの7億4,000万円というお金が入ってきたから病院も大分潤ってきたというふうになっているんですが、もしそれがなかったらどないなるんじゃないかちゅうような感じでおるわけですが。

今、事務長が言われたように、いろいろ考えて今後とも収支比率を上げていこうというふうに思ってもらえるといいかなと思うちょるんですが、それに期待して今後とも病院経常には努力をされて、入院比率なんかもあまり60.何%やなくて89から90何%に上げていって、ドクターも看護師ももっと増やすようにしていって収支を上げて、光総合病院というものはっきりと皆さんに示すような施設につくっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

討 論：なし

採 決：全会一致「認定すべきもの」

#### ②認定第3号 令和3年度光市介護老人保健施設事業決算について

説 明：原田介護老人保健施設事務係長 ～別紙

質 疑

#### ○西崎委員

決算参考資料の8ページ、ここには委託料一覧がございます。この委託料一覧の中に介護業務というのがあるんです。去年は930万円、今年は650万円ほど、これはどういう業務をどこに委託しているんでしょうか。

#### ○原田介護老人保健施設事務係長

まず、委託先は2社で、株式会社テクノサービスと株式会社ニチイ学館でございます。業務内容は、食事の介助、整容介助、入浴介助、排泄介助、移動・移乗介助、環境整備、利用者の話し相手等、多岐にわたります。以上でございます。

#### ○西崎委員

要約すると、まほろばの職員の勤務体系と申しますか、正職員が29名、会計年度任用職員が15名、これを合計しますと44名で、そのほかに今の2社による業務委託を去年は931万円ですか、この三層構造になっているというふうに考えていいんですかね。

○原田介護老人保健施設事務係長  
お見込みのとおりでございます。

○西崎委員

私の今までのイメージは、看護師12名、介護士が10名、それから介護支援専門員等職員が5人か6人いらっしゃるんですが、そういう業務以外に人数はちょっと分かりませんが、恐らくかなりの人が業務委託を受けてやっていると思うんですけど、これはこの職員の一覧以外にかなりの人間がいるということは分かったんですけど、これは赤字を重ねているまほろばとしたら適正な業務のために要る職員なんですか。

○原田介護老人保健施設事務係長  
施設基準等の維持に必要な人数と考えております。

○西崎委員

委託先はテクノサービスとニチイ学館ということでございましたけれど、人数は延べ何人ぐらいいらっしゃるんですかね。

○原田介護老人保健施設事務係長

当時ですけれども、テクノサービスとは、平成31年5月21日から令和3年5月20日の間に1人の方をお願いしておりました。

それから、株式会社ニチイ学館とは、平成30年6月18日から令和4年3月31日の期間、2名の方をお願いしておりました。

○西崎委員

思ったより派遣されてくる人数が少ないということは分かりましたが、それでも今の委託料はかなりの金額になるわけですよ。それで、業務内容も排泄のお手伝いとか入浴、食事のほうの補助とかまほろばとしたら、一番最低限のこれは非常に厳しいというか、仕事、業務をさせているわけです。

それで、これは要るんでしょうけれども、正規の職員、会計年度任用職員や介護士がやるというわけにはいかないんですかね。

○原田介護老人保健施設事務係長

質問とそぐわないかもしれないんですけども、まずは正職員をもし雇うとすると費用が多くかかりますので、費用を抑えるために当時であれば臨時職員、今であれば会計年度任用職員の募集をかけたんですけども、応募がございませんでしたので、苦肉の策というか、代替措置として委託しておりました。

以上でございます。

○西崎委員

7ページの会計年度任用職員の中で、職種で介護士というのがございます。10名ほどいらっしゃいます。この方の仕事はどういう業務でございますか。

○原田介護老人保健施設事務係長

今申し上げた業務に加えて、レクリエーション等の実施・立案、それから計画等、会議等への出席というものが含まれております。

以上でございます。

○西崎委員

非常にホワイトカラーやらの仕事、レクリエーションとか会議の打合せと。財政的に非常に厳しいまほろばなんです。だから、本来は当然そういった余裕は介護士さんにはないはずなんです。ね。

私は900万円もかけて、さらにこういう業務を第三者に委託するというのはちょっと問題があるなあと考えております。その辺はいかがですかね。

○原田介護老人保健施設事務係長

業務としては当施設だけではなく、ほかのところも同じような形で行っているところはございます。もちろん、正職員、会計年度任用職員で賄えることが当然であり、そのようにしたかったんですけれども、やはりこの近隣に施設等が多くございまして、なかなか介護職員等が見つからないという事情もございましたので、仕方なしということでやっておりました。

以上でございます。

○西崎委員

この介護士さん10名に限っていうと、恐らくまほろばができた頃からの採用された職員だろうと思うんです。それで、非常に恵まれた仕事を給料の割にはしていると私は思います。まほろばに置かれた厳しい財政的な状況からすると、今の委託業務を振り返るとか、あるいは介護士さんたちにもうちょっとほかの仕事を援助させるとか、その辺は今から考えていってほしいと思います。

○大田委員

今年度も7,200万円ちゅう赤字が出たわけですね。それで、その中において一般質問でもさせてもらったんですが、実質的な経営者は原田係長なんです。今こういう我々にも課長が全部答弁されて、まほろばだけが係長なんです。そこのところを管理者はどういうふうに思っておられますか。

○桑田病院事業管理者

私は管理者になったのは平成29年なんです。その前から院長として管理者を会議に

呼んでいたり、そういうときにはまほろばのほうが経営状況が悪いということだったんですが、課長の上の大和総合病院の部長が運営を見ているということがあったそうです。そういう系統でやっています。

なぜ課長がいないかということに関しては、さっき言ったように、私が課長しか入れないということに病院事業の管理者になる前には課長がなくてその上に部長がおるということで理解しておりました。課長がなくて部長、その下に係長ということで思っております。

#### ○大田委員

よう把握し切れなかったんですが、市の職員の中においても係長は従業員なんですよ。課長からは経営者の一員なんですよ。そういう状況において必死に責任を持って係長をやっておられるわけですよ。そこに係長しかおらないんじゃないかと言うたら、管理部長や施設長もおられる、事務長もおられると言われたわけですよ。これを見ると、施設長は医師と思うんですが、会計年度任用職員以外の人間が入っていないわけですよ。

そのような人が会計年度任用職員も、それは施設長として立派に施設を運営されておるかも分かりませんが、この中においては常に今までずうっとここ何年かは係長が全部、実質的には経営者みたいな感じでものを言っておられるわけですよ。そここのところを私は物すごく違和感を感じていたわけですよ。それで、前回のときにも、管理者は助言を与えちよるだけというような感じの物言いでおられたから、まずはそこに違和感を感じちよるわけですよ。

当然、一般質問でもさせてもらいましたが、3施設の運営管理をするので、それを承知で私たちとしては引き受けられたと思っておって、また今までもずうっとそういうふうに言っておられたんですよ。それに対して急にそげんなことを言われたから、実質的には係長が施設運営されておる。そここのところは違和感がすごくあるわけですよ。それで、諸経費を削る諸経費を削ると言いながら、なかなかそこまでできないじゃろうと思っておるんですが、その辺のところはもう一遍ちよっとお答え願えませんでしょうか。

#### ○西村病院局管理部長

一般質問でも御答弁させていただきましたけれども、いわゆる病院局というのは3つの施設がございます。基本的には、それぞれの施設を管理するものは、その施設の院長なり、事務部長等が常に状況を見ながら、自らの施設がよりよい医業、また介護を提供するようにいろいろ考えながらやっているわけでございます。その各施設の経営状況については、事業管理者もちゃんと把握はされております。それを把握した上で何か改善すべきことがあれば、その辺りは経営会議というのをやっておりますので、その中で協議、検討しているところでございます。

#### ○大田委員

以前から経営改善をどうしたらいいのか、入所者数はなかなか進まんが、通所に力を入れるべきじゃというふうな感じのものをずうっと言っておられたんですよ。いや、言

っておられたんですよ。それでまた、それに対してどうかちゅうて私は思っているんですよ。

係長は施設を見ながら通所、入所、それで経営状態を見ながら、そうしたら通所は相手先に行っていないとか言われているんですよ。通所に関しては、今現在はコロナじゃから、そこの相手先のところまでは行かれないと言われておったんですよ。そういうふうな通所に力を入れなさいよと言いながら、コロナじゃから相手先にも行かれないと。それじゃあ、経営ちゅうのはどうやって立て直していくんですか。通所に力を入れ入れ言いながら、そういうふうな相手先へ行かれない、また大和病院の事務部長もそういうふうなことを答弁されていたんですよ。だから、通所に力はどういうふうにして入れるの。

#### ○桑田病院事業管理者

この話の流れですけれど、もともと私は入所者を増やせという話をしておったんです、長い目で見ると。そのときの段階じゃなくて、就任してからも随分その前からも言われておったんです。常に赤字になっておるから、入所者を何とかしなさいという話をずっとしていたんです。

あくまでも僕は入所者数を増やすことを指示というか、お願いしていました。

そのためには、一つは、いかにほかの病院とも密な関係をしっかりとつくっていくことが大事じゃないかという話をしましたし、僕も院長をやったときに退院が決まって御紹介してもいつ頃に受け入れますよとなかなか話がないということがありましたので、その辺はどうなのかという話をしましたが、やっぱり人数の関係はどうかということでしたが、なかなか審査が進まなくて先に進めないからということがあったので、それでは困るので、できるだけ審査を早めにして早く入所するようにしなさいという話はしました。そういうことをまず、入所の話はしました。

それが今、委員から、大和総合病院からなかなか入所が難しいということを言われましたので、そういうことで入所が難しいのであれば通所を増やすしかないですねという話をしました。そういう状況で指導なり、お願いなりをしております。

#### ○大田委員

入所ははっきりしているんですよ、平成28年じゃったかね、大和総合病院が在宅復帰強化策を取ったときから、大和病院からまほろばに入所がぐっと減ったんですよ。それで努力されて皆さんにお声かけされたんじゃないと思うが、でも減っているんですよ。

それやから、通所を増やしてくださいというような話じゃったと思うんですよ。入所に入れなかったら通所を定員いっぱいに入れてくださいというような頑張らにやいけませんよちゅう話じゃったと思うんですよ。それだと、その通所を増やすためには、実質的な経営者である係長が現場の中に入って切り盛りすると、そういうのじゃできないでしょうと私は言っているんですよ。

#### ○桑田病院事業管理者

係長だけが行くということは、ちょっとそれは認識が足りていないんじゃないかと思うんですよね。もともと行くのはケアマネとか、事務の人が行くことであって係長自身が行くところではないんですよね。だから、係長だけじゃなくて、ほかの職員もみんな努力しておるんです。なおかつ、私たちもそういうところへ行ってお話をしますから、一人でやっておるわけじゃなくて全組織でやっておるわけですから、それは一人でやっているからどうこうということは、僕はどうかなあとと思いますけれど。

#### ○大田委員

確かに一人でやっているんじゃないんですよ。それやから、この人間を見て介護士が10人、会計年度任用職員以外は12人と、介護支援専門員が1人。この人は。それに対して、また相談事に乗るし、中のことも見るし、いろんなこともやられて一人三役と。それで、介護士の人も中に入っている入所者の人の要するにいろんな入所者さんのサポートを一生懸命やりよっているんですよ。その空いた時間を探して外へ出て通所を探して来いと、今はそういうような感じのもののおっしゃり方をされているんですよ。そうではなくて、係長が今、一生懸命に周りを見てやりよっているわけですよ。

#### ○桑田病院事業管理者

その今の職員にそういうことをしなさいというような言い方は、私はしていません。ただ、係長も頑張っているけれども、ほかの職員もみんな頑張っているということなんです。それでなぜ係長だけをそういうふうに言うのかというのがあるんですよね。なおかつ、私たちもそういうことを見ながら助言したり、指導をしたりしておるわけです。そうやって今までやってきたのであって……。

#### ○大田委員

だから、皆さんが頑張っておられるのは分かっております。必死になって赤字を現場の人も一生懸命やりよって、それでも今回も7,000万円ちゅう赤字が出ておるんです。それで諸経費を削減します、それが一番というふうにも答弁をされているんですよ。諸経費削減ちゅうたら、要するに極端な言い方をすると、課長1人常勤で置くと結構お金が出るんですよ。係長の上に課長を常勤で置くと、そこは経費がかさむんですよ。だから、課長を置かれないし、事務部長にしたって大和総合病院との兼務なんでしょう。そうでしょう。

それだから、大和総合病院の事務部長がまほろばの兼務で、まほろばのことと半々にして見るかいうたら、そういうわけにいかない。大和総合病院をどうしても9ぐらいの感じで見ているわけですよ。それだから、中における役職は係長しかおらないから、ここにも来て一生懸命に答弁もされよるわけですよ。それで、一生懸命、事務やら経営のことは事務部長に相談に行かれるでしょうが、ほとんど一人でやっておられるわけですよ。それで、通所を入れなくちゃいけないと言うたら、通所の相手方にも行ったりされているんですよ。八面六臂の仕事をしていると思うんですが。

そういうふうになっておるから、もう少し本気と言うたら怒られるかも分かりません

が、上の方がもう少し手助けしてから、この赤字解消、民間譲渡もすぐじゃなくて何年か先になっておるわけですからさ。来年の4月1日やないでしょう、もう少し先でしょう。そやから、どうしてもその赤字解消というので、解消しなくちゃ来年度も市から2億円弱の金を融資しなくちゃいけないようになるわけですよ。それを減らすために赤字解消するためには皆さんが一体となってから、通所ないし入所の人を入れてこなくちゃいけないわけですよ。

#### ○桑田病院事業管理者

一体となるのは分かります。組織は一体となるんですが、私たちが入所者を入れるとか、そういうことはできないですよ。ですので、現場のことは、やっぱり現場の人たちに全部任せるべきだと思うんです。そのためにいろいろ、こちらのほうから助言なり指導をするというのは、これはそういう意味でのいわゆる管理であり、指導だと思いませんけれど。

#### ○大田委員

だから、入所の人も通所の人も、こっちから入所してくれませんか、通所してくれませんか言うて、こっちからお願いに行くわけでしょう。

#### ○桑田病院事業管理者

こっちというのは、私たちという意味ですか。事業管理者がということですか。それはできません。私は、その現場現場のところで経営にタッチすることはしないようにしています。全体的に見て総括的に責任を取るのは私であって、指導なり助言なりはしませんけれども、実際問題、彼に代わって病院へ行ってお願いしますということは、僕はしません。

#### ○大田委員

管理者でしょう。3つの施設の管理者でしょう。赤字を出したら赤字を減らす努力をするのが当たり前のことでしょう。私はできませんと言うけれど、管理者でしょう。3つの経営をされているんでしょう。

#### ○吉本副市長

これまでも市長、担当部長も御説明申し上げてきましたけれども、私も3月でしたか、それぞれの施設、特にまほろばの職員、本来なら十分な人員体制で十分なサービスを展開することができれば、それは理想ではあるわけなんですけれども、いろんな厳しい環境の中で、限られた人員体制で本当に血のにじむような努力をしてもらっていると思います。経営についても事業管理者をはじめ、いろいろ御尽力いただいていると思っております。

それで、これはもう本当に数年遅かったと思うんですけれども、この3月に施政方針で申し上げておりますように、そして3月の委員会でも十分に説明をさせていただきま

したけれども、民間譲渡に向けて4月から福祉保健部内に準備室を設置して、現在、鋭意取り組んでおります。

一般質問でも担当部長がお答えしましたように、現時点で、いつそれができるかどうかというのは申し上げる段階にはありませんけれども、そちらについてもスピード感を持ってできるだけ早くやれるように、今、努力しております。

一方で、これも先の一般質問で管理部長からも答弁がありましたけれども、どれぐらいの期間というのは、今は申し上げることができませんけれども、それまでに少し時間がありますから、その間はできるだけ赤字が少なくて済むように我々としても努力をしていくと申し上げているわけですから、それを皆さん方と一緒に、ここにいらっしゃる委員、それから光市議会の議員の皆さん、それから市民の皆様、関係する職員一体となって前に進むようにみんなで力を合わせていくと、これがこのまほろばの置かれた現状、それに鑑みると、それが今は一番重要ではないかなと思っております。

ですから、委員からもいろいろなアイデアを頂ければ、我々としても本当に助かります。よろしくお願いいたします。

以上です。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○大田委員

今、副市長が全員で一生懸命フォローしているというようなことを言われたんですから、今からそれを将来に向けて一生懸命に皆さんがフォローしていくと思われまますから、期待していますよ。

それで、キャッシュフローも期末残高が4,000万円、本年度が7,200万円の赤字と。ちょっとそこを説明してください。どういうふうになったら、7,200万円の赤字が解消できるのか。説明してください。

○原田介護老人保健施設事務係長

すみません、委員の御質問にさぐうかどうか分からないのですが、今回の決算で7,200万円の赤字が出ております。現金としては4,000万円しかなく、経営的にはかなり厳しい状況になっています。そのため、令和4年度予算のときにも触れましたが、当施設だけの努力では経営が難しいということで、1億円の経営支援という形で一般会計から繰り入れていただくようにし、運営をしております。

以上でございます。

○大田委員

1億円は令和4年度予算の計上じゃなかったわけですか。2億円弱の市当局からの繰入れは令和4年度予算じゃなかったのかいね。違ったの。

○原田介護老人保健施設事務係長

委員お見込みのとおり、1億円の予算については令和4年度の経営支援でございます。  
今、私がお伝えしたのは、令和3年度の期末残高で4,000万円しかないのに今後、同じ赤字を出した場合、約8,000万円の赤字になった場合に現金としてはキャッシュフローの減少額、約6,000万円が減るということで足りないのではないかという質問と捉えましたので、足りないと考えた末、一般会計から繰り入れてもらうようにということでお答えさせていただきました。

なお、今回の赤字額約8,000万円については、令和2年度の資金期末残高が約1億円ございましたので、それから約6,000万円を引いた額が残ったという形になります。

以上でございます。

○大田委員

令和3年度末までは何とか残高があったから回ったということでの解釈でよろしいわけね。

○原田介護老人保健施設事務係長

お見込みのとおりでございます。

○早稲田委員

1点だけお尋ねします。決算参考資料の8ページ、委託料の表の中で、介護業務のところ令和2年度に比べて282万円減になっていますけれども、それについて説明をお願いいたします。

○原田介護老人保健施設事務係長

委員の御質問ですけれども、さきの西崎委員の御質問と重なるとは思いますが、株式会社テクノサービスと令和3年5月20日の期間まで契約をしておりましたので、それ以降は1人人員を減らして頑張ったということでございます。

以上でございます。

○早稲田委員

分かりました。1人人員を減らしたということで理解しました。

以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「認定すべきもの」

(2) その他(所管事務調査)

○早稲田委員

1点、お尋ねします。新型コロナウイルス感染症の対応等で大変だと思いますし、新規感染者数も8月には最大になったところがございますけれども、今、私のほうで後遺症に悩んだ方が結構おられて受診されているのではないかとこの懸念がございますお尋ねします。

後遺症としては、味覚や嗅覚の障害とか倦怠感などがあると報道等で見ておりますけれども、陰性になってもそういった後遺症に悩んで診察を受ける方とかの状況はいかがでしょうか。お尋ねします。

○田中光総合病院医事課長

把握しております範囲で、月平均約2名程度来院されております。  
感染が急拡大しましたこの7月、8月で月5名程度でございます。

○早稲田委員

まだ少ないような状況で、実際にはそのような症状に悩んでおられても、時間がたてば治るのかなとか、陰性だから大丈夫かなというようなことでおられる方も多いのかなと思うんですけども、今後、そういう方が増えていくかもしれないので、様子を見ていただきたいといいますか、病院側としても注視していただきますようお願いいたします。

以上です。

○大田委員

今年度になって、光も大和も、ドクターが急に辞められました。私らは辞めてほしくないんですが、ちょっと理由か何か説明ができましたらお願いします。

○桑田病院事業管理者

整形外科としてお答えします。桑原医師は大学から来られて、光の地で開業されるので、開業までお願いしますということだったんです。

それで、今年11月には開業される予定ということで、それまではいただこうと思っています。

○委員長

大和のほうはありますか。

○小田大和総合病院事務部長兼介護老人保健施設事務部長

大和総合病院のほうに関しましては、今年度2名の医師が退職をしております。理由につきましては、自己都合ということでこちらのほうは理解しております。  
以上です。

○大田委員

光はそれで了解しましたが、大和は、私が聞いたところによると、初めて大和病院にインターネットで申し込まれた麻酔科の先生が来られて、今まで頑張ってきた先生が辞められたようにお聞きしているんですが違いますか。

せっかく大和病院に応募で来られて、一生懸命頑張ってきたのに、急に辞められたという理由は、自己都合になるかも分かりませんが、せっかく大和病院で麻酔科の先生として頑張ってきたら、私はやっぱり、せっかく大和病院に来られたら大事におもてなしと言ったらちょっとあれかも分かりませんが、ずっとそのままおってもらいようにする努力が必要だったんじゃないかなと思っておるんです。

○小田大和総合病院事務部長兼介護老人保健施設事務部長

当院としては、必要な医師ということで勤務していただいておりますし、これからも勤務していただくようお願いしておりますけれども、自己都合ということで退職をされております。こちらとしては残念というほかございません。

○大田委員

もう1人の医師は。

○小田大和総合病院事務部長兼介護老人保健施設事務部長

もう1人の医師につきましても、自己都合ということで退職をされております。

○大田委員

その医師について、いつ入られましたか。

○小田大和総合病院事務部長兼介護老人保健施設事務部長

今回、今年度入りました2名の医師が退職をしております。1名の方は、この5月に入られまして、7月末で退職をされております。もう1名の方は、10年ぐらい前に入られた医師ですけれども、この6月末で退職をされております。

○大田委員

その医師の専門科は。

○小田大和総合病院事務部長兼介護老人保健施設事務部長

2名とも麻酔科が専門です。

○大田委員

10年前に麻酔科の先生が来られて、この6月で辞められて、この5月に麻酔科の先生が来られて、7月に辞められた。そうしたら、麻酔科の先生、いなくなるじゃないですか。そういう採用の仕方をされるんですか。

○小田大和総合病院事務部長兼介護老人保健施設事務部長

こちらとしましては、引き続いて勤務のほうをお願いしておりましたけれども、自己都合ということですのでやむなしということで退職を容認しております。

○大田委員

それは自己都合でしょうが、やっぱり大和病院にインターネットで募集して来られてから10年も勤められて、新しい先生が入って1か月で先生が辞められて、また1か月もたたんうちに2か月前に来た同じ科の先生が辞められる。

何か、一般の人が考えたら何かあるんじゃないかと思うんですが、それは確かに自己都合で辞められたんでしょうが、皆さん、そういうふうに考えます。

採用も、どういう条件で入ってもらったんだろうかと思うんじゃないですか。

○小田大和総合病院事務部長兼介護老人保健施設事務部長

こちらとしては、継続して勤務していただくというお願いをして採用しておりますけれども、今回退職ということになりましたので、非常に残念に思っております。

○大田委員

大和病院は、一般病床40床にした折に本格的な手術はしないような発言しておられたんです。それで、麻酔科の先生も部分麻酔をお手伝いされたりしていろいろ頑張っておられたんです。それで、麻酔科の先生をもう1人入れるということは本格的にやるのかなと思っておったんです。大きな手術はせんとかいう発言の後にそういうふうに麻酔科の先生が2人体制になると、これは本格的に今後、大和病院もやっていくのかなと、そういうふうに思うのが当然じゃないですか。それが、あっという間に1か月で1人が辞められて、そのまた1か月後に麻酔科の先生が辞められる。これは病院側も何か思ってからやっておったのかなというふうに思うのが普通と思うんですが、そのこのところ、お答えください。

○小田大和総合病院事務部長兼介護老人保健施設事務部長

1人でも多くの医師を確保したいということで、医師確保に向けて今、取り組んでいるところです。

ですので、入っていただいて継続して勤めていただきたいと全ての先生方にはお願いをしておりますけれども、今回こういうことになったことについては非常に残念に思っております。

○大田委員

非常に残念に思っております、それで片づけばいいですよ。麻酔科の先生を、新しく入る先生を療養病床のほうに、専門に入ってくださいというんだったらまだ分かります。同じ麻酔科の先生として入れたんなら、2人体制になるから本格的な手術も始まるのかと皆さん思う、よかったなと思うじゃないですか。

私ら、言葉は悪いかも知れませんが変に勘繰るんです。同じ麻酔科の先生です。全く違う先生がというなら、まだ分からんでもない。それも、その1か月後に辞めた先生は自分から進んで大和病院に来ておっつんです。何かあるんじゃないかと勘繰るじゃないですか。自己都合で辞めたのかも分かりませんが、そのこのところ深く分析してから、今度は医者と呼ぶとかなるんじゃないですか。誰でもいいから来ればいいというんでもないでしょう。そのこのところをお答えくださいと言っている。

○小田大和総合病院事務部長兼介護老人保健施設事務部長

今回のことについて、2名の医師が退職されたということは、非常に病院としての損失であると思っております。今後、こういうことがないように医師確保に努めてまいりたいと思っております。

○大田委員

麻酔科の先生、今、募集しておるんですか。

○小田大和総合病院事務部長兼介護老人保健施設事務部長

特に、募集はしておりません。

○大田委員

なぜ募集をしていないんですか。2名も入れてやるつもりでおったのが、2人辞めたって、なぜすぐ募集しないんですか。それこそおかしいじゃないですか。

○小田大和総合病院事務部長兼介護老人保健施設事務部長

2名の医師、一応専門は麻酔科医でございましたけれども、この5月に入られた医師につきましては専門は麻酔科医でございますけれども、大和病院では病棟のほう、療養病棟、一般病棟、そちらのほうの患者さんを見ていただくということで入職をさせていただいております。

それから、麻酔科医を今後どうするかということなんですけれども、現在、大和病院につきましては慢性期、回復期を主な医療機能としておりますので、麻酔科医を募集というのは、手術をしていくというようなことを今後どうするかというのを検討中でございますけれども、急性期のような手術をどんどんするという事はないのではないかと、いうふうに考えております。

○大田委員

私がしつこく聞いて、初めて療養病床の担当になったと、それまでは麻酔科の先生を入れたという答弁だったんですよ。私が麻酔科の先生を募集しておるかといったら、いやしていないと、それで私が聞いて初めて、麻酔科の先生であります療養病棟を見たら、今、言ったんです。

それで今、手術をするつもりはありませんから麻酔科の先生を入れるつもりはありません

せんと、何かすごいおかしいじゃないですか。それだったら、言葉は悪いかも分かりませんが、極端かも分かりませんが、10年も前から来ておった先生を追い出すために入れたような感じに思えるじゃないですか。そりゃ、私、言葉は悪いですよ。でも、そういうふうにお叱りされるんです。

今、私がいろいろ聞いて初めて、もう1人の先生は麻酔科の担当ではありますが療養病棟のほうを見てもらうようにしておりましたと初めて言ったんです。答弁がおかしいでしょう。

残念であります、自己都合であります、何か答弁、もう少ししっかりと、自分で考えながらしっかりと答弁してください。もう辞めたのはしょうがないんですが、今度から答弁はちゃんとしてください。お願いします。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

### 3 福祉保健部関係分

#### (1) 付託事件審査

##### ①議案第46号 光市子ども・子育て審議会条例の一部を改正する条例

説 明：加川福祉保健部次長兼高齢者支援課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

##### ②議案第39号 令和4年度光市一般会計補正予算（第4号）〔所管分〕

説 明：岡村福祉総務課長 ～別紙

質 疑：

○田邊委員

歳出11ページ、856万2,000円、児童福祉費保育特別支援事業、副食費等物価高騰緊急対策支援事業費補助金について少しお聞きしたい。

説明では、私立の保育所7施設に対しとありましたけど、市内の全ての私立保育所が対象なのか教えていただきたいんですが、よろしくをお願いします。

○加川福祉保健部次長

この補助金は、県の山口県保育所副食費等物価高騰緊急対策支援事業費補助金保育所分等交付要綱に基づくものでございまして、市町からの補助は国及び市町が設置するものを除く、いわゆる私立の認可保育所が対象となっております。

市内には、現に開所している私立の認可保育所が7か所ありますが、この全てが対象になるものでございます。

以上でございます。

○田邊委員

今言われた認可外の保育所の部分については対象とならないのでしょうか。これは認定保育所と伺ったんですけど、認可外についてはどうですか。

また、認可外が何園あるのか。

○加川福祉保健部次長

認可外保育所につきましても、この県の補助要綱の助成の対象になりますが、こちらにつきましては市町を経由せずに認可外保育所を管轄しております県が施設に対して直接補助申請等の手続をするということとされております。

また、市内には4か所ございます。

以上です。

○田邊委員

分かりました。保育所は今回補正で出てきたというところなんですけど、市内にある幼稚園は対象なのかというところもお聞きしたい。

○加川福祉保健部次長

幼稚園につきましては、県の要綱が保育所等を対象とするとされておりますので、この要綱の対象にはなりませんけれども、県の別制度により対象になり、県が直接補助申請等の手続をすると同っております。

以上でございます。

○田邊委員

先ほど説明で、この856万2,000円の内訳は大体教えてくれたんですが主食費と副食費の部分、何名で幾らというところ、そこもちょっとお聞きしたい。

○加川福祉保健部次長

主食費につきましては6,306人で、金額が378万3,600円で、副食費につきましては5,309人で金額が477万8,100円でございます。

○田邊委員

1人当たり幾らなの。

○加川福祉保健部次長

単価といいますか補助基準額は、主食費が600円で副食費が900円でございます。

○田邊委員

大体のところ、分かりました。物価高騰の緊急対策の支援事業で、これは県から出るということですね。

もう1点、お聞きしたい。三島温泉の交流施設管理運営事業の指定管理者営業継続支援金400万円、この積算根拠をお願いしたい。

○奥田福祉総務課地域福祉担当課長

三島温泉健康交流施設の営業継続支援金400万円でございますが、先ほどの御説明の中にもございましたが、市からの休業要請に伴う休業協力金といたしまして令和4年3月議会で御議決を賜り、200万円を支払い、その後、回復状況等推移を注視してまいりました。

しかしながら、休業要請期間中の収入の減額が大きかったことから、指定管理者から基本協定書第34条に基づく不可抗力によって発生した費用負担の申出がございまして、その中で指定管理者と協議を行う中で、休業期間中の減収額や既に給付いたしました休業協力金200万円、そういったものを踏まえまして、営業継続金400万円を指定管理者に市としてお示しをさせていただきまして、このたび御理解をいただいたところで補正予算を計上させていただきたいところでございます。

以上です。

○田邊委員

先程の説明であった56営業日というところの説明、もうちょっと詳しく、分かりやすくお願いしたいんですが。

○奥田福祉総務課地域福祉担当課長

56営業日でございます。休業期間を要請しました56営業日につきましては、まず昨年9月1日から26日まで、26日間で23営業日でございます。それから、令和4年1月14日から2月20日までで33営業日となっております。合わせて56営業日ということでございます。

以上です。

○田邊委員

その56営業日のところの積算になっていると理解してよろしいわけですか。

○奥田福祉総務課地域福祉担当課長

そのとおりでございます。

○田邊委員

分かりました。この三島温泉についてもコロナの影響があって、やっぱり厳しいところがあるので、こうやって一般財源から補正ごとにこうやって補助しているような形なんですけど、今後も継続して支援をいただきたいところではあります。よろしくお願いします。

以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

③議案第41号 令和4年度光市介護保険特別会計補正予算（第1号）

説 明：加川福祉保健部次長兼高齢者支援課長 ～別紙

質 疑：

○大田委員

ちょっと分からんから教えて。40、41ページの基金積立金6,716万5,000円。

要するに、第4款の基金積立金の介護給付準備基金積立金として6,716万5,000円が積立金として今度、支出されるわけですね。この財源というのは、その前、第1項の総務管理費一般関係の6,771万9,000円がここでは使われてないように感じておるので、これをこちらが持って行って積立てするの。

○加川福祉保健部次長

一般管理費のところでも似た数字があるんですけども、この基金の積立金は、前のページの歳入でございますように繰越金が発生しております。それと、今回国・県支出金精算返納金でお支払いをするものがございますが、その差額がこのまま計上されているものでございます。

○大田委員

その歳入のところをもう一遍、よく説明してください。

○加川福祉保健部次長

歳入の第8款の繰越金のところ、前年度のいわゆる余剰金が2億3,894万4,000円出ております。

歳入の説明は以上でございます。

○大田委員

その中から、介護給付準備基金の積立金に6,716万5,000円が入って、その残りが償還金になるわけ。

○加川福祉保健部次長

繰越金からまず、返納金、償還金こちらを充てまして、残りの部分が基金に積み立てるということでございます。

○大田委員

よう分からんけど、何となく分かったから。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

報告：①公立保育所の再編について

説 明：山野井子ども家庭課保育指導担当課長兼学校教育課幼児教育指導担当課長 ～ 別紙

質 疑：

○田邊委員

公立保育所のみたらいを令和7年度以降にはこういった計画を持っていくという形なんですけど、公立保育所の正職員の現在の人数は何名おられるんですか。

○加川福祉保健部次長

正規職員の数ということでございますが、浅江東保育園が6名、浅江南保育園が7名、みたらい保育園が5名、大和保育園が7名となっております。

○田邊委員

職員の数は分かりました。今、みたらい保育園に5名おられるというところで、この正職員の比率を高めるとかいう考え方はないんですか。

○加川福祉保健部次長

正職員の比率を高めるといことですが、一旦、職員を採用するとなれば、その後40年は職員としては在籍することとなりますことから、やはり今後の児童数の減少等を踏まえた上で検討を要すると考えておりまして、この辺りは人事部局とも調整をしていきたいと考えております。

○田邊委員

だから、そういった正職員についても、退職したら定期的にそういった形で検討するという形で理解してよろしいわけですか。

○加川福祉保健部次長

今後の児童の数がどうなっていくかというあたりも分かりませんので、その辺りも踏まえた上で検討していくということです。

○田邊委員

7ページなんですけど、先ほどの保育士の勤務環境や体制を整え、保育ニーズが高い3歳未満の児童の受け皿確保とあって、そのこのところで事故等も多いというのも聞かれたと。昨今の2件、バスの中での熱中症の問題などもあるので、この辺り。

資料8ページの中ほど、3号認定、ゼロ歳から2歳、令和3年度が451人、令和6年度が推計450人と、ここの部分については減り方は少ないと、だから今の3歳以下の児童、いわゆる3号認定の児童は変わらないような推計にはなっております。

この3号認定の園児については、私立・公立を合わせて対応していかないといけないと思うところなんですけれども、そのあたりについては、この再編計画もありきではありますけど、安全と保育のニーズも高いというところの論点から、そのあたりをお聞きしたい、今後。

○加川福祉保健部次長

8ページの表にございますように、3号認定、ゼロから2歳については、ほぼ横ばいで推移するというところで考えております。

このように、ゼロ歳から2歳については、ある程度、保育のニーズが高いと考えております。

これにどう対応するかということですが、やはり山口県保育協会光支部とも連携も図りながら、公立園と私立園を合わせた市全体で保育の量を確保していく必要があると考えております。

○田邊委員

今、その3号認定の児童は公立が多いんですか、それとも私立が多いんですか。そのあたりの分布というのが今、分かればお願いしたいんですけど。

○加川福祉保健部次長

資料の3ページの下の方の右から2列目、令和3の全体のところの下から3段目に82という数字がございます。これが公立保育園の3歳未満の数でございます。

全体数につきましては、資料の8ページ、真ん中の表、令和3年度実績、451がございます。こちらが分母になりますので、451分の82、18.1%というところでございます。すみません、私立については今、手元に資料を持っておりません。

○田邊委員

それを維持するわけですね。分かりました。

手厚い保育をしてもらいたいわけなんです。再編については、しょうがない部分もあるんですけど、そういった問題が起きたときに大変厳しいことになるというところで、今後、計画する上では、そのあたりを十分注意してほしいと思います。

以上です。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○早稲田委員

児童家庭相談システム導入事業のシステムについて、お尋ねします。新規事業です。システムがどういったものか、また進捗状況をお示してください。

○和久子ども相談担当課長

児童家庭相談システムにつきましては、子ども相談センターきゅっとに寄せられる相談、例えば児童虐待や子育てに関する相談、ひとり親などの相談などの情報について、対象者ごとの記録や写真などをシステム内で一元管理し、必要な帳票を出力したり、国への報告資料の作成ができるものとなっております。

進捗状況につきましては、本年6月にシステム導入に係る公募型プロポーザルを実施し、システムの開発及び保守を担う業者を選定いたしました。8月にはシステムの借上げに伴うリース会社を入札により決定しております。現在、10月からの稼働に向け、新システムへの既存データの移行、住民基本台帳システムとの連携構築作業などを行っているところでございます。

以上です。

○早稲田委員

10月から始動する予定で今データの移行等を行われているということで、このシステムを導入することによるメリットを教えてください。

○和久子ども相談担当課長

システム導入のメリットといたしましては、住民基本台帳システムとの連携を行うことで、氏名等の入力ミスがなくなり、住所等の異動が自動的に通知をされるなど常に最新で正確な情報管理ができること、また会議資料や国への報告、統計資料が即時出力できるなど事務の効率化を図ることができることがあります。このようなことから、今まで以上に相談支援業務にかける時間を増やすことができると考えております。

以上です。

○早稲田委員

入力ミス等がなくなり、正確な管理ができて、国への報告等が連携しやすくなるということで、このシステムを導入することにより、事務の効率化が図れ、本来の相談業務に力を入れることができるので、相談者の問題解決によりつながればよいと思っています。よろしくをお願いします。

次の質問に入ります。

これも新規事業なんですけど、みんな t o ウオーキング事業についてお尋ねします。

こちらの事業は、第1弾のキックオフウオーキング、そして今、第2弾チーム対抗編のウオーキングラリー部門が行われていると思うんですけども、そちらの参加状況、チーム数や人数等をお示してください。

#### ○田中健康政策担当次長

みんな t o ウオーキング事業のキックオフウオーキングとウオークラリー部門の参加状況のお尋ねでございます。

まず、第1弾のキックオフウオーキングについては、光市ウオーキング大使の参加により、7月31日にキックオフイベントを実施しております。このイベントにおいてウオーキング大使の任命式を行っております。光市のウオーキング大使に任命させていただいたのは、元サッカー日本代表で元レノファ山口所属の坪井慶介氏です。

なお、このイベントにおいては、新型コロナウイルス感染拡大状況を踏まえ、光市総合体育館の会場の参加と同時にユーチューブによるライブ配信による参加の自由選択制としたほか、内容変更、時間短縮等の対応を取っております。

参加者は134人、このうち光市総合体育館の会場に参加された方は101人でした。

また、第2弾のチーム対抗ウオーキングラリー部門でございますが、こちらは8月までに参加登録された2から5人のグループにより、9月の1か月間に各自でウオーキングに取り組んでいただいているところでございます。

参加チームは70チーム、216人に参加していただいております。

以上です。

#### ○早稲田委員

キックオフウオーキングでは、会場の参加だけではなくて、ユーチューブでも参加できるということで、コロナ禍でびったりな形だと思います。

それでは、今までのこの活動で市民の方の感想などがありましたら、ぜひ紹介してください。

#### ○田中健康政策担当次長

8月からSNS等を立ち上げまして運用しているところでございますが、市民の感想ということでSNSに投稿された声をいくつか紹介させていただきます。

まず先ほどのキックオフウオーキングのイベントにおいては、坪井慶介さん考案の準備運動でつぼストレッチというものの実践をしております。SNSのほうには「つぼス

トレッチ、実践してみました」、「私も」というような声が二、三上がっておりました。また、そのほか「ウオーキングラリーに申し込みました」、「自分のペースでチームのペースで挑戦してみようと思います」ということや、「無理せず地道にウオーキングを続けたい」などの書き込みがございました。

以上です。

#### ○早稲田委員

私の知っている人もたくさん参加していて、皆さん楽しそうに取り組んでおられます。また、上位のチームには豪華賞品もあるということでそれも楽しみにしておられ、楽しみながら参加して健康になるよい企画だと思っています。私は参加していないんですけども、第3弾としてチーム対抗編のインスタグラムの投稿部門があるようなので、それを見るのも楽しみにしています。引き続き、事業が円滑に進めるようお願いいたします。

続きまして、また新規事業なんですけれども、母子健康手帳のアプリ事業です。

こちらは6月の委員会で進捗状況を質問しましたが、そのときの答弁では、6月にポスター掲示やチラシ配付等の啓発を開始し、6月13日から運用を開始ということで、そのときはまだ始まったばかりという状況でしたけれども、その後の利用状況はいかがですか。お尋ねします。

#### ○田中健康政策担当次長

母子健康手帳アプリの利用状況についてでございますが、9月12日、現在のアプリ登録者は302人ということで、アプリの登録が順調に進んでおります。

#### ○早稲田委員

順調に増えていって302人登録しているという回答です。ホームページ等も見させていただいたんですけども、載っているチラシもすごくかわいらしくて、特に私がいいなと思ったのは、主な機能が書いてあったんですけども、光市の子育ての情報配信やAIコンシェルジュによる育児相談、アプリを利用した市の保健師等とのオンライン相談などが載ってまして、最近の若いお母さんたちは、スマホで何でもこう情報を入手して調べて活用するということなので、それにぴったりのサービスだと思っています。

また、まだまだコロナ禍なので、オンラインで保健師さんとも相談できる体制もよいと思います。今後も利用者が増加して、子育て支援が進んでいくことを希望しています。またもう一つ質問します。

プレママ歯科健診のことをお尋ねます。

これも受診状況を6月の委員会でのお尋ねし、そのときの答弁では、5月末までに33人が受診とのことでしたが、その後、受診者の状況はいかがでしょうか。お尋ねします。

#### ○田中健康政策担当次長

プレママ歯科健診は妊婦さんの歯科健診という形になりますが、令和4年4月から8

月の妊娠届出者数は128人、これに対し4月から8月までに76人がプレママ歯科健診を受診されております。

以上です。

○早稲田委員

128人のうちの76人ということで、かなり受診されていると私としては思っています。引き続きお願いします。

最後にもう一つ、質問いたします。

これも6月でも聞いたんですけれども、ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種についてお尋ねします。

4月から5月の医療機関からの接種報告件数では69人が接種を済まされていたと委員会で伺っていましたが、6月以降の接種状況はいかがでしょう。

○田中健康政策担当次長

6月以降の接種状況についてでございますが、6月から8月の医療機関からの接種報告件数は延べ232人で、4月から8月の接種者を合計しますと延べ301人になっております。

○早稲田委員

6月以降に増えていきますね。今回、接種者のうちキャッチアップ対象者は何人でしょうか。

○田中健康政策担当次長

先ほどお伝えしました延べ301人のうち、延べ143人がキャッチアップ対象者になっております。

以上です。

○早稲田委員

分かりました。301人のうち143人がキャッチアップの対象者ということですね。今年度は予算が多くついていて、そういう方々も接種できるように案内等も送っていると思いますので、これもたくさんの方が進んで接種できるといいなと思っていますので、引き続きお願いいたします。

私の質問は以上です。

○大田委員

一般質問でもお聞きしたんですが、まほろばの民間譲渡の条件で、民間譲渡の時期も現状では示すことができないというふうな答弁でありました。いろいろ条件がありますが、大まかなことで結構であります。人事以外やらほかのこと、いろいろなことあると思うんですが、何か方向性が示せるものがありましたらお示してください。

○中本介護老人保健施設民営化準備室長

一般質問でもお答えしましたとおり、詳細につきましては、現在、作業を進めているところでございます。具体的にこの場でお示しできるものはありませんけれども、方向性としては、継続的に事業を運営すること、それから有償譲渡とすること、それから職員の継続的な雇用を確保すること、それからより優れた事業者へ譲渡するため、選定は公募型プロポーザル方式とすることを考えております。

以上です。

○大田委員

よりよい事業者に譲渡するためプロポーザルを考えておられるということですが、一般質問の答弁のときにも資産の登記を行っているということでしたが、一般的に公が行う事業を民間に譲渡・売却する場合にはどういった業務があるのか、お知らせ願いたいと思います。

○中本介護老人保健施設民営化準備室長

補助金等が当たっている資産を有する事業を有償で譲渡する場合で申し上げますと、一般的には不動産鑑定等により譲渡額を決定し、公募等により業者を選定いたします。処分の予定価額が2,000万円以上、土地の場合はその面積が5,000m<sup>2</sup>以上の場合、議会の議決が必要となりますので、これらに該当する場合は一旦仮契約を行いまして、議会の議決を経て、国の処分承認後、本契約、それから譲渡といった形になると考えております。

以上です。

○大田委員

売却が2,000万円、土地5,000m<sup>2</sup>以上だったら議会の議決が必要ということですが、これは土地は5,000m<sup>2</sup>以上ありますよね、たしか。

○中本介護老人保健施設民営化準備室長

5,000m<sup>2</sup>を超えております。

○大田委員

ということは当然、議会で議決を求めるわけですから、当然、議会で常に細々と報告、今後してもらえんと思っております。

また、土地の登記といいますか、どんな状況になっているのか。これから登記、価格決定など行われるというふうにお聞きしましたが、そののところ、もう少し詳しく教えてください。

○中本介護老人保健施設民営化準備室長

公の有する土地ですので、登記がこれまでされておりました。今、まほろばのほうで土地の登記を行っており、土地の中には赤線があったり、青線があったり、いろいろ整理するところがございます時間がかかっているところでもあります。いつ終わるかということは申し上げられないんですが、始めるときには大体3か月ぐらいはかかるだろうというようなお話であったので、それがそのとおりに終わるとなれば、今月いっぱい、もしくは来月初めぐらいにはなるのではないかと予想しているところです。

以上です。

#### ○大田委員

現在、もう登記のほうやら測量やらをしておられるという解釈になるんですが、じっくりと丁寧に慎重に、また職員のことなどもしっかりと対応していってもらっていきたいと思っておりますので、丁寧に慎重にじっくりと推し進めてもらいたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

また、今度は、たしか総務のほうと思うんですが、令和4年度に非課税住民世帯への臨時特別給付金が6月議会で補正を決められて実施されてきておりましたが、その後の状況ちゅうのが分かりましたら教えてほしいんですがね。

#### ○奥田福祉総務課地域福祉担当課長

令和4年度の住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金の進捗状況についてでございます。

6月の市議会におきまして、本給付金に係る補正予算を御議決いただきました。その後、所要の事務処理を行いまして、7月22日に住民税非課税世帯分の対象となります世帯の世帯主に対し、確認書を529件分、発送したところでございます。

また、9月8日時点で453件分の受付を完了しており、85.6%になっております。

以上でございます。

#### ○大田委員

この給付金は新型コロナの影響で経済的に困難に陥っているということに対する住民税非課税世帯に対する給付金、支援金だと思っております。このため、確認書が提出されていない世帯に対して、提出を促す方法、今後も必要だと思うんですね。残り14.4%ですかね。76世帯に対する今後の未提出の方々に対して、提出方法を促す必要があると思うんですが、この啓発はどのように考えておられるか、お教えてください。

#### ○奥田福祉総務課地域福祉担当課長

確認書の未提出世帯に対する周知でございますけれども、現在、未提出の世帯の方に対しまして、提出を促す個別の文書による勧奨を行うこととしております。また、9月25日に発行されます広報ひかりにおきましても周知をすることとしております。

以上でございます。

○大田委員

今、個別の勧奨やら、9月25日発行の広報に載せるということでありましたが、最初のときにも啓発方法としては、広報に掲載されて市民の方々からされていたと思うんですよ。そのときの市民の方々の反応ちゅうのはどのようなだったんでしょうか。お聞きしたいと思います。

○奥田福祉総務課地域福祉担当課長

今委員がおっしゃられましたように、確認書を発送する際には7月25日発行の広報ひかりで周知を図っております。その後、市民の方からのお問合せ等、関心が高く、件数が多くて、申し訳ございません、記録は取り切れてはいないんですけれども、内容といたしましては、例えば令和3年度に受給したけれども令和4年度は対象となるのかというような給付金の対象に関する事、あるいは手続の事に関する事、そういったものを多くお問合せを頂いております。中でも給付金の対象になるかどうかといったことのお問合せが多かったものと認識しております。

以上でございます。

○大田委員

今の答弁によると、たくさん電話がかかってきてから、何件か分からないほど件数がかかったような今答弁であったと思います。広報に載せて、市民の方々がこの広報をよく読んでおられるということも分かりました。それから今後ともこういうふうな啓発活動がいかに大切であるかということも実感できましたので、今後とも広報とか啓発活動は推し進めていってほしいと思っております。

また、新型コロナで今年1月からまたぐっとこう増えてきたんですね。特に5月か6月ぐらいからぐっと増えてきたんですね。それは多分、オミクロン株のB A. 5による感染者の数と思うんですが、市としてはどのような見解をお持ちなのでしょうかね。

○田中健康政策担当次長

市としては確定的なことは言えないのですが、県のほうで陽性者の一定数に関して検査を行った結果においても、7月からB A. 5への置き換わりが進んでいるという結果が得られておりますので、そちらがまた県の見解でもございますので、市のほうでもそのような形で考えております。

○大田委員

そういうふうに考えちよるのは分かったんですが、今年になってから若年層がえらい増えたんですね。10歳未満とか、10歳とか。そのような統計ちゅうのは取っておられると思うんですが、1月以降でよろしいですから、それらの状況を教えてほしいと思うんですが。

○田中健康政策担当次長

1月以降の陽性者の年齢というところですが、1月から8月までの陽性者3,785人の年齢構成でお答えをさせていただきます。

陽性者が最も多い年代は、10歳未満で654人、17.3%です。次が10歳代で579人、15.3%です。その次が40歳代で562人、14.9%となっておりますが、委員仰せのように、全体として若年層という部分の陽性者の発生が多く、50歳未満では陽性者の74.8%を占めているというような感染状況でございます。

#### ○大田委員

10歳未満が一番多くて、17.3、654人、10歳代が579人も出されておると。ということは、私の想像ですが、ワクチンの接種を10歳未満の方はあんまりしていないと思うんですが、ワクチンの接種率というか、全体の接種率は一般の質問答弁でありましたが、年代別の10歳未満していないとか、10歳とかはあんまりしていないと思うんですが、その接種率の割合を教えてくださいませんか。

#### ○田中健康政策担当次長

ワクチンの接種率というお尋ねでございます。

まず、10歳未満の年齢の中で5歳未満の方は、現在、ワクチン接種の対象となっております。その次に5歳から11歳の年齢層の方は、初回接種のみの対象と今現在はなっております。今後、3回目接種が始まるというところですが、5歳から11歳の初回接種率は21.7%でございます。また10歳代の接種率ということでございましたが、12歳以上の10歳代は46.5%というような状況でございます。

#### ○大田委員

5歳未満はゼロ%、5歳から11歳は1回のみで21.7%、10歳代は46.5%ということでありますから、やっぱりいかにワクチンの接種が大事かちゅうのも分かっております。

それからこのコロナを受ける、受けないで、市民からもいろいろ聞かれたんですが、病院でコロナ陽性になったら医療費は国の負担と我々は思っちゃったんですよね。今でも負担と思っておるんですが、病院で医療費を請求されたことがあるということもお聞きしておるんですよ。その実態というのを少し教えてください。

#### ○田中健康政策担当次長

コロナ陽性になられた場合の医療費については、今現在、公費負担となっております。医療費の請求をされたということでございますが、市にも若干の問合せもあるんですが、その医療費が無料となる時期については、コロナと診断された時点からが医療費が公費負担になりますので、病院に行かれて、まず初診、医師の診察を受けられますが、初診料、または再診料については、診断前ということで公費負担の対象になりませんので、その部分の医療費が請求されたのではないかと思います。

以上です。

○大田委員

要するにこっちが診察を受けて、検査を受けて、この人はコロナだと言われたらそれから医療費が国の負担になって、診察費は初めに問診やらを受けた、それはこっち側が金をお支払しなくちゃいけないということで、そうことですかね。

○田中健康政策担当次長

そのとおりでございます。

○大田委員

そういうなのが、先ほども言うたように、広報とか啓発活動でこういう場合は自己負担ですよ、これからは国費ですよというような啓発活動も一つの方法じゃないかと思っておりますので、その辺の啓発活動もしてもらっていただきたいと思います。

また、コロナのオミクロン株のを承認するまでは、今後、補正予算でも出てまいりましたが、それなんかも市民の方にいろいろな啓発活動をしていってもらいたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

また、敬老会の行事でございますが、以前は進める方向でやっておられたと私は思っておりますが、何か急に中止なようになったと思うんですよ。3年続けて中止になったとなると敬老会に出られようとしている方は大変楽しみしておったんですが、大変残念であります。それはこのコロナで集団で活動するのがなかなか難しいところでございますが、敬老いうてもいろいろな年代がありますが、100歳以上の方がえらい、テレビでやっておりますが、多いんですよ。国やら県の状況、また光市の状況を分かったら教えてほしいと思うんですが。

○加川福祉保健部次長

100歳以上の国・県・市の状況ということでございますが、国については、今年度の数字がまだ公表されておりませんので、お答えができませんが、県につきましては、100歳以上高齢者1,523人で、昨年度より26人増加しているということが発表されております。

本市においてですけれども、どこの時点で区切るかというのはあるんですけども、本市が長寿者祝い品支給事業を今ちょうどやっておるところでございますが、そのときに100歳以上の高齢者数を集計しておりますので、その状況についてお答えをいたします。ただこの集計に当たりましては、年齢の時点が今年度末の状況となりますので、そのあたりは御了解いただきたいと思います。

まず100歳の方が25人、これは昨年度33人でしたので、8人減っております。101歳以上でいいますと45人、これは昨年度37人から8人増加しております。これらを合わせて100歳以上ということになりますと70人、これは昨年度と同数という状況でございます。以上です。

○大田委員

100歳以上が70人、結構な人数とっております。この方々ちゅうのは、大正、昭和、平成、令和と大正・昭和と激動の世界を生きてこられたんですよ。だから敬老で敬うというのは当然のことだろうと私は思っているんですが、現在100歳以上で施設に入っておられる方もおると思うんですが、自宅などで家族の方たちと一緒に暮らしておられる方もたくさんおられると思うんですが、それで元気言うたら失礼かも知れませんが、私は元気と思うちょるんですが、それは家族の方々と暮らしているのを把握されておられるかどうか分かりませんが、把握されているとは思いますが、分かれば人数を教えてくださいと思うんですが。

#### ○加川福祉保健部次長

元気かどうかというところは、我々も把握が難しいところなんですけども、先ほど申しました70人について、在宅、施設というあたりのところは把握しております。

今、在宅の方が45人、施設に入所されている方が25人でございます。

#### ○大田委員

在宅の方が45人もおられると。結構、私からしたら元気と思いたいんですが、方が多いということでございます。それに今後も元気で皆さんと共に一緒に過ごしていってもらいたいと思うんですが、そういった100歳以上の高齢者に対する施策として、長寿祝品支給事業ちゅうのがあると思うんですが、そのようなのはどういうものなのかちょっとお聞きしたいと思うんですが。

#### ○加川福祉保健部次長

長寿者祝品支給事業でございますけども、市内に住所を有する高齢者の方に対して、先ほど委員言われたまじけど、多年にわたり社会に尽くしてきたこの高齢者を敬愛し、長寿を祝うことを目的としている事業でございます、社会福祉協議会に委託をして実施しております。

この対象者でございますが、今年度中に88歳を迎えられる方、100歳を迎えられる方、101歳以上となられる方のうち、9月1日現在で市内に居住されて本市の住民基本台帳に記載をされている方でございます。

祝品の内容ですが、88歳の方が5,000円、100歳の方が1万円と記念品、101歳以上の方が1万円でありまして、9月下旬にかけて各地区の民生委員から対象者お一人お一人にお届けすることとしております。

以上でございます。

#### ○大田委員

長寿者祝品が節目を迎える高齢者に対して支給するものであると思っております。敬老を表すのにはとてもよい取組と私は思っているんですよ。そのような敬老行事は今年も、3年続けてできませんでした。今後も高齢者を敬い、支援する様々な取組を実施してほしいと願っております。今後とも、よろしく願います。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

#### 4 環境部関係分

##### (1) 付託事件審査

##### ①認定第4号 令和3年度光市下水道事業決算について

説 明：邊見下水道課長～別紙

#### 質 疑

##### ○田邊委員

おはようございます。

まず、収益的収支の状況は、当年度の営業成績は、総収益13億8,223万円に対して、総費用は13億8,077万円で、差引き145万8,920円の純利益であるというところで、業務の予定量及び実施量においては1万7,256m<sup>3</sup>の接続予定量に対して1万8,247件、執行率は105.8%、年間有水量384万9,000m<sup>3</sup>の予定量に対して、実施量は396万6,601m<sup>3</sup>、執行率103.1%、1日の平均有収水量は1万545m<sup>3</sup>に対して、実施量が1万867m<sup>3</sup>、執行率103.1%であり、業務の予定量においては、実施量が執行率で上回っており、努力していると評価できるところであります。そこで決算書の7ページをお願いします。

貸借対照表、年度末時点の財政状況をこれは明らかにするためのものであります。全ての資産、負債及び資本を表示した報告書の貸借対照表から固定負債及び流動負債は今後返済が必要となる財源であり、合計42億871万円だったですか、将来これも負担するものであります。次に8ページの中ほどの負債合計115億円と299万円について、先ほどのところに対して、繰延べの収益のところ、このあたりのお考えをお聞きしたいと。

##### ○邊見下水道課長

令和4年度予算においては、企業債を約1億8,200万円程度借り入れて、企業債元金5億1,580万円償還することになっています。これで企業債残高マイナスになりました。

令和5年度以降の企業債残高も引き続き減少傾向であると見込んでおりまして、負債につきまして、企業債の減少に伴い、どんどん減っていくような傾向を現在は保っていると考えております。

##### ○田邊委員

先ほども、その収益的収支並びに営業成績は本当に100%を超えて、大変努力したところは見受けられるというところで、負債の部分聞いてみました。

続きまして、決算書の17ページをお願いします。

このキャッシュフローと会計年度期間中の資金の収入支出に関する情報、先ほども言われた3つの活動区分を表示したキャッシュフロー計算書によると、業務活動のキャッシュフローではプラスですね、5億8,275万円。続いて、この投資活動によるキャッシュフローではマイナスになっています、マイナス3億1,404万円。そして財務活動によ

るキャッシュフローでは、これもマイナスの3億9,361万円で、損益計算書、キャッシュフロー計算書との違いや、また資金繰りについて、今後の資金繰りについてなどを下水道事業会計ではどうお考えか、このあたりをお聞きしたい。

#### ○邊見下水道課長

損益計算書では、その会計年度における収益と費用を全て計上し、その差額として1年間の経営成績を利益または損失で計算しますが、これらは必ずしも現金・預金の増減とは一致しておりません。

一方、17ページのキャッシュフロー計算書は、年度末の現金・預金残高と本年度末の現金・預金残高の差額について、その増減内容を明らかにする書類ですが、一般会計のように出納閉鎖期間を設けて、調定を立てた収益を全て現金化し、負担すべき債務を全て支出するという考え方に立った現金主義の会計とは異なっており、発生主義会計の下では3月末時点で機械的に会計を閉鎖するため、正当な理由により年度末時点において現金化されていない収益や支出完了していない費用などが多く存在します。

そうしたことから業務活動においては、この1年間の現金預金の増減理由の説明の範囲にはなりません。下水道使用料の適正な賦課及び徴収に努め、適正な管理に努めた結果、145万円の当期純利益を生じ、減価償却費などの現金の支出に伴う費用、現金の前受けでもらっている長期前受金の収益部分などとの相殺、未収金や未払金などの増減などにより、全体では5億8,275万円のプラスになっています。

投資活動においては、資本的収支明細書の提示額と同額が計上されていることから分かるように、本年度につきましては、収入支出とも年度末までに全額が入出金された結果、1億1,404万円のマイナスとなっています。

財務活動によるキャッシュフローについても、投資活動と同様に収入支出とも年度末までに全額が入出金された結果、3億9,661万円のマイナスとなっています。

以上のことから1年間の資金増加額は7,509万円となりましたが、下水道事業会計といたしましては、引き続き国の制度の活用に努め、収入の確保やコスト縮減に留意しながら、安定経営に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

#### ○田邊委員

2年目ですかね、2年目で今7,509万円のキャッシュフローでプラスになっているんだけど、このあたり今後、今年この3年度は先ほども私が述べたように、営業成績はプラスになってるんですよ、結構、予定量及び実施量は。だから、こういった形で予定量の実施量も、執行量か、これが上回ってきて、またこういったキャッシュフローでもこういった結果を出してほしいというところをお願いします。

それと、あとちょっと気になったところがあるんです。15ページの工事請負契約、一番下、工事請負契約の4,565万円、令和3年度光井汚水中継ポンプ場改築工事、近藤商事株式会社、これになってるんですけど、これ4,565万円のこの入札時はどんな形、これは近藤商事だけですか、どうなったです、このあたりちょっと教えてほしい。

○山口下水道課下水道技術担当課長

ただいまの光井汚水中継ポンプ場改築工事の入札の状況でございますが、この一般競争入札で、一般公募により入札を実施しております。その結果、近藤商事株式会社の1社のみが入札参加を表明いたしまして、入札自体は1社で行われております。

以上です。

○田邊委員

機械機器を扱うような近藤商事なんですけど、ほかにもその毎回こういった形になるのかと思って、大きなこの改築なり、改良工事。こういった場合は、今まではほかの業者がやっていたという実績もあるんでしょうか。そのあたり教えてほしい。

○山口下水道課下水道技術担当課長

過去の入札等の状況でございますけれども、当初の新築工事では、恐らく数社の参加はあったと思いますが、改築工事になりましたら、令和2年度から開始しておりますけれども、近藤商事1社という状況にはなっております。

○田邊委員

それは競争入札に名前はなっておりますけれど、それはやっぱり2社なり3社ぐらいで今後見つけてほしいなという希望がありますので、そのあたりをお願いしたいところです。

13ページをお願いします。

令和3年度、これも先ほどの汚水中継ポンプ改築工事、自動除塵機1台、給水ユニット1台4,565万円になっておりますけど、これはそれぞれ幾らになるのか。ここには値段が書いていないけど、この4,565万円に対して自動除塵機が幾らと、給水ユニットは幾らであったかと、大体をちょっと教えてほしいんですけど。

○山口下水道課下水道技術担当課長

ただいま光井汚水ポンプ場改築工事の工事内容と費用の内訳でございますけれども、今回のポンプ場改築工事につきましては、こちらのそれぞれ1台ずつの2台のみの改築となっておりますが、費用の割合で申しますと、およそ自動除塵機が工事費の約9割を占めておまして、給水ユニットが残りの約1割となっております。

以上でございます。

○田邊委員

9ページのここに書いてあると、今この機械及び装置、有形固定資産の部分に。機械及び装置は6年から20年ということになっておる。これは自動除塵機も給水のも、この年数たっておるだね、もちろん。

○邊見下水道課長

田邊委員のお尋ねの件ですが、設備自体は償却期間20年になりますが、平成8年に設置しておりまして、令和2年度の公営企業会計移行時点ではもう減価償却が終了している試算になります。20年以上経過しております。

以上でございます。

○田邊委員

20年以上経過すると減価償却の形で言えば、だけど、それ機械的にはどうなの。市民が使う下水道なんですけど、ここで執行部としてはどれくらいは大丈夫と。毎年しているから大丈夫というのがあるわけなんですかね。その辺りを教えてほしい。だから、何年越えとるけど、安全性の部分を担保してほしいというところなんですよ。だから、どういう努力をして、安全を担保しておるのかというところを教えてほしい。

○山口下水道課下水道技術担当課長

改築事業の進め方でございますけれども、安全性の確保ということでございますが、今ポンプ場等の改築事業につきましては、平成30年に作成いたしました下水道ストックマネジメント計画によって進めておるところでございます。その中で、設備の各目標耐用年数というのを設定しておりまして、それとただいま御説明いたしました償却年数、さらに毎年の施設の維持管理をいたしまして施設の状況を確認しながら改築時期を見極めているところでございます。

このたびの除塵機につきましては、減価償却の20年をもう超えておりますし、こちらの設備の改築の目標耐用年数も23年と設定しておりまして、さらに、昨年度、除塵機の異常の兆候も見られましたので、この度自動除塵機等につきまして改築によって設備を更新したということになっております。

以上でございます。

○田邊委員

そうやって毎回、毎年、点検してこの23年という設定はしたと。だけど、点検によってごみ取りの部分じゃろうね、この部分が9割だから計算したら3,600万円以上になるとは思っただけど、これを変えたという理解でよろしいわけ。

○山口下水道課下水道技術担当課長

その通りでございます。

○田邊委員

給水ユニット1台はどうなの。この中の1割だから456万円とかのぐらいになるんじゃないかなとは思っただけど。

○山口下水道課下水道技術担当課長

金額につきましては、1割の部分になっておりまして、設備につきましても、こちらでも異常が発生いたしましたのでこの度同じく改築事業によって補助事業を使いまして改築したというものになります。

○田邊委員

参考までに2分の1よね。

○山口下水道課下水道技術担当課長

はい。その通りでございます。

○田邊委員

分かりました。もう1点ちょっと気になるところがある。審査意見書の110ページをお願いしたい。このポンプ場建設改良事業、それで決算書によると13ページはポンプ場改築工事で、値段がちょっと若干違う。ポンプ場改良のほうは5,128万円1,189円、それで、改築のほうは4,565万円。これはどういった違いなんだろうか。

○邊見下水道課長

これは、消費税込みの数字と消費税抜きの数字との違いです。  
以上でございます。

○田邊委員

そういうことね。これ消費税がかかった部分と消費税がかかってない部分という理解でよろしいということね。だから、ストックマネジメントは消費税込みの半分であるわけで、大体分かりました。

あともう1点は、水道の決算書には給水収益の部分の有収水量が、家事用が399万7,000m<sup>3</sup>、工場用は339万1,000m<sup>3</sup>。工場2社の水道、もちろん有収量に対して下水の料金になると思うところなんですけど。工場においては排除汚水量としての現状申告、2か月で100m<sup>3</sup>以上ということになるとは思うんですけど、そういう考え方でよろしいわけなんですかね。

○邊見下水道課長

下水道使用料につきましては、条例に定めておりますように一般汚水の区分と公衆浴場汚水の区分で計算していきまして、工場云々という区分は特には設けてはおりませんが。一般汚水につきましては、10m<sup>3</sup>までが1,705円で、あとそれを20m<sup>3</sup>まで、50m<sup>3</sup>まで、50m<sup>3</sup>を超えるものをそれぞれ単価を設けて計算する方式としております。

○田邊委員

下水道は排水口にメーターを設置していなくて、使用量を計算されていないというところなんですけど。水道使用量を汚水として課金すると、いわゆる排水量。その辺りが

あるんですけどね。この工場用の339万 $m^3$ とかいうのは工場については排水汚水量として現状申告されているとは思いますが、その辺りちょっと詳しく教えてもらえないですかね。

○邊見下水道課長

水道の有収使用料と下水道の有収水量はそれぞれ違いますけれども、1番大きな違いは下水の整備したエリアを排水計画区域というんですが、それは市内全域ではありません。上水道の区域のほうが当然市内全域と広がっておりますので、その辺りの差が大きいかなと思っております。工場云々の話ではおそらくないんですが、その区域の範囲が違うので、その間の有収水量を計算している下水と市内全域で見ている上水道との差だと私は考えております。

○田邊委員

だから、本市にあるその大手2社については、もう区分が違ふと。行政の範囲には入っていないということで、感覚でよろしいわけですか。

○邊見下水道課長

それと、すみません、その大手2社が下水道に接続しているかどうかという辺りも、資料を持ち合わせていないので御回答できませんが、下水道を接続しなければ当然下水道には入ってきませんので、その辺りもあろうかと考えております。

以上でございます。

○田邊委員

大体分かりました。私は、2社が排除汚水量として減額申請をしとるのかなと思ってちょっと聞いてみたんですけど。そうじゃなくて、整備をしていないからそうという考え方でよろしいわけですね。

○邊見下水道課長

基本的にはそのような考え方になろうかというふうに考えております。

○田邊委員

分かりました。

あと、今回、不明水の部分が約8.9パーセントあると思うんですけど、決算書11ページの1番上、業務量。接続件数は本年度末現在で1万8,247件となり、また年間有収量は396万6,601 $m^3$ 。それで年間汚水処理水量は435万2,579 $m^3$ だったため、有収率は91.1パーセントとなりましたとあります。この差し引きが100引く91.1で8.9。これは不明水ということですかということを知っているところでもあります。

○邊見下水道課長

年間有収量につきましては、下水道使用料のほうをいただいているような水道になりますが、年間汚水処理水につきましては周南浄化センターで処理した水量になっております。

これにつきましては、雨水とかも入っておりますので、当然不明水とかもあるんですが、そういったものの全体が年間汚水処理水量となっております。

以上でございます。

○田邊委員

だから100%、マイナス91.1の8.9%が不明水という考え方じゃあ違うの。不明水は税によって対応できるわけですよ、一般会計の。

○邊見下水道課長

雨水の処理も入っておりますので全部不明水というわけではないです。

○田邊委員

大体どれぐらいが不明水になる。

○邊見下水道課長

すみません、手元に資料は持ち合わせておりませんので、数字はお答えできません。

○田邊委員

皆さん知りたいところと思うんで、ちょっと早めに分かればお願いしたいと。

○委員長

また本委員会中、報告できるような状況であればまたそのとき願います。

○田邊委員

ではまた後ほど。

以上です。

○西崎委員

決算審査意見書の108ページ、109ページをお開きください。この109ページの上段に、未収金の年度別の金額と件数が出ておりますけど、平成28年以前が1,742件の1,570万円あるんですよ。この主な理由は3つぐらい挙げていただけますか。滞納理由ベストスリーと言いますか、主な理由を。

○邊見下水道課長

滞納理由はそれぞれ違いますので、資料を持ち合わせておりませんが、一般的には収入がない場合もあると思いますし、いろいろな個人の考えによって滞納となっているも

のもありますので、ちょっと一概には申しあげられないと考えております。

○西崎委員

予想されるのは倒産した事業者とか、もう光市に住んでいない人とか、そういうふうなのをすぐ思い付くんですけど、詳細は不明ということでまあそれはいいです。

それで、28年以前のが、ものすごく件数も金額も多いんですけど。下水道料金につきましては、公共料金の消滅時効というのとはかからないんですかね。

○邊見下水道課長

収納ができていく古いものにつきましては、その相手方と分納納付の誓約をいたしておきまして、それが入っているためにずっと古いものが収納されているというような状況が続いております。

以上でございます。

○西崎委員

税金でも大体5年経ったらもう取り立てできないんですよ。おそらくこの下水道料金についても時効制度があると思うんだけど、この表を見ると3年度に131件、101万1,000払ってる人いるんですよ。この時効というのは、支払の債務者の援用しない限り払うのは自由なんで。131件も払う人がいるということは残しておいたほうがいいのかもたぶんないんですけど、本当はもう5年以上経ったものはばさっと消すという方法もあると思います。

次の質問。

会計決算書の12ページ(5)のイ、職員数という欄があるんです。ここに収益勘定支弁職員と資本勘定支弁職員、本年度は8名と4名、計12名というふうになっておりますけど、この資本勘定支弁職員というのは大体総務系というか、総務の業務を司る職員、それ以外を収益勘定職員というふうに考えていいんですかね。

○邊見下水道課長

収益勘定支弁職員とは3条決算のほうで支出をしておりますが、こちらは一般事務とか徴収事務に関わる職員、維持管理に関わる職員を計上しております。資本勘定支弁職員のほうは主に建設工事に携わる職員を計上しております。

以上でございます。

○西崎委員

ちょっと私が考えておったのと全く逆の今回回答があったんですけど、これは明確な分類は何か基づいてやっているわけですかね、根拠は。

○邊見下水道課長

あくまでもこれは予算上の区分けでございまして、収益的収支で支出する職員と資本

的収支で支出する職員との違いになるかと考えております。

○西崎委員

企業債の借受なんかで向こうからそういう条件が出たというわけではないですね。

○邊見下水道課長

別にそのような条件等でもございません。あの4条予算のほうは、最終的には本市の建設改良事業によっていったんは固定資産として集計されて、後ほど収益的収支の減価償却費等、費用化されるものですが、建設改良事業をできるだけ低コストで作りたいということで必要な人員を配置するようにいたしているところでございます。

以上でございます。

○西崎委員

了解しました。

以上で終わります。

○大田委員

2 ページですかね、支出の部において、第1項建設改良費で不用額が1億1,535万円何がしかが上がっているんですが、その要因とは何かちょっと教えてもらいたいんですが。

○山口下水道課下水道技術担当課長

ただいまの資本的支出の中の建設改良費の不用額の要因についての御質問でございますが、こちらの不用額の主な要因といたしましては、まず流域下水道事業におきまして、流域下水道建設費負担金の額が減ったことによるもの。また、本市の下水道事業における工事費と委託費の入札減によるもの。並びに、新築住宅等に対して随時行う取付管工事に対応するため工事費に不足が生じないように年度末まで予算を留保したことによるものでございます。

以上でございます。

○大田委員

今のところ3種類みたいな答弁だったと思うんですが、割合的にはどのような割合になっているんですかね。

○山口下水道課下水道技術担当課長

不用額の割合につきましては、1番多いものが流域下水道建設費負担金の不用額が約5割、あと本市の下水道事業の入札減によるものが約2割、取付管工事のために留保していたものが約3割となっております。

以上でございます。

○大田委員

今、流域下水道の不用額が約5割いう答弁だったと思うんですが、その理由というのはもう一遍。なぜその辺5割も不用額になったのか教えてもらいたいんですか。

○山口下水道課下水道技術担当課長

割合の大きかった不用額の流域下水道建設費負担金の不用額の理由についての再度のお尋ねでございますが、こちらは現在周南流域下水道におきまして下水処理場の長寿命化事業となります設備の改築工事を事業主体の山口県が補助事業によって実施しているところでございます。そして、この度の令和3年度における国庫補助が要望額に対しましての内示額、配分額が大幅に下回ったため、規模を縮小して工事が実施されました。よって、その事業費に合わせまして光市の負担額も減となったものでございます。

以上でございます。

○大田委員

長寿命化でいつもやっている工事が、国庫補助金が少なかったから工事が少なかったから光市の割り当て金も少なくなったから、不用額がこれだけ増えたという解釈でよろしゅうございますか。

○山口下水道課下水道技術担当課長

はい。おっしゃるとおりでございます。

○大田委員

次に、その次のページですかね、損益計算書の当年度純利益が145万8,920円ですかね。前年度繰越剰余金が16万5,886円ということで二度目の決算を行ったんですが、これをどのように捉えているかちょっと考え方をお示してください。

○邊見下水道課長

本年度につきましては、当期純利益は増加しておりますが、下水道の使用量というところで見れば下水道使用量自体は減っております。そういう中で当期純利益を出すというのは費用の縮減と言いますか、経営努力による部分もあろうかとは思いますが、引き続きそういった費用については、なるべく無駄なコストを省き、縮減していくことによって、下水道事業の安定経営に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大田委員

費用の縮減をしながら利益を上げていくような、そういうような答弁だったと思うんですが。今後の展望ですね。それをもっと縮減してから利益を上げていくのかどうか、またどういうふうなこの今後のお考えかというのをお聞きしたいんですが。

○邊見下水道課長

先ほど少し申し上げましたように、使用量のほうが今後どのようになるか見込むことが困難で、昨年度よりは有収水量も減っておりますし、ここ5年ぐらいを見ても増えたり減ったりということを繰り返しております。

今後の不安定要因といたしましては、施設自体の老朽化、管渠の老朽化等がありますので、そういったことに維持管理コストの増というものが将来的に発生する可能性もはらんでおります。そうした中で、できるだけ費用を抑えていくようなことは引き続き努力していかねばならないというふうに考えておりました、そういう中で、できるだけ安定経営を目指していきたいと考えております。

以上でございます。

○大田委員

いろいろそういう、今、言われたように施設の老朽化で、先ほども光井ポンプ場の改修工事なんかもいろいろ出て、そういうような金額は今後老朽化していくわけですね。それで、縮減なんかも考えながら利益を上げていかなくちゃいけないんですが。今のようちよっと答弁だったら、なかなかこの145万円が今年純利益出たんですが、その次もその次も出るようちよっと安定要素を私はちよっとお聞きできなかったんです。今、言われたのは不安定要素ばかり言われたような気がしたんですが。そこのところもう一遍お答えください。

○邊見下水道課長

委員の言われる安定要素というのは、具体的なものは現時点でお示しすることは困難であろうと考えております。努力するしかないというふうに考えております。

以上でございます。

○大田委員

なかなかある程度の安定的要素がないのに不安要素ばかり出て、これだけの利益が下水道事業公会計で。今年度はたまたま出たのかも分かりませんが、次からも出るとは限らないように、私としては聞こえるんですよ。どういうふうにして今後の展望を、安定的に純利益を上げていくのかっていうのが、やっぱり方針としてある程度示してほしいと願っちょるんですが。答弁できますかね。

○邊見下水道課長

委員の思われるようなことじゃないかもしれませんが、なるべく安価できちんとしたものを作っていくとか、そういう当たり前のことをきちっとやっていくことが下水道事業の安定経営につながるというふうに考えております。

一方で、下水道使用量が、すなわち有収水量がどう推移かというのは全く見込めませんので、そういった中ではやっぱり地道な経営を積み重ねていく以外に方法はないとい

うふうに考えております。  
以上でございます。

○大田委員

今後とも、こういうふうな純利益が出るように地道な努力を重ねることによってもらいたいと思うんです。そのところはよろしくをお願いします。

それから、ちょっと私、勉強不足で分からないんですが、10ページに書いてある予定貸借対照表のところにおいて、貸借対照表の企業債当該事業年度の末日から起算して1年以内償還予定ないものを含むのうち、他会計が負担すると見込まれる額4億7,776万7,000円であると。こういうふうに書いてあるんですけど、これがどこに書いてあるかちょっと私、よう見つけきらんのです。この他会計の負担というのはどんなもんか、ちょっと教えてほしいんです。

○邊見下水道課長

こちらの注記というところは、貸借対照表に掲載されないことを補足的に説明している項目になりまして、今委員のおっしゃられた部分につきましては、ほかのとは出てまいりません。ここは、貸借対照表に計上しております固定負債の企業債等がありますが、この辺りにつきましては、将来の一般会計のほうから一般会計繰入金でいただける予定の額が4億7,776万7,000円というような意味合いでございます。

○大田委員

まだよく解釈はできないんですが、これはそしたら貸借対照表には表わせないと。それで、光市の一般会計からこれだけ繰り入れしてもらえるとという金額の予想を書いているというような感じに私は今捉えたんですが、それでいいんですか。

○邊見下水道課長

繰り返しますけれども、貸借対照表に掲載されていますのは負債の額だけになります。その上で、ここの注記に書いてありますのは、将来企業債へ一般会計繰入金として下水道会計のほうで受け取れる予定の金額でございます、こちらは現時点の国が定めております繰出基準に基づいて、将来地方交付税で措置される額の合計を記載しております。  
以上でございます。

○大田委員

これは将来これだけ入るであろうという予想金額ということでもいいんですか。

○邊見下水道課長

予想というところがちょっと何か曖昧な感じがいたしますが、現在の基準で計算した一般会計繰入金の合計額になります。

○大田委員

将来的にこの金額が来年度予算か再来年度予算かその次の予算か分かりませんが、分けて入るのかも分かりませんが、その金額がこれだけ入る、入りますよというので載っておると。まだまだそこまでは把握していない。その後のその下の2の引当金の取り崩しと、こう書いてあるんですよ。その金額がまたどこに書いてあるかちょっと私も分からないんですが、この引当金の取り崩し、そのところの説明とこれどこに書いてあるかというのをちょっと説明してほしいんですが。

○邊見下水道課長

引当金につきましては、決算書類に計上しておりますのは、貸借対照表は引当金の分の結果がありますが、これは3月末時点における来年度にかかる分の引当金になります。委員お示しの注記のところにある額というのは、前年度の貸借対照表にあった数字なんですけれども、それを今年度未収金のうち、不能欠損処理したものに対して取り崩して充てているというようなことになりました。前年度見込んだ引当金を今年度引当金処理に使っておりますので、貸借対照表上には出てまいりません。

以上でございます。

○大田委員

前年度の取り崩しがこう書いてあるから今年度には載せていないと。

○邊見下水道課長

前年度に貸借対照表は計上しておりますが、それを今年度に取り崩して、お金が入ってこない、下水道処理未収金に充てたということになります。だから、あくまでもこれは前年度に貸借対照表に計上していた数字になります。

○大田委員

これ前年度記入しているわけ。違うでしょう。前年度にも記入されていないでしょう。

○邊見下水道課長

前年度の貸借対照表の貸倒引当金が1,187万1,000円計上されております。そのうちの、内数がここで取り崩しに使用した金額になります。

以上でございます。

○大田委員

だから前年に書いていないでしょう。

○邊見下水道課長

前年度にはこれより大きい額が計上されておりましたが、全部必要なかったのもそのうちの1,105万円を取り崩したということでございます。

○大田委員

だから、前年度の分、極端に言ったら1,000万円あってその中の500万円を取り崩した。それで、今年度は残りの500万円が記載されているわけ。

○邊見下水道課長

貸倒引当金につきましては、前年度に計上いたしましたものの必要な額を取り崩します。今年度末にまた必要な額を積み立てるといような方法で処理をしております、その結果として、損益計算書の貸倒引当金がこの営業費の中にありまして、1番分かりやすいのが20ページのところにその内訳があります。20ページの下から8行目辺りに、貸倒引当金繰入額というのがありますが、そこに17万8,500円というのがある、貸借対照表の148万7,100円というのがあります。この数字が違いますのは差額を繰り入れたことによるものでございます。だから、前年度末から今年度必要な額を取り崩しまして、さらに費用として繰入額を行ったのをマイナス、プラスしまして、計算したものが貸借対照表の貸倒引当金となる計算になっております。

○大田委員

今、貸借対照表のどこ。

○邊見下水道課長

流動資産の未収金の下になろうかと思えます。

○大田委員

未収金。何ページ。

○邊見下水道課長

6ページです。

○大田委員

未収金の貸倒引当金のことを今、言われたわけ。1,487万1,000円のことを言われたわけ。

○邊見下水道課長

はい。

○大田委員

これマイナスよね、これ。

○邊見下水道課長

貸倒引当金や減価償却累計額につきましては、貸借対照表の資産の部に計上いたしますが、そのときはマイナス計上いたしますので、表示としてはマイナスになっております。

以上でございます。

○大田委員

だから、今それは10ページの2の貸倒引当金の取り崩しのことを言われたわけでしょう。

○邊見下水道課長

10ページのほうは令和2年度におきまして貸借対照表に計上した貸倒引当金のうち、貸倒処理を行ったものが、注記のほうで101万円7,740円を取り崩したということでございまして、その後に損益計算書で貸倒引当金の3年度末の額を見積もったときに不足する額を損益計算書で計上して、結果として貸借対照表の6ページの1,487万1,000円が3年度末の貸倒引当金の合計となっております。

○大田委員

今、聞いてもあまりはつきり私理解できんのですが。誰が見ても、これは何かな、これは何かなというのがないように書いてほしいと願っておりますので、よろしくお願ひします。

討 論：なし

採 決：全会一致「認定すべきもの」

②議案第39号 令和4年度光市一般会計補正予算（第4号）〔所管分〕

説 明：周田環境政策課長 ～別紙

質 疑

○早稲田委員

国の交付金の交付決定額は幾らか教えてください。

○周田環境政策課長

国の交付決定額は39万円でございます。

以上です。

○早稲田委員

交付決定額は39万円ということで、この交付金を活用した防除はこれからだと思いま

すけれども、これからどのようなスケジュールで実施するのか、お示してください。

○周田環境政策課長

国の交付金事業は9月から11月にかけて3回の一斉防除を実施します。併せて、一斉防除ごとの2、3週間後にモニタリング調査を実施することとしております。

また、モニタリング調査結果をチラシにして、住民に配布する取組も2回行うこととしております。

以上でございます。

○早稲田委員

9月から11月に3回の一斉防除を行うということと、モニタリング調査2回ということとで。住民の方々にもお示しされるということですね。

それでは、この国の交付金の実施主体として組織した光市アルゼンチンアリ対策協議会というのはどういった構成メンバーか教えてください。

○周田環境政策課長

国の交付金は事業実施に係る組織が地方公共団体を含む2つ以上の主体から構成される組織であることが必須のため、市と地元協議会により設置したところでございます。このため、本組織の構成メンバーはアルゼンチンアリ撲滅大作戦協議会の方々と光市環境政策課の職員をもって構成しております。

以上です。

○早稲田委員

分かりました。しっかり対策よろしく願いいたします。

○大田委員

すみません、52万3,000円のうちの39万円が国からの交付金、それとも52万3,000円プラス39万円なの。

○周田環境政策課長

国からの交付金が39万円で、市の負担分が52万3,000円でございます。

以上です。

○大田委員

いや、今の説明だと52万3,000円のうちの39万円が国からのみみたいな感じを覚えたからね。そうしたら、ここで一般財源で52万3,000円、市のほうから出ておるからどうかと思ってお聞きしたんですが。

○周田環境政策課長

先ほど申しましたように、一斉防除に係る経費として地元協議会のほうに交付されることとなります。

以上です。

○大田委員

いや、今まではこんなに大きな金額が出ていなかったんですよ、このたび補正で出たんです。だから、そのところを一斉防除に係る金額って、今年度ももう半分は過ぎたんですが、それから、あと2回分かあと1回分でこれだけ出るということですか。

○周田環境政策課長

今後3回の一斉防除を実施するのですが、今まで3回については市の協働事業交付金を活用して実施しておりました。これから3回分については国の交付金事業として実施し、これまでよりも防除の強化を図ってまいりたいと思っておりますので、予算額についても上回っている状況でございます。

以上です。

○大田委員

すみません、ちょっともう一遍確かめたいんですけど、39万円を国が出すから、市のほうも52万3,000円を出すと、それで一斉防除をやると。もし国が出んじやったら、今までどおり二十何万円かしか出んじやったっちゃうこと。

○周田環境政策課長

国の交付金を活用しまして、これまでと違って防除対策を強化してまいろうと思っております。そのための予算になりますので、今までよりは予算は高くなると思っております。

以上です。

○大田委員

そうすると今、令和5年度の予算は今これだけはまたつくということだね。そういう予想の下でいいということね。

○周田環境政策課長

来年度の予算のことにつきましては、また今後考えてまいりたいと思っております。今はちょっと申し上げられません、すみません。

○大田委員

だったら、つかないかも分からない、つくかも分からない。でも強化はしていこうという考えはある。もしつかなかったら矛盾していますよね。それが一定につけていくんじやったら、強化していくんだな、市も本気になっていくんだなちゅうのは読み取れる

んじゃないが、そういう答弁じゃったら、国がつけたけ、市もそれならしょうがない、つけようかという感じ。市も本格的に取り組んできますちゅう考えだったら、これからもこれだけの予算をつけていきますよという思いがあるから、頑張っていってくださいちゅうことになるんですが、そこのところをもう一遍ちょっと。

○周田環境政策課長

今年度6回一斉防除を実施しますので、来年度におきましても6回を予定し、光市アルゼンチンアリ対策協議会でしっかりと防除活動をしてまいりたいと思っております。

以上です。

○大田委員

防除活動、今まで3回から6回やると、それをつけていくと。来年度の予算もほんなら期待しておきますので、よろしくをお願いします。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

○早稲田委員

環境「まなび」推進事業というのがあると思うんですけども、行った行事などがあるのででしょうか、お示してください。

○周田環境政策課長

環境「まなび」推進事業でございますが、小学生を対象としたひかりエコくらぶと中学生を対象としたひかり環境未来塾を開催することとしております。

このうちひかりエコくらぶは、子どもたちが本市の豊かな自然環境の中で、自然遊びを通して自然を敬愛する心を育むための体験学習会で11月に落ち葉拾い、2月に河原で石を使った遊びなど、2グループにおいて各2回開催する予定で現在準備を進めているところでございます。

ひかり環境未来塾は、企業の環境に関連した取組や喫緊の環境問題について学ぶ機会を中学校に出前講座という形で提供するもので5つのカリキュラムを用意しております。今現在において学校からの申込みはございませんが、例年2校程度から申込みがある状況でございます。

以上です。

○早稲田委員

小学校の部は自然遊びということで11月と2月にもう企画してあって今準備中ということで、中学校はまだ希望はないけれども大体2校ぐらいということで、環境につい

での勉強できる機会なので、応募があって進めていただければいいなと考えております。よろしく申し上げます。

もう一つ、バイオマス配合可燃ごみ袋導入事業についてお尋ねします。

6月の委員会で進捗状況を伺ったときには、6月14日に入札を行い業者が決定し、順調に作製が行われて10月頃が最初の納期となり、令和3年度に作製した可燃ごみ袋の在庫がなくなり次第、順次店頭に並ぶ予定との回答を頂いていましたけれども、その後、進み具合はいかがでしょうか、お尋ねします。

○小山環境事業課長

バイオマス配合可燃ごみ袋の導入の進捗等の進捗状況につきましてのお尋ねでございますが、委託業者に再度納入時期につきまして確認したところ、10月が最初の納期であることには変わりはありません。したがって、納期後、令和3年度に作製した可燃ごみ袋の在庫がなくなり次第、順次店頭に並ぶ予定でございます。

以上でございます。

○早稲田委員

予定どおり進んでいるということで、よろしく申し上げます。

以上です。

○大田委員

今、物価の説明があって、いろんな電気代も高くなっていると思うんですが、光市は省エネの生活普及促進事業というのを現在行っておられると思うんですが、その普及促進を図るための補助制度でございますが、今年度の製品ちゅうのがあると思うんですが、それをちょっと教えてもらいたいと思うんですが。

○周田環境政策課長

光市省エネ生活普及促進事業の今年度対象設備でございますが、LED照明設備、複層ガラス及び二重サッシ、太陽熱利用システム、宅配ボックスとしております。

以上です。

○大田委員

今3種類じゃったですか、すみません、もう一遍。

○周田環境政策課長

LED照明設備、複層ガラス及び二重サッシ、太陽熱利用システム、宅配ボックスの4種類としております。

以上です。

○大田委員

これ全部やるとなると、何ぼが上限になるんですか。

○周田環境政策課長

それぞれの上限を申し上げます。

LED照明設備は5万円までを補助します。次の複層ガラス及び二重サッシは5万円です。太陽熱利用システムは3万円を上限にしております。宅配ボックスについては、アンカー等で固定する固定型のものは2万円まで、ワイヤー等で固定する簡易型のものは5,000円までの補助となっております。

以上です。

○大田委員

LEDと二重サッシが5万円ずつということで、これはLEDをつけ替えるとき、5万円のLEDになったと、なら5万円そのままもらえるんですか。

○周田環境政策課長

補助率は3分の2で1台につき1万円までという上限はあります。

以上でございます。

○大田委員

太陽も二重サッシも宅配ボックスもそれぞれ、それらもやっぱり1万円の3分の2ぐらいですか。

○周田環境政策課長

上限のお話だと思いますが、一つずつ言いますと、LED照明は設置費用の3分の2を上限に5万円まで補助、複層ガラス及び二重サッシは、購入設置費が10万円以上の場合5万円、太陽熱利用システムは購入設置費の2分の1を上限に3万円、宅配ボックスについては、アンカー等で固定する固定型のものは、工事費を除いた経費の2分の1を上限に2万円、ワイヤー等で固定する簡易型のものは、対象経費の2分の1を上限に5,000円までということにしております。

以上です。

○大田委員

そのような中で、LEDちゅうのが照明ですが、LED照明設備ちゅうのは、どの程度皆さんが補助金をもらうような普及されているんですか。

○周田環境政策課長

これまでのLED照明設備の補助世帯数ということでお答えさせていただきます。

この省エネ生活促進事業は平成24年から始めたものでございまして、LED照明設備は当時から対象設備としておりました。9月9日現在までの補助世帯数でございますが

1,244世帯となっております。  
以上です。

○大田委員  
今年度は何世帯を。

○周田環境政策課長  
今年度、9月9日現在のLED照明設備の補助世帯数は50件となっております。  
以上です。

○大田委員  
今回は50件と言われたんですが、これは大体LEDが何件くらいで、二重サッシが何件くらいで、太陽熱が何件くらいで、宅配ボックスが何件くらいちょうど上限はあるんですか。

○周田環境政策課長  
上限はありませんが、大体の件数の見込みを出して予算立てをしております。  
以上です。

○大田委員  
じゃけ、その案件数は何件、さっきLEDが大体50件と言われたんじゃが70件くらいを見込んでいたりとか、二重サッシが20件くらいを見込んでいたりとか、それは予算立てがあったと思うんですが、教えてほしいんですが。

○周田環境政策課長  
あくまで今年度予算作成時の見込みでございますが、LED照明設備は110件程度、複層ガラス及び二重サッシは15件程度、太陽熱利用システムは4件程度、宅配ボックスの固定型は75件、簡易型は50件を見込んで予算立てをしております。  
以上です。

○大田委員  
その普及率ちゅうのはどのくらいなんですか、今は。

○周田環境政策課長  
LED照明設備の普及率ということでお答えいたしますが、全ての世帯を対象に調査したものはございませんが、昨年度、環境基本計画策定のために実施した市民アンケートの結果によると、74.3%の方が家庭にLED照明を導入していると回答されております。  
以上です。

○大田委員

今4月から約半年を過ぎたんですが、今LEDは50件ぐらい、約半数っていないんですが、ほかのもののぐらいの普及、申請して出されたんですか。

○周田環境政策課長

9月9日現在の補助件数でございますが、LED照明設備は先ほど50件と申しあげましたが、複層ガラス及び二重サッシは12件、太陽熱利用システムは1件、宅配ボックス固定型が5件となっております。

以上です。

○大田委員

要するにLEDは執行率が5割ぐらいと、それで二重サッシは7割から8割になっている。太陽光はあまりなっていない。固定もそんなに出ていない、宅配ボックスも出ていないが、これらは執行率は全体でどのぐらい執行率を持っているんですか、予算に対して。

○周田環境政策課長

今、執行額が約230万円となっております。予算額に対する執行額は38.3%となっております。

以上です。

○大田委員

なるべく省エネに取り組むためには、補助活動ちゅうのはまだ38.3%というぐらいの普及率でございますので、ほかの部の委員会でも言いましたが、啓発活動ちゅうののがいかに大事かというのが、大事だと思うんです。

それを今後の啓発活動ちゅうのは、これを100%近いものに持っていこうとするには、どのような啓発活動を行っていこうと思っておられるのか教えてください。

○周田環境政策課長

啓発につきましては、これまでも行っておりますが、市広報紙やホームページの掲載のほか、庁舎ロビー等においてポスター等の展示を行うとともに、SNSでの啓発にも今現在取り組んでおるところでございます。こうした活動を継続して行ってまいりたいと思っております。

以上です。

○大田委員

そのように啓発活動をいろいろ行っていかれると。確かに啓発活動、大事なんですよね。福祉のほうでも普及活動してから普及率が大分上がったというふうにお聞きしてお

るんですが、そういうふうには以前は太陽光エネルギーのあれのときには件数がすぐ満杯になってから、予算が足りないぐらいになっていた。

このたびはまだ7か月過ぎても、まだ40%未満いうことでありますので、今後は予算はずっと執行していくにはやっぱり啓発活動が大事だと思うので、今後とも啓発活動を大事にしていって、予算が完全執行できるようにお願いしたいと思います。

一部の新聞で指定ごみ袋の普及が、もう品薄になったというふうにはちらっとお聞きをしたんですが、光市の状態は今どのようなようになっておるんですか。

○小山環境事業課長

指定袋の光市の状況ということでのお尋ねでございますが、令和4年度に作製する指定ごみ袋は予定どおり納品される見込みでありますので、現時点では在庫がなくなるということはございません。

以上でございます。

○大田委員

新聞に出ちゃったのは、海外で製品を作って搬入ということでありましたが、光はどねえなんですか。

○小山環境事業課長

光市におきましても、海外のほうで製造しております。

以上でございます。

○大田委員

それで他市ではそれは品薄になったが、何かがあるから光市では品薄にならんじゃったんじゃないか、他市は品薄になるというような、ちょっとそこを教えてください。

○小山環境事業課長

他市の状況につきましては、これは新聞等にも掲載されておりましたが、海外で製造する工場がコロナの関係でロックダウンを受けたということで、納品に遅れが生じたと聞いております。

光市の場合は、そのようなことはない聞いております。

○大田委員

要するに、海外でする場合はあるそういう可能性は残しておるわけですね。不測の事態に備えて、光市はどのようにしようと思っておられるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○小山環境事業課長

不測の事態を想定してということでございますが、これまで多めの在庫を確保してまいりました。幸いにして、本市におきましては在庫がなくなる事態に陥ることはございませんでした。

今後も在庫管理に努めるとともに、業者との連携をしっかりとってまいりたいと考えております。

以上でございます。

#### ○大田委員

指定ごみ袋は大事なところにかかると思うんです。不燃ごみとか再生ごみとか、いろいろな指定されておるから。それが不足するとなると、なかなか家庭からごみを出せなくなるから、そのところはしっかりと確保して、市民に行き渡るように今後もしていてもらいたいと思いますので、よろしくをお願いします。

#### ○西崎委員

先ほどのLEDの件に戻ります。私の家庭の蛍光灯、丸いのが2本入っているんですが玉切れになりまして、市の補助金制度があるしLEDの蛍光灯に変えようと思って浅江のデオデオに行ってみたら、光市が対象としている製品というのは、家庭用はないというのが分かったんです。

今は普及率はまだ50%ぐらいしかいっていないって思うんです。市民が求めているニーズに対応したものを業界はまだ売っていないんです。聞いてみたら、LED管の丸型の管はほとんど作っていないみたいです。店は薦めていないんですね、店員さんは、これはやめたほうがいいですって。値段ももちろん高いんですけど。

それで私はもう諦めて、従来型の蛍光灯にしたわけですけど、これはこういう電気店、販売店で実態調査なんかしているのはしておりますか。

#### ○周田環境政策課長

調査というものはしておりませんが、補助制度が始まるまでに電気店を回りまして、お願い、周知しておるところでございます。

以上です。

#### ○西崎委員

販売は探せばないことはないけど、自分で蛍光灯をLEDに取り替えるようなものは、恐らく不可能。業者に頼んで、ほとんどないものを、これしかありませんよというものを取りつけてもらうことはできるかもしれませんが、自分でこの際LED型の丸い管にしようということは、ほとんどできないということが私のケースではありました。

今からもいいですけど、市内のそういう量販店に行って実際調べてみてください。そうしないとこれ普及率は向上しないと思います。

#### ○周田環境政策課長

この補助制度ですけれども、照明設備そのものの丸ごと交換を対象としておりまして、電球のみの交換は対象外としております。

その理由といたしましては、照明機器の交換の適正交換時期っていうのが10年とされておまして、中身の電球だけを交換しても器具が劣化し続けていくため、火災等の原因となる可能性があるため国において推奨されておられません。よって、この補助制度においては、照明設備丸ごと交換を補助の対象としております。

以上でございます。

○西崎委員

今の課長の説明で納得がいきましたが、そうすると、これ専門業者に頼んで、天井にあるものを、従来のそっくり外して、若干の工事をしてつけたりしなきゃできないんで、そうすると値段も6万円も7万円もかかるんです。それで1万円しか補助しないとかなになると、それは多くの市民はためらうはずです。実態はそうです。

以上です。

○大田委員

このLED照明のは申請ですよ。工事が終わってからでもいいんですか、それとも見積りの段階で申請せんにゃいけないんですか。

○周田環境政策課長

工事にかかる2週間前までに、見積書と併せて環境政策課の窓口まで来ていただくようにしております。

以上です。

○大田委員

大抵でも工事が終わって、あるから申請しようかなちゅうのがあるんですが、それも認めてもらいたいと思うんですが、そこんところはどうか。

○周田環境政策課長

それは認めてはおりません。あくまで2週間前までに環境政策課まで申出を頂くようにしております。

以上です。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

5 経済部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第39号 令和4年度光市一般会計補正予算（第4号）〔所管分〕

説 明：西村経済部次長兼農林水産課長 ～別紙

質 疑

○田邊委員

説明がありましたが、現年度工事災害の復旧費と、場所的にどの辺りか、今の市単独と国庫補助事業の2つをお願いしたい。

○西村経済部次長

災害復旧の工事箇所について説明をさせていただきます。

まず、国庫補助事業は、農地災害が2件で、1件は三井の別所、もう1件が塩田の入野になります。そして、農業施設災害が1件で、三鍛冶屋の水路災害になります。

次に、市単独事業は、まず三井の一ノ坂が農道の災害です。あと、これも三井地区の大迫地区があります。それと、3件目、雨桑、大和スポーツセンターの北側の辺りが1件。それと佐田上の水路災害があります。あと鹿ノ石が1件ございます。それと、塩田の大和中学校の近くで道路の災害が1件ございます。単独は以上6件になります。

以上でございます。

○田邊委員

結構、豪雨災害であったんですね、毎年あるんですね、分かりました。

○大田委員

13ページの新規就業者等産地拡大促進事業補助金44万円が付いてるんですが、いろいろ規模の拡大とか、強化を図るところですが、対象となる法人、拡大しようとしている農産物というのはどんなもんか、ちょっと教えてほしいと思うのですが。

○西村経済部次長

このたび、法人が拡大しようと考えている農産物は、パン用の小麦、「せときらら」という品種で、タンパク質が12%以上含有される小麦になります。この「せときらら」は山口県農業協同組合周南統括本部と周南農林水産事務所が連携して、肥培管理技術の向上に向けた取組により品質改善が図られたもので、この品種には安定した需要があるということです。

以上でございます。

○大田委員

「せときらら」か、これは公費で一生懸命やって、これから販売や生産を拡大しているようにしてるみたいなんですけど、多分、農業機械等も購入しなくちゃいけないと思うんですけど、どんなものがあるか教えてほしいんですが。

○西村経済部次長

規模拡大に向けて導入した農業機械でございますが、これはトラクターにアタッチメント装着できる機械で、畝立てと播種作業などが同時に行える、極めて生産性の高い機械となっております。

以上でございます。

○大田委員

トラクターそのものじゃなくて、アタッチメントを購入ということで、まあそれで生産向上になるのはいいんですが、またこれに対して新規就農者、ニューファーマーちゅうんですかね、受け入れるだろうと思うんですが、その予定もしているのでしょうか。

○西村経済部次長

予定と言いますか、既に4月1日現在、1人新規就農者を受け入れております。

以上でございます。

○大田委員

小麦の「せときらら」をやることによって4月1日より新規就農者ニューファーマーを1人入れたということでございますが、これはどこの農業法人だったんですかね。

○西村経済部次長

周防、浅江、島田、三井地域で約20ヘクタールを耕作しております「光緑匠」という法人になります。

以上でございます。

○大田委員

分かりました。

それから、先ほども同僚が聞いたんですが、7月豪雨ということでございますが、ある程度、降ったような記憶があるんだが、どのくらい降ったのかよう分からないですが、ちょっと教えてもらいたいですね。災害による基準値なども。

○西村経済部次長

7月の雨の状況でございますが、7月18日の夕方から7月19日にかけて、累加雨量が118mm、時間雨量が18mmとなっております。

以上でございます。

○大田委員

時間で18mmちゅうと、結構降ってるちゅうことですね。

6ページですかね、分担金が450万円入るようになっちゃうんですが、また地元負担も何ぼか要ると思うんですが、相当高額になると思うんですが、分担金の負担は同意されちゃうのかどうか、ちょっとお聞きしたいんですが。

○西村経済部次長

今回2件ある農地災害は、事業費が900万円で、その50%、450万円をこのたび分担金として歳入計上をしています。所有者の受益分担金の同意に関しましては、2件ともに、災害復旧に当たってはこれだけの受益者分担金が必要になるというお話をさせていただき、その上で御同意をいただきましたので、国に申請しようと考えているところでございます。

以上でございます。

○大田委員

2者、それ以上にあったんでしょうが、同意してから50%の出資してもらって、これは国庫補助事業になるんですかね。

○西村経済部次長

農地災害はいずれも国庫補助事業となっております。

以上でございます。

○大田委員

国から補助がもらえるということで、積極的に市のほうも対応してもらいたいと思っておるんですが、国庫補助事業と単独事業、その振り分けちゅうのはどのようにされるんか、私もちょっと理解に苦しむんですが、また、市の単独事業者ちゅうのはどのぐらいあるんですかね。

○西村経済部次長

国庫補助事業と市単独事業の振り分けについては、まず1点として、復旧に係る工事費が40万円未満、これが市単独事業として考えられるものです。復旧に係る工事費が40万円以上でなければ、国に申請ができないと定められています。

それともう1点は、国庫補助事業の採択要件となっております受益者が2戸以上を満たさないもので、公共性・公益性というのが小さいものではあるものの、農業振興の観点から、このまま放置すると再度の災害、まだ別のところに被害を及ぼす可能性のあるものは放置できないということで、これらを復旧することはございます。

以上でございます。

○大田委員

40万円の分岐点ということらしいんですが、それは分かりました。それで2戸以上でなければあ国庫負担事業にならないと。そしたら1戸でも40万円以下、単独にできるんですかね。

○西村経済部次長

工事金額が40万円以上、例えば60万円、70万円であれば、国に申請できますが、例えばこれが39万円とか、40万円ぎりぎりであれば、申請して、査定を受ける中で、少しでもカットされたら、もうその要件に満たないということで、査定から落とされてしまいますので、40万円を超えるものについて申請を行っているのが現状です。

以上でございます。

○大田委員

その40万円ちゅう境は分かりますが、70万円ぐらいかかったと、市単独で40万円やったら、多分、市独自で40万円出してじゃろうと思うんですよ。残り30万円を自分が出すとなった場合、市単独事業で行えんですか。

○西村経済部次長

個人的に負担されるものを、その事業費から省いて、総事業費が40万円に満たなくなると、それは恐らく国に申請するのは難しいと思います。

○大田委員

それは、市単独のほうがすぐやってもらえるじゃないですか。国じゃったら申請してから何か月もかかるが、市の単独じゃったら早くやってもらえるから、70万円かかるとしたら、市が40万円出して、私が30万円出すからすぐやってくれという場合は、市の40万円でやってもらえるかなちゅうてお聞きしておるわけです。

○西村経済部次長

委員お尋ねのケースは今まで経験がございませんので、そういうケースが出たときに、再度、検討したいと思います。そういう御相談があったら、本当にいいのかというところが精査できておりませんので、今ここで回答するのは難しいと思います。

○大田委員

なるだけ災害に遭うたらすぐ直してほしいという思いが住民の方はあると思うんですよ。だから、まあさらに40万円、70万円やったらそのようなことあるかも分かりませんが、45万円ぐらいつらやったら、まあ5万円出してもいいからすぐやってくれちゅう場合が多分、あると思うんですよ。そのところ、なるだけ早く迅速にやってほしいと思っていますから、よろしく願いいたします。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他 (所管事務調査)

## 質 疑

### ○早稲田委員

今年度の新規事業である高齢者バス・タクシー運賃助成パイロット事業について、お尋ねします。

記者発表等であらかた知ってはいますけれども、改めて助成券の利用方法の説明をお願いします。

### ○坪根公共交通政策課長

こんにちは。それでは、御質問にお答えいたします。

高齢者バス・タクシー運賃助成パイロット事業は、自動車等の運転免許を保有しておらず、日常生活の移動支援を受けることができない65歳以上の高齢者の方を支援するもので、申請された対象者の方に1枚200円のバス・タクシー助成券を24枚、計4,800円分をお渡しいたします。

まず、助成券の使用期間は本年10月1日から来年の3月31日までとなります。

次に、利用方法は、市内で運行する4つのバス事業者と光市内に事業所を持つ4つのタクシー事業者のいずれかを利用し、かつ光市内で乗車、または光市内で降車する場合に使用できます。利用枚数は、バスの場合は乗車1回当たり1枚200円、タクシーの場合は乗車1回当たり3枚600円まで御利用いただけることとし、いずれも運賃から助成券の金額を引いた残りを現金でお支払いいただきます。

また、複数の助成対象者の方が1台のタクシーに相乗りされた場合は、助成対象者それぞれが3枚まで助成券を使用することができるとしております。例えば、1台のタクシーに助成対象者4人が相乗りして運賃が3,000円かかった場合、4人全員が助成金を3枚使用されれば、助成券200円掛ける3枚掛ける4人の計2,400円を運賃から差し引き、4人で600円のお支払いで済むこととなります。1人当たりで言えば150円の御負担で移動できることとなります。

タクシーは自宅から目的地までドアツードアで移動できる高齢者に優しい公共交通手段である一方、運賃がバスに比べて高くなりがちですが、このたびの助成券はタクシー相乗りでも利用可能としており、タクシー利用時の1人当たりの御負担をより軽減することができますので、利用者の皆様の工夫も組み合わせながら、本助成券を活用して市内の公共交通を便利に、そして快適に御利用いただきたいと思います。

以上でございます。

### ○早稲田委員

交通弱者の移動を支援するためということで、出張受付があるとのことですが、利用者への周知方法について教えてください。

### ○坪根公共交通政策課長

利用者への周知でございますが、8月25日配布の広報ひかり9月号に掲載するとともに、8月25日付で記者発表及びホームページへの掲載を行ったところでございます。

加えて市内7地区のコミュニティ便りにも御協力をいただき、申請受付開始の記事を掲載させていただきました。

また、本事業の概要をまとめたリーフレットを作成し、本庁の公共交通政策課の窓口をはじめ市内の各コミュニティセンター、地域づくり支援センター、あいぱーく光、光警察署の各窓口へ設置したところでございます。

また、代理申請などの支援の輪を市内全域に広げるため、地区社協会長会議をはじめコミュニティ連絡協議会、連合自治会理事会、市内6地区の民生委員・児童委員協議会にそれぞれ担当職員が出向いて事業内容の説明をさせていただき、本事業の認知度の拡充を図ったところでございます。

また、申請受付は交通弱者の方への助成制度であることを踏まえ、市内コミュニティセンターなど12か所に出張受付窓口を設けることとし、9月6日火曜日から順次出張受付を行っているところでございます。受付窓口では申請に来られた対象者の方または代理人の方に申請書を御提出いただき、審査の後、その場で助成券をお渡ししております。また、助成券をお渡しする際は、助成券を正しく御利用いただくため、リーフレットを用いて使用上の留意事項を御説明し、申請者の方からの御質問にもその場でお答えをさせていただくなど、改めて制度の御理解を深めていただくこととしております。

なお、出張窓口は9月22日木曜日で終了し、9月26日月曜日からは引き続き公共交通政策課窓口で受け付けております。

以上でございます。

#### ○早稲田委員

様々な周知方法があることが、今、分かりました。

また、やっぱり御年配の方々なので、各コミュニティセンターとかによく出入りされると思いますので、そこで説明が受けれるということで、少し安心しました。

それでは、現在の受付窓口での申請者数について教えてください。

#### ○坪根公共交通政策課長

9月16日先週の金曜日時点で9か所の出張受付窓口が終了しておりまして、申請者は670人となっております。

以上でございます。

#### ○早稲田委員

9月6日から始まって16日で670人ということで、やはり皆さん、待っておられたのではないかと思います。実際に地域の方々で、独り暮らしの方で、運転免許を返納した高齢者の方がこの運賃助成、とても助かるというようなお声を聞いております。今後も周知を徹底して、啓発をお願いいたします。

続きまして、デマンド型交通導入検討事業についてもお尋ねします。

この事業では、デマンド型交通導入検討のため、先進技術を導入している自治体の視察を行うということでしたが、もう視察には行かれたのでしょうか。行かれた場合は、

どこに行かれたかをお示しく下さい。

#### ○坪根公共交通政策課長

先進地視察につきましては、先月、岡山県にあります2つの自治体の導入状況を視察したところであり、私を含め計3名で視察を行いました。1か所めは岡山県の中央にあります久米南町でございます。人口約4,700人の中山間地域で、高齢化率が岡山県で最も高い45%となっており、JR以外の民間公共交通機関は全て撤退・廃業しております。久米南町はAIによる配車サービスと、電話とスマートフォンによる予約システムを用いたデマンド型交通を導入されており、町のかっぱ伝説にちなんだかっぱのキャラクター、カッピーを用いたデマンド型交通カッピーのりあい号を導入しております。

視察では、町職員からの説明やヒアリングを実施した後、予約センターを訪れ、運行車両の確認をはじめ実際の電話予約の様子や、AIにより最適なルート設定がされる様子について確認し、また車両に載せる運転手のルート案内用のタブレット端末も確認をいたしました。

2か所めは岡山県の中南部倉敷市の北にあります総社市でございます。人口約6万9,000人、高齢化率が28.5%となっており、JRやバス、タクシーの公共交通が運行されております。総社市ではデマンド型交通雪舟くんの運行を導入されており、水墨画家雪舟の生誕地にちなんだデマンド型交通の名称となっております。

久米南町と異なり、電話のみの予約となっており、総社市役所内に設置された予約センターに勤務するオペレーター4名が予約を受け、オペレーターの経験と手作業で運行経路や到着時間を予想し、送迎の順番や時間を決定するものでございます。当日は市職員からの説明やヒアリングを実施した後、予約センターを訪れ、実際にオペレーターが電話を受けてから予約が決定するまでの一連の流れを視察いたしました。

このたびの視察内容については、現在、整理・分析しているところであり、本市のデマンド型交通の導入について検討する上で、非常に参考になるものでございました。

以上でございます。

#### ○早稲田委員

岡山県の久米南町と総社市に視察に行かれたということで、高齢者率の高いところということですが、実際に行かれた感想等を聞かせてください。

#### ○坪根公共交通政策課長

このたび、インターネット等の資料や電話のやり取りのみではなく、実際に現地を訪れ、公共交通の担当職員と直接意見交換をできたこと、また、デマンド型交通の予約センターなど実際の運用現場を目視でき、特にAI型の予約システムとオペレーターのマンパワーの経験に基づく予約システムの違いを確認できたことは、大きな収穫となりました。

また職員の方との意見交換の中で、デマンド型交通の利便性の向上への取組と合わせて、財源の確保や既存の公共交通事業者との共存、またデマンド型交通の担い手となる

事業者の確保に関する御苦勞をお伺いすることができました。

今後、こうした視察で得た内容を基に、改めて本市のデマンド型交通の導入の可能性について整理を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

#### ○早稲田委員

インターネットで見たり、何か書いたものを見るより、実際に行ってみることが一番勉強になると思います。私も行ってみたいなと思うところではありますが、本市と全く同じ状況ではないと思いますので、学んだことを整理して、課題の分析を行って、光市の実情に適したデマンド型交通を導入していただきますよう、引き続き検討をお願いします。

では、次の質問に入ります。

牛島室積航路確保維持事業について、お尋ねします。

うしま丸の運航ダイヤの見直しの手続について、確認させてください。6月の委員会で、運航ダイヤの見直しは、本年4月1日付で、新たに光市離島航路確保維持改善協議会を設置し、この協議結果について山口県生活交通確保維持改善協議会での承認を経て国へ提出される予定となっていると回答をいただきました。国の承認は9月下旬となる予定と伺っていますけれども、手続は予定どおり順調に進んでいるのでしょうか、お尋ねします。

#### ○坪根公共交通政策課長

まず、うしま丸の運航経費の財源である国庫補助金を受けるための手続として、現在、離島航路確保維持計画の承認に向けた審査が行われているところであり、牛島海運有限会社より、9月中に承認が得られる見込みであると報告を受けております。

次に、うしま丸の運航に関する許認可である離島航路事業の運航計画書のうち、運航時刻表と航路の起点及び終点、母港を変更するため、9月1日付で牛島海運より中国運輸局に対して離島航路事業の運行計画書変更申請を提出したと聞いており、こちらにつきましても9月下旬に認可される見込みであるという報告を受けております。

先般、中国運輸局に電話にて私が照会してみましたところ、手続に不足はありませんという旨も確認できましたことから、近日中に国の認可がなされ、予定どおり10月1日付で運航ダイヤの変更が開始されるものと認識をしております。

以上でございます。

#### ○早稲田委員

予定どおり国への承認等も9月に下旬となって、今、進んでいるということを確認できました。順調に進めて、10月1日から実行できることを希望します。

続きまして、光まつり交付金についてお伺いします。

光まつりは、新型コロナウイルス感染症流行の影響により、2年中止となってきましたけれども、現在、開催に向けてどのように進んでいますか、お示してください。

#### ○萬治商工観光課長

こんにちは。光まつりにつきましては、光まつり実行委員会において実施協議が進められてきました。6月の実行委員会において、開催する方向で決定がされたところでございます。

現在は、開催予定日である10月2日、3年ぶりの開催に向けて実行委員会を中心に準備が進められております。

このたびの光まつりの内容につきまして、特徴をかいつまんで御説明をしますと、大きな掛け声を発するパレードは行わないこととし、その代替となる取組として、働くクルマ大集合と題しまして、消防車やパトカーといった緊急車両に加え自衛隊の車両、民間事業者の協力による工事車両、市のパッカー車といった車両の展示を市民ホール前の道路上等で行う予定とされております。

また、例年の子どもみこしの代替としまして、市内各幼稚園・保育園に平和をテーマとした絵画を書いていただき、その展示を地域づくり支援センターで行うと聞いております。

さらに、新型コロナウイルスの感染対策につきましても、県が示す基準をもとに県にも相談した上で、消毒液の設置やスタッフによる定期的な消毒アナウンスによる注意喚起など、必要な対策を行うと聞いております。

このほかにも屋外ステージでは新しい出演者も来ていただけるようですし、市内商工業者による商品の販売などもあると聞いております。例年とはまた一味違う魅力の詰まった祭りになるものと期待しているところでございます。

市も実行委員会の一員でございますので、今後も関係者との連携を図りながら、しっかりと準備を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

#### ○早稲田委員

開催に向けて準備がいろいろ進められていると思います。

働くクルマ大集合っていうのをお伺いしまして、特に小さいお子さんはとても喜ぶのではないかなと思って、楽しみにしたいと思います。

次の質問に入ります。フィッシングパーク光長期修繕計画策定事業について、進捗状況はいかがでしょうか、お尋ねします。

#### ○西村経済部次長

フィッシングパーク光の長期修繕計画策定事業の進捗状況についてお答えします。

フィッシングパーク光は施設建設から40年が経過し、老朽化が見られる栈橋について劣化状況を把握するために、今回、点検を行うこととしたものでございます。委託期間は令和4年4月20日から11月30日までとしており、調査の内容につきましては、陸上、海上、または潜水による目視調査など、部材の肉厚測定等を行い、対象施設の劣化・損傷等の位置及び周辺状況が確認できるよう、概略損傷図や写真等による整理を行うもの

です。現地調査は概ね終了をしており、緊急を要するような大きな異常は見られなかったと聞いております。また現在、今回の調査で収集した情報を整理し、施設全体の状態について検証を進めているところでございます。

今後は、今回の調査結果に基づき、フィッシングパーク光の長期修繕計画の策定に向け、必要な対応を進めることにより、計画的な施設の維持管理に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

#### ○早稲田委員

まずは、陸上とか、潜水とか、いろんな形で目視をして、期間が11月30日までということで、その状況を基に、また計画策定に取り組むということで理解いたしました。

続きまして、森林環境譲与税関連事業について質問します。

森林環境譲与税を活用し、森林所有者の経営意欲の向上や所有者不明森林の解消を促進するための事業を実施するほか、県産木材を使用した製品を購入する事業と伺っていますけれども、何を購入されたか教えてください。

#### ○西村経済部次長

森林環境譲与税関連事業は、公共施設内の老朽化した備品等について森林環境譲与税を活用し、県内産木材を使用した製品に更新するなどの木質化を図ることにより、多くの市民が木材と触れ合う機会を創出し、その良さを体験してもらうことを目的として実施するものでございます。

今年度は岩田小学校と光井中学校の学校施設備品として、県産木材を使用した下駄箱を購入することとしております。また、これらについては森林環境譲与税を活用した製品であることを証明するための焼き印を刻印することとしております。

以上でございます。

#### ○早稲田委員

木材の温かさみたいなものが、子どもたちに感じたらいいかなと思います。森林所有者の経営意欲の向上にもつながるということで、今後も進めていただきたいと思いません。

次に、第4次地産地消プラン策定事業について、進捗状況を教えてください。

#### ○西村経済部次長

第4次地産地消プラン策定事業の進捗状況について、お答えいたします。

第4次地産地消プランの策定に当たりましては、光市地産地消プラン推進会議を設置し、農林水産業の生産者、消費者をはじめ加工業者、商工販売流通関係者のほか行政機関から山口県周南農林水産事務所及び本市から農林水産課だけではなく学校給食センター、健康増進課など、様々な立場の委員の方々から御意見をいただいております。これまで5月30日に第2回会議、8月29日第3回会議を開催しました。第3回会議では、

8月に実施した生産者、消費者向けアンケートについて、速報値ではありますが集計結果をお示し、そこから見えた課題や解決につながる提案などについて意見交換を行ったところでございます。

今後は、これらの意見を取り入れながら、地産地消推進につながる施策を検討し、プランに反映させていきたいと考えております。

また、本会議の内容につきましては、市ホームページにも掲載しておりますので、詳細についてお知りになりたい場合はこちらで御確認いただきますようお願いいたします。以上でございます。

#### ○早稲田委員

様々な方が関わっているということが、今、分かりました。よいアイデアがたくさん出て、それが形になって、地産地消が進んで活性化するとよいと思います。

では、最後の質問です。情報収集等業務効率化支援事業について、お尋ねします。

農業委員会にタブレット端末を導入するということでしたが、タブレットは何に使われますか。利用目的を教えてください。

#### ○太田農業委員会事務局長

タブレットに関するお尋ねでございます。

毎年、農業委員と農地利用最適化推進委員に農地の利用状況調査、一般的には農地パトロールと言っておりますが、これを依頼しております。その際の現地確認においてタブレットを使用します。この機器の導入によって直近のデータが参照できますので、現在地や境界の確認、また農地の筆数の把握などが可能となり、調査を行う委員の負担軽減と、管理能力の削減が期待されるところです。

以上でございます。

#### ○早稲田委員

主に農地パトロールに使われるということで、境界の確認なんかははっきり分かっているかなと思います。

しかし、委員の方々は、高齢の方とかIT機器に不慣れな方もおられると思うんですけども、タブレットの使用方法などの教育や研修などは考えておられますでしょうか。

#### ○太田農業委員会事務局長

仰せのとおり、農業委員や農地利用最適化推進委員の方には高齢の方が多く、タブレットなどIT機器に不慣れな方もおられます。そのため、操作については全国農業会議所が全国の農業委員会に配布した操作マニュアルや操作に関する動画を活用した研修会を開催しまして、タブレット端末の操作を理解し、慣れていただきたいと考えております。

また、このたび、研修に関する案内が山口県農業会議からありました。こうした機会を捉えて、まずは私ども農業委員会事務局職員が操作などを理解する必要があるものと

考えております。

以上でございます。

○早稲田委員

慣れないとなかなか使いづらくて、結局、使えないということでは、予算や機器ももったいないので、まず職員の方々が勉強されてということで、やっぱり高齢の方とかIT機器に不慣れな方は、マニュアル見ろと言われてもなかなかマニュアルでは自分で理解できないと思いますので、事務局の方に聞けば教えてもらえるというような制度というか、そういう仕組みがあればいいなと考えます。上手に使えるように指導等、よろしくお願いいたします。

私の質問は、以上です。

○田邊委員

こんにちは。有害鳥獣対策、また有害鳥獣対策センターの部門について、どういったことをしているか確認をしたいと。昨今ではイノシシ、ニホンザル、ツキノワグマ、ニホンシカ、ヌートリア、こういったものも出ているというところですけど、市内で鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系への被害が発生した場合、有害鳥獣として捕獲駆除するという考えでよろしいんですか。そのあたり、ちょっと教えてください。

○弥益有害鳥獣対策担当課長

こんにちは。有害鳥獣対策センターは、小動物から大型獣、そういった有害鳥獣捕獲を捕獲隊と市が連携して行っております。

○田邊委員

まあどんなことを、まず目的として行っているかというのか確認していかないと、なかなか難しいと思うんですよ。そこの辺りから質問いきます。

捕獲隊が高齢化により、十分な人数が確保できないと私はいろいろ聞いております。捕獲隊はどれぐらいの人数がおられるのか、現在。その中でどういった人数でやられておるかというところを教えてください。

○弥益有害鳥獣対策担当課長

光市内の捕獲隊は3隊ございます。島田川を境に西と東、あとは旧大和地区の各1隊です。旧大和地区を東部隊と呼んでおり、現在4名。島田川より西の西部隊が現在5名。島田川より東の中部隊が11名。計20名です。

○田邊委員

20名と言われたが、20名と言われた中に、職員は何名いるのか。職員もその捕獲隊と一緒に、先ほども言われたように協力して行うというところで、数として入れていいわけですね。

○弥益有害鳥獣対策担当課長

東部隊4名のうち2名は市の職員でございます。 以上です。

○田邊委員

今、3隊合わせて20名との話があったけど、この人数については十分足りているのか。今、有害鳥獣対策係、有害鳥獣対策センター、こういった名前はできているけど、人が足りているのかと、大丈夫なのか、十分できているんですか、その辺りはどうでしょう。

○弥益有害鳥獣対策担当課長

光市の有害鳥獣捕獲等実施要綱に、1捕獲隊当たりおおむね10名となっております。それからすると、中部隊のみしか該当はしていない、足りてない現状です。以上です。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○西村経済部次長

本市の捕獲隊の状況は、光市の有害鳥獣捕獲要綱第90条2号で1捕獲隊当たりおおむね10名となっており、3隊あれば30名となります。現在の隊員数20名では十分人数を確保できていないところです。

捕獲方法については、現在、光地区猟友会には90名以上の狩猟者の方がいらっしゃるので、捕獲隊と光地区猟友会がタッグを組んで、本市の捕獲をレベルアップさせていくための話をずっと進めているところです。

今年度は、4月からその1つ目の取組として、今まで3捕獲隊でエリアを分けてやっていたものを全部撤廃して協力してやれるように進めております。

エリアを撤廃することで、光市猟友会にも入りやすい状況になると思われまことから、今後も話し合いを続けてまいります。

以上でございます。

○田邊委員

人数が少ないというのは分かるけど、私が最初に言ったでしょう。市内で鳥獣及び生活環境、農林水産業または生態系被害が発生した場合は、有害鳥獣の捕獲駆除するというのが、そもそもがこの部署の責務じゃないの。それはどうなんかっていうところから私は始めたんです。そして、現状がどうなっとるんかと、先ほど聞いたけど、東部地区の捕獲隊の中に大和の方がおられて、その4名の中の市の職員が2名。これなんかでも、わな仕掛けたら自分で責任を取らにゃいけんとか、そういうのあるんでしょう、いろいろ。

○西村経済部次長

1点だけ補足説明させていただきます。本市の有害鳥獣対策は、駆除、防護、生息地

管理、この3つを基本として進めております。

このうち防護については、田んぼなどにイノシシなどの誘因物となる農作物とか生ごみが放置、または、捨てられていると、これをねらって野生鳥獣が出没して、人慣れすることによって、いろいろな被害を繰り返すという現状があります。

単純に捕獲だけを強化して、捕獲隊をどれだけ増やそうと、これらを全部防ぐことは不可能なので、それ以上に防護策に取り組んでいく必要があります。

例えば、現状、一番大きく取り組んでいるものであれば塩田でモデル地区をつくって、大型の囲いわなを3年間くらいかけて地道に広げていったり、各農家で個人的に柵をされる方に対して、補助金として2分の1を補助する。これは、もともと定率の補助であったものを2分の1までかさ上げしたもので、件数もそれなりに上げています。

こうしたいろいろな総合的な取組を展開し、その先で駆除というものが生きてくると考えたときに、そういう政策を市が主導になって進めていく。

駆除に関しては、狩猟者の力を使って解決するという仕組みが、有害鳥獣対策としては万全の体制だと我々は考えており、市は防御と生息維持管理を主に受け持って、駆除については狩猟者の方をお願いしてやっていくっていうのを基本スタンスとして進めているところです。その基本スタンスのところの狩猟者の人数が、高齢化とか、もともと猟友会と連携を取ってやっていなかったという、仕組み的な問題がありましたので、そのやり方を変えていこうというのが、今の我々の考え方でございます。

以上でございます。

#### ○田邊委員

やり方を変えていかないけんって言うけど、ここにおる方は大変じゃろうと、実際。これを直していかないと。だから、その辺り今後どうしていくの、この部署大変になつとるのに。

#### ○芳岡経済部長

先ほど、まず担当課長から、現状について多少個人的な思いを含めた答弁がありました。組織としてこの場に臨んでいる中で、そういった発言がございましたことはおわび申し、一部取り消させていただきたいと思えます。

仕事をしていく中で、捕獲隊またその他の団体とも連携を図りながらやっていく中では、それぞれの思いというものがございます。

もともとが有害鳥獣を捕獲するという活動ではなく狩猟を楽しむ目的の団体もございませし、また農作物の被害に頭を悩まされている皆さんもいらっしゃる。ただ、イノシシ等をはじめ、そういったものを駆除、または捕獲、狩猟するやり方や仕組みについて、混乱を来しているところがございます。捕獲隊の方やその他の方々も高齢化が進む中、人がさらに10名要ると、言うのは簡単ですが、すぐそれが確保できる状況にない中、まさに委員がおっしゃったように、被害に困られている方が目の前にいらっしゃる、そこを早急に何とかしなきゃいけないというところもございます。

そういった面からも、捕獲隊を1つにしたり、他の団体と協議を重ねたりしてはおり

ますが、まだまだ具体的な施策を打ち出せてない状況でございます。私も責任感を持って、しっかりと内部また外部の団体と協議をして、一日も早く被害を減らすための取組を検討していきたいと思っております。

以上でございます。

#### ○田邊委員

しかし、箱わなに捕まったイノシシがおると、殺傷して、生き物を殺すことが求められると。有害鳥獣として捕獲して駆除すると、こういうことを誰も好んでやりたくはないと思うんです、実際は。だけど、今、人数が少ないから、市の職員がやっぱりやらざるを得ないところはあるとは思う。そういったものもやっぱり解決していかんと、そう思わんですか。

それでもう一つ、監督責任で、それは捕獲について行ったり、それは部長さんが、こうしたほうがいいのか案を出したりすると。そして、いろいろな指導もして、より働きやすい職場にせんと、この問題は大変だと思いますよ、私。その辺を重々分かっているんでしょか。

#### ○芳岡経済部長

私に対する職責について改めて求められました。様々な課題がございますが、部長としてしっかりと責任を果たしてまいりますし、しっかりと職員の声も聴いてまいりたいと思っております。

以上でございます。

#### ○田邊委員

現状、そうやって聞いてみたら、こりゃあ大変だと。足がワイヤーに引っかかったようなイノシシが飛びかかってくるようなものをどうするのかと。狩猟の会の人は、すぐ呼んでも来れないんだったら、第1種猟銃免許か何か持つと、第2種とか、空気銃等、そうした免許持ってる方がバシッと打つというようなことをせざるを得んとかね。そういったものは、やっぱり改善していかんにゃあいけんではないかなと思うんです、今後はもっと。この部署があるんじやから、協力して、そこの部署だけに任さずに、市が丸となって対策してもらわんと、皆さんよう分かっちゃるんじやから、これは。

現状、私の感覚じゃあ、いろいろ対策する部分があると思うんで、今後はいろいろ意見を聞いてやってください。それで、現場も見に来てください、ちゃんとその都度、お願いします。

よし、次行きます。新産業団地について行きます。

これ、この整備事業、6月に県と共同で整備することが公表されたけど、議会においても補正予算が可決したところで3か月経過していないが、その間の進捗などをお願いしたいと。

#### ○萬治商工観光課長

新産業団地の整備事業につきましては、7月8日に県庁にて、市長と県知事による山口県産業団地整備事業基本合意書の締結式が執り行われ、本事業に関する基本的な事項について合意書を交わしたところでございます。

その後8月26日に、新産業団地整備予定箇所周辺の企業向け、それから26、30日には、整備予定箇所周辺の小周防地区の住民の方向け、それから9月1日には、整備予定箇所周辺の束荷地区の住民の方に対して、山口県と合同で地元説明会を開催いたしました。

説明会では、県の企業立地推進課より、企業誘致の必要性や産業団地整備の背景また本市での整備事業の概要、事業スケジュール等の説明がございました。

また、基本合意書締結後から、整備予定箇所の地権者を確定するための地権者の調査を県と共同で行っております。地権者として確認を取れた方から、順次、事業概要の御説明と、測量等調査による所有地への立入等の了解を得るために、県職員と一緒に市の職員も訪問している状況でございます。

地権者の中には、市外とか県外の方もおられますし、既にお亡くなりになっている方もおられましたので、こういった方の相続人の調査も含めまして、現在も調査を引き続き行っている状況でございます。

以上です。

#### ○田邊委員

いろいろな説明会なり、その計画にのっとっていろいろな地権者との協議をしているというところでありますね。

それで、ここで、議会で何か出せるような意見がありましたか。

#### ○萬治商工観光課長

説明会等で出ました意見等を少し紹介しますと、企業からは、分譲の区画数とか、分譲区画数に対して申込みが多かった場合に、企業を選定する基準などがあるのかやとか、進出企業の業種指定があるのかといったお尋ねがございました。

これに対しましては、県より、分譲区画数は決定していないこと、区画割は今後企業ニーズ等を踏まえて検討していくこと、分譲方法は現時点では未定であること、進出企業の業種の特定はしていないことなど回答がございました。

それから、地元住民の方からは、産業団地周辺の通勤時の交通渋滞や、産業団地に至るアクセス道の狭隘な部分についての御意見のほか、産業団地整備後の排水について、一度に流れてくる水の量が増えるのではないかという意見や、反対に整備によって現在使っている水路の水量が減るまたはなくなるのではないかという意見がございました。

県からは、交通渋滞等を含めた生活環境への影響等は現状把握しておりませんが、今後も意見をお聴きしながら、必要に応じた対応を検討していきたいという旨の回答があり、排水については整備により、土からアスファルトに替わる部分があるため、今までゆっくり流れていた水がそのまま下流に流れることになるので、調整池を設け、下流の水路の容量等を踏まえた上で設計を行っていく、また現在利用している水路の利用形態等も調べた上で、水がなくなることはないよう設計していきたいとの回答がございました。

た。

また、企業の立地により、地元の若者を雇用してもらえると、地元も活性化するので、産業団地が整備されることは賛成であるとの御意見も頂いております。

以上でございます。

○田邊委員

だから、周辺の渋滞や、排水路の排水の問題等、その周りの環境についての不安感、やっぱり期待はあるが、不安はあるよというところね。

だから、不安な部分については解決した上で、この新産業団地計画をやってください。

また進捗状況を今後もお聞きしますし、議会のほうにもお知らせくださいよろしくお願ひします。

以上です。

○大田委員

今、同僚委員が新産業団地のことについて聞いちゃったんですが、説明会があったときに、市としてはどういう要望されたんですか。

○萬治商工観光課長

説明会は、県と合同で開いた形になりますので、市から要望する場ではなく、地元の方とか企業の方から意見を頂く場でした。

以上です。

○大田委員

私も以前聞いたんですが、通勤路について、住民の方から要望があったと思うんです。それはなかったですか。

○萬治商工観光課長

産業団地に至る道で、朝の通勤時に今渋滞があるということ、それから、至る道で狭い部分があるという御意見は頂いております。

以上です。

○大田委員

それに対して、渋滞があるから、狭いからちゅう要望があったちゅうんで、答弁はどねえされたんですか。

○萬治商工観光課長

県からは、この説明会自体が事業を進める中で県と市が何をやらないといけないのか、できることできないことがあると思うが、そういうのもお聞きするために行っている。実施計画が確定する来年の半ばぐらいまでにそういった環境面の配慮とか周辺の交通状

況等を含めて、今から県として対処すべきか、どういったことができるのかといった現状把握をしっかりと、県としてどういうことができるのか検討したいという答えでございました。

以上です。

#### ○大田委員

私も、以前そここのところでお聞きしたら、副市長は毎年毎年そここのところ、一ノ瀬線の入り口のところについては県のほうへ要望しているからというような答弁であったと思うんですが、どうしても新産業団地ができると、あそここのところ道が狭いから、交通渋滞というか、交通事故の起こる可能性が、非常に曲がりくねっているから、起こる可能性が高いんですよ。そういうようなところ、住民の方はたしか要望しちゃったと思うんですが、どうしてもそれは通勤路になりますから、どうしてもそここのところは拡幅してほしいという要望は、絶対出ていたはずなんですけど、そういうようなことはあまり言われなかったんですか。出たと思うんですが、出ませんでしたか。

#### ○萬治商工観光課長

先ほど御紹介した意見に、通勤に至るルートで狭隘なところがあるというのが今言われた一ノ瀬線のことだと思いますが、その意見は何っております。

県も、一ノ瀬線で狭い部分があって離合できないところがあり、過去から要望があることは認識しているとの回答でございました。

ただ、団地造成の前に、直ちにその拡幅工事をするのはやはり難しく、事業を進める中でまずは現状把握をして、どういったことができるのかは検討したいとの回答を頂いております。

以上です。

#### ○大田委員

そういう回答ですが、当然それだけをやるといったらなかなか予算がつきにくいんですが、新産業団地への通勤路に当たって、狭隘な道路、一ノ瀬線に対しては、それを一緒に要望するほうが、要望しやすいじゃないんですか。私はそういうふうに思うんですが、市の考え方としてはどうですか。

#### ○萬治商工観光課長

6月の委員会的时候にも、委員から同様の御意見頂いたと思います。そのとき副市長からお答えしたとおり、この県道の整備につきましては、毎年度、市長が県知事要望の中で粘り強く要望させていただいております。

今回の産業団地開発事業で、直接的にこの県道整備というのは少し困難かと思いますが、先ほど申し上げました県知事への市長要望の中で、例えばそういった状況について触れるなど、所管課にも相談してまいりたいと思っております。

以上です。

## ○大田委員

それは、そういうふうにご相談されるのは、それはええんですが、要するにそれら新産業団地をこういうことにして、目に見えてからその通勤路になるよと、狭隘道路があると、一ノ瀬の入り口のところになるよということ、もう目に見えて分かっちゃうことですから、毎年毎年、市長のほうのほうにいろいろお願いしちよると言っておられたんですが、こういう何かの機会と一緒にやるということは多分にあると思うんです、そういうことは。強力に、通勤路になるんだから、この道も拡幅工事をしてほしいという強力に押し進めていってほしいと思います。ぜひ頼みますよ、お願いします。

コロナによって、いろいろ人の動向が悪くなっておるんですが、今現在においてはコロナ禍によって人の制限はかかってない状況であります。だから、光市もいろいろ制限かかってないから、観光政策というのは今現在どのように観光政策っていうのは進めておられるか、ちょっとお聞きしたいんですが。

## ○萬治商工観光課長

新型コロナの収束がなかなか見えてこない中、今年の春以降、行動制限がかかっておりませんので、この2年間中止されてきた本市における観光イベントについても、実施されてきております。例を挙げますと、春には普賢まつりとかばら祭が開催され、夏には室積・虹ヶ浜海水浴場を開設いたしました。徐々にコロナ前の観光政策が実施できつつあると思っております。

今後の新型コロナの状況にもよりますが、まずは光まつり、灯花祭、ひかりふるさとまつり、梅まつりといったコロナ前に行っていたイベント等を復活させて、市内外の方に久しぶりの催しを楽しんでいただくことが、一番だと考えております。

それから、少し具体的な取組を御紹介しますと、今、市内や周南地域内を周遊する観光施策として、周南3市の観光施設や飲食店を巡る「周南市・下松市・光市ぐるりんスタンプラリー2022」を今月1日から11月30日の期間で実施しております。このスタンプラリーは、施設の有料利用を原則としており、周南・下松・本市それから各観光協会等で構成する周南広域観光連携推進協議会の事業として、3年連続の実施となっております。

さらには、山口県観光連盟の主催ではございますが、周遊観光イベント「やまぐちのナゾさんぽ」を実施しております。観光スポットに設置された謎解きパネルを探し、そこに書かれたヒントやキーワードを手がかりに次のスポットを探して行くもので、光市では市内5か所を巡る仕組みとなっております。これにより比較的長い時間市内に滞在してもらうことができ、地元での消費活動にもつながることを期待しております。これは8月10日から開始されており、来年2月12日まで実施される予定でございます。

その他に周南広域観光連携推進協議会事業の周南地域魅力発見ツアーとして3回にわたり実施するバスツアーを企画しております。これは、広島県域からの観光客をターゲットとしており、10月には1泊2日の旅行を1コース、11月と2月には日帰り旅行をそれぞれ1コースずつの2コース、全部で3回3コース行うツアーを予定しております。

光市内では、このツアーの中で、ヨガ体験や座禅体験といった体験型観光、それから、紅葉の季節の伊藤公記念公園、梅の時期に合わせた冠梅園の散策などが組み込まれております。本市に近い広島からの参加を見込んでいるため、リピーターとして何度も本市を訪れていただくことも期待しております。

県におきましても、県内旅行への助成とクーポン配布を合わせて行う「旅々やまぐち県民割」が9月30日まで延長実施されております。この事業は、国のG o T o トラベルの停止の間に実施されており、光市内でいえば宿泊施設3か所が助成対象施設となっているほか、市内35店舗等がクーポン券利用施設となっております。

今後、開始時期は未定ですが、全国旅行支援やG o T o トラベルへ利用範囲を拡大しながら、引き続き旅行への支援が実施されるとの報道もありますので、本市での利用にも期待しております。

依然として新型コロナウイルス感染症の状況に注視する必要がありますが、関係団体等との連携を図りながら、市、国や県による様々な観光施策によって、観光誘客につなげてまいりたいと思っております。

以上です。

#### ○大田委員

いろいろ言われたんですが、光市独自の観光プランって何かありますか。

#### ○萬治商工観光課長

先ほども紹介しましたが、光まつりやふるさとまつり、梅まつりといった復活させたいと思っているものは光独自のものになります。

それから、ぐるりんスタンプラリーや先ほどのバスツアーは、周南3市が連携して取り組むもので、光市もメンバーとなってやっていますので、これも独自の観光プランです。

以上です。

#### ○大田委員

一番最初言われた周南3市スタンプラリー、ちょっと具体的にどのようなもんか。

#### ○萬治商工観光課長

ぐるりんスタンプラリー2022は、光市と下松市、周南市それぞれ対象施設を定め、よくある紙のスタンプではなくデジタルスタンプラリーになっております。光市は10の施設及び飲食店で、下松市は6、周南市は10施設等が対象施設となっております。

この施設等を9月1日から11月30日の間に回って、スタンプを集めていただき、そのスタンプの取得数に応じて抽選で、例えば、5,000円相当や1万円相当の特産品や宿泊券が当たるルールになっております。

この取組自体は、先ほど言いましたように、3回目で、今まで近くにいながら行っていないところがあるんだな、これを機会に新しいところに行けましたといった意見も頂い

ており、コロナ禍でも少人数で楽しめるイベントになっておりますので、ぜひぜひ参加していただきたいと思っております。

以上です。

○大田委員

すいません、私ちょっと聞き逃したんですが、光で何店舗で、下松でたしか6店舗か6か所で、周南で10店舗か10か所とか言うちゃったんですが、光で何か所。

○萬治商工観光課長

光で10か所になります。

○大田委員

これは、要するに観光名所、極端なことを言えば冠山総合公園とかああいうようなところだけですか。それとも、どういう店舗がとかであったら、あるんですか。

○萬治商工観光課長

伊藤公資料館や冠山総合公園、ゆーぱーく光、それから里の厨といった観光名所があります。あと残り6つは飲食店になります。

以上です。

○大田委員

これ、何か周南3市でやっちょるが、光だけでもそれをもらったらいいということですか。それとも3か所、3市を回らにゃいけんとか。

○萬治商工観光課長

これは、光市の中だけではなく、各市少なくとも1か所ずつを回って、最低3か所行けば、まず抽選に応募が可能になります。

以上です。

○大田委員

じゃけえ、それは要するに観光地行ったら、そこでスタンプを押しさえすりゃあ、3か所回ればいいということですか。

○萬治商工観光課長

対象施設にはQRコードが設置されておりますので、それを読み取っていただくことになります。

以上です。

○大田委員

飲食店がそうですか。

○萬治商工観光課長

対象の飲食店にもQRコードを設置しております。  
以上です。

○大田委員

極端に言ったら、それを3か所以上回れば、その抽せんか何かで商品券もらったりするんでしょうが、それが要するに、極端でしたら10か所ぐらい回ったと、それは3回ぐらい回ったということになる、それともう1回だけ。

○萬治商工観光課長

全部で3市26か所ありますが、まず応募に必要なのは最低でも3か所、これは各市1か所ずつで3か所になります。これでC賞に応募できます。スタンプを10個以上集める、10か所以上回ると今度はB賞、少し景品のランクが上がる抽せんに応募できます。あとはスタンプ20個以上、20か所回った場合がA賞、26個を全部、26か所回るとパーフェクト賞になります。  
以上です。

○大田委員

そういうふうにA賞、B賞、C賞ですか、それでパーフェクト賞とかいうのがあるという。そのようなのを住民の方々にお知らせするっちゃうのは、どういう方法を取られているんですか。

○萬治商工観光課長

フェイスブックや3市のホームページなどでお知らせしています。あと、チラシもございますので、窓口に設置しております。

○大田委員

今回で3回目というふうな、たしか言われたと思うんですが、1回目2回目はどのぐらいの参加者があったんですか。

○萬治商工観光課長

1回目は、令和2年度で715人の応募がありました。2回目は3年度で153名の応募がございました。  
以上です。

○大田委員

1回目は715人、2回目は153人、どういうふうに言うたらいいですか、1回目は宣伝

が効いちゃって、2回目はあまり宣伝がなかったというふうな感じになると思うんですが、要するにこういうような、いろんなお店なんかでも、行ってもろうて景気をよくするという一端の一つでもあると思うんです。だから、ぜひとも多くの、多数の参加者を募らんにゃあいけんのだと思っわけです。だから1回目が715人で、2回目が1,530人じゃったら、おお、よう宣伝されてから、もう皆さんに浸透されてるかなとか思うんですが、まるっきり下がるとするのは、どういう分析されていますか。

#### ○萬治商工観光課長

要因の一つについては、コロナの拡大が影響したのではないかと考えています。令和3年度は8月1日から9月末までの期間としていましたが、コロナが拡大したことから、10月末まで延長することもしました。

以上です。

#### ○大田委員

だから、今度も8月から9月か10月か、されているみたいじゃけど、ぜひ皆さんに啓発活動してから、参加してもらおうように、一生懸命されてもらいたいと私は思っています。今後とも、観光において光市に多大な浄財を落としてもらおうように、今後とも一生懸命頑張っていってほしいと思いますので、よろしく願いいたします。

また、公共交通において、誰一人取り残さない計画を推進するというふうに、初め計画をされておったんですが、現在、そのような政策がどのように推し進められておられるか、ちょっと教えてほしいんですが。

#### ○坪根公共交通政策課長

公共交通計画は、委員おっしゃいましたとおり、誰一人取り残さないというSDGsの理念を取り入れながら、計画の将来像を「人、地域、暮らしをつなぎ、ゆたかな社会へつながる公共交通」と定めたところでございます。

公共交通施策の展開につきましては、ゆたかな社会の歩みを市民の皆様実感していただくため、市議会をはじめ市民の皆様や関係団体の御理解の下、将来像が目指すつながりの具現化に向けて取り組んでいるところでございます。

今年度は、公共交通計画に位置づけた施策のうち、市民の方が具体的にメリットを享受できる新規事業、高齢者バス・タクシー運賃助成パイロット事業をはじめ、先般、防長交通株式会社から記者発表されましたとおり、来年3月には光市、周南市、下松市を運行する防長バスに交通系ICカードICOCAが導入され、また、本年10月1日からはうしま丸の運航ダイヤの見直しが予定されており、その導入の支援を行っているところでございます。

また、公共交通の利用周知の取組につきましては、今年度予定しております公共交通マップの改定の際に、紙面に限りがございますが、今申し上げた事業等につきましても、可能な限り記載する予定であり、より多くの方に公共交通を御利用いただき、本市の公共交通ネットワークが守られるよう、今後、ホームページや広報等を活用し、周知啓発

にもしっかりと取り組んでまいる予定としております。  
以上でございます。

○大田委員

施策の目的は分かるんです。先ほど同僚委員が言うたデマンド交通にしたって、その一環でもあるじゃろうと思うし、乗車券を配るのもその一環でもあるじゃろうと思うんです。そういうふうに、せっかく誰一人取り残さない計画を立てていますよというように、一番最初のときに言われておったんですが、それをいかにして実現するか、それが一番問題じゃろうと思うんです。施策を立てるのは何ぼ立てられてもいいんですが、それをいかに実現するかと、その実現の方法について我々はお聞きしたいわけなんです。そういうような政策は分かるんです。一つでも何か、デマンド交通もそれはそれでしょうが、交通券配るのもそれはそれでしょうが、ほかに何かあるんじゃないかと、何か秘策を持っておられるんじゃないかと私は思うておるからお聞きしちよるんですが、どうですか。

○坪根公共交通政策課長

交通施策につきましては、公共交通計画を策定し、5年間で取り組む施策の展開例として、13の施策をお示ししております。この中には、当然継続してやるべきものもありますし、先ほど委員の御質問にお答え申し上げましたように、新たな施策も展開し、この13の施策が5年間でしっかりと進むように取り組んでいます。

先ほど、秘策をとおっしゃいましたけど、公共交通において一つの秘策で全ての方が救われるというのは、民間事業者さんもございますので、なかなか難しゅうございます。先ほどお答え申し上げましたように、まず市民の皆さんが実感できる取組から着手したいということで、バス・タクシー運賃助成パイロット事業や交通系ICカードの導入にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

所管としては、この5年間の地域公共交通計画という約束をしっかりと進めていくこと、これがまず重要であろうと考えております。

以上でございます。

○大田委員

それは確かにそうでしょう。私が思うのに、市の本庁舎で、こういう公共交通のを立てたから、これをどういうふうにやる、それも一つの政策でしょうが、市民の皆様からいろんな意見を聴いて、それをいかに取り上げるか、それも一つの方法であると思っっているんです。それを、聴くのは聴いたにしてもそのまま置いちゃうじゃなくて、やっぱり取り入れていってほしいと思っておりますから、今後とも誰一人取り残さないといううたい文句で言ってますから、ぜひそのように政策、よろしくお願いします。

また、あそこの懸山ですか、もう平成30年の7月豪雨で崩れて、交通止めにもなったし、JRも通行止めになって、崩壊してからもう3年、4年ですか、たとうとしていますが、今、海岸線通るのに、あんまり工事がいつ終わるのかな、いつ終わるの

かなと思うてからずっと見ておるんですが、その後の進捗状態ちゅうのはどのようになっているんですか、教えてほしいんですが。

○西村経済部次長

それでは浅江懸山で平成30年に崩落いたしましたのり面の復旧工事の進捗状況についてお答えします。

現状、進めている工事は、令和3年度に県営事業として2工区発注されたもので、引き続き繰越工事として進めているものです。このうち1工区は既に完了し、もう1工区も年内には現場作業が終了する見込みとなっています。

この工事をもって、県が今進めている工事は完了する予定となっています。

以上でございます。

○大田委員

今、県営事業と言われたんですけど、私は国営と思うちよったんですけど、あれ、全部県がやったちゅうことですか。

○西村経済部次長

実施主体は県で、国の補助事業を活用して進めている事業でございます。

以上でございます。

○大田委員

それで、今、年内に大体完了するだろうという答弁じゃったんですが、それによって、もうあそこは、そしたら全て開放して通れるようになるということですか。

○西村経済部次長

工事終了後についてでございますが、平成30年の7月豪雨のときに電柱が倒れ、停電等があったときに電柱を道路上に移設しています。これがまだ現地に残っていますので、そちらが撤去されるまでは、開放されても、普通自動車が通れないぐらいの幅員になると思われま。

以上でございます。

○大田委員

あそこが崩れてもうたら、それは周南市に行く、徳山に行くのに随分困るので、一生懸命やっておられるんですが、あそこはもう完成したにしても、あの道路は市道と思うんですが、もうあんまり使わないと思うんですが、活用方法は、あの市道はあるんですか。

○西村経済部次長

道路の位置づけとしては、市道ではなくて赤線、法定外道路で人が通るぐらいであれ

ば通行できるものと考えております。

以上でございます。

○大田委員

あそこは崩れたら、即JRが通行止めになるから、直すのは当然ですが、早う直してもらいたいと思うんですが、なかなかその後の活用方法が見い出せないなと思ちよるんで、JRで海岸線に泥が来ないように今後ずっとしてってもらいたいと思っていますので、そこんところはよろしくをお願いします。

○仲山委員

台風が過ぎまして、あまりひどい風が吹かなかったかなという印象で私はおるんですけども、被害の状況等について、情報提供もありましたが、農業施設等について目立った被害というのはどうだったんでしょうか。今の時点の集まっている情報で結構ですから、お願いできますか。

○西村経済部次長

昨日からいろいろ通報は入っていますが、現在、確認、整理中でして、お示しできる詳しい情報はございません。

以上でございます。

○仲山委員

恐らくそれほど深刻なものはなかったのかなと理解しておるところですけども、1点だけ、先ほど公共交通のこと出ましたので、三島地区で運用が開始されておるコミュニティ交通、運用状況について少し伺えますでしょうか。

○坪根公共交通政策課長

三島おたすけネットの運行状況ですが、高齢者の買い物支援を目的として、毎週土曜日の午前中に運行され、5名のボランティア運転手が運行を担っておられます。現時点で利用登録者は29名となっており、本年3月スタート時の利用登録者18名から11名の増となっています。

運行状況は、本年4月から8月までの5か月間の運行回数が22回、延べ69人が御利用され、1回当たりの平均利用者数は3.1人、最も多かった日の利用者は5人となっています。

運行車両は、8人乗りのミニバンタイプの普通車で、運転手を除き最大7人を輸送することができますので、現状では希望された全ての方が一度の運行で御利用いただけているものと認識しています。

また、運転手からは、「利用者から感謝の声が寄せられており、運行の励みになります」といった声もお伺いするなど、市といたしましても、引き続きこうした地域の助け合いの輪をしっかりと支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○仲山委員

今、お伺いしまして、週に1回土曜日ということで、比較的評判もよさそうであるので、安心しました。

先行してやっていた伊保木のほうなんかでも、ドライバーの確保ということが、やはり課題となってくるかと思えます。三島のほうも、週に1回っていうのもその辺りのこともあるのかなということもあるんですけども、しっかりとその辺り対応していただければと思います。

以上です。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

6 建設部関係分

(1) その他(所管事務調査)

質 疑：

○早稲田委員

1点、お伺いします。

大規模盛土造成地の調査について、概要の説明を、まずお願いします。

○山本開発指導担当課長

こんにちは。大規模盛土造成地の概要について御説明いたします。

今年度の業務につきましては、市内にある大規模盛土造成地15か所について、地形図や造成図面等による盛土や擁壁の形状や勾配などの資料整理と、現地調査におきまして地盤や擁壁、のり面の変状の有無や湧き水の状況などの調査を行ない、盛土造成地ごとの優先度を評価するものでございます。

以上でございます。

○早稲田委員

この調査等に係る業者の選定はどのようになっていますか。お示してください。

○山本開発指導担当課長

業者の選定についてでございますけども、指名競争入札により業者を決定しております。

以上でございます。

○早稲田委員

業者の選定は指名競争入札ということですね。

それから、この件については、地域住民の方から、どうなっていますかという連絡を  
実際頂いたんですけれども、地域住民への周知についてはどうなっていますでしょ  
うか。

○山本開発指導担当課長

地域住民への周知でございますが、本業務については、現地調査におきまして受注業  
者が盛土造成地及びその周辺に立ち入り、調査を行うため、盛土造成地とその周辺の  
自治会へ回覧文書を配布し、周知しているところでございます。  
以上でございます。

○早稲田委員

進みながらだと思うんですけれども、地域住民の方が心配しなくて済むように、今後  
も自治会とかを通して周知していただければと思います。  
では、現在の進捗状況と今後の予定についてお示してください。

○山本開発指導担当課長

現在の進捗状況についてでございます。  
現在、受注業者が地形図や造成図面による盛土の形状や勾配などの情報を整理し、盛  
土断面の詳細な検討や周辺の既存のボーリングデータの収集等を行っております。  
今後の予定としましては、9月下旬から順次現地調査に入り、今年度中に優先度評価  
まで行う予定としております。  
以上でございます。

○早稲田委員

9月下旬に現地に入って、今年度中に優先度を把握するという事で、地域の方々が  
安心して住めるように、しっかり調査のほうを進めていただきますようお願いいた  
します。  
以上です。

○田邊委員

住宅耐震化緊急促進アクションプログラム、ありますね。これについてお聞きしたい  
んですが、令和4年度の目標は、無料耐震診断員を派遣するのに7戸、そして住宅に  
対する耐震改修工事費補助4戸となっておりますけど、これについて、進捗状況はど  
れぐらいですか。

○沖本建設部建築担当次長

今年度の木造住宅の無料耐震診断及び耐震改修補助の実績についてでございます。  
無料耐震診断の申請件数が、今現在でございますが、募集件数、募集枠7件に対しま  
して3件、耐震改修補助の申請件数が募集枠4件に対しまして3件となっております。

以上でございます。

○田邊委員

3件ちゅうのはまず耐震診断を3件して、改修工事費の補助、それも3件ということなんですけど、同じ方なんですか。

○沖本建設部建築担当次長

3件のうち、1件が耐震診断と耐震改修と両方とも補助を受けておられるということでございます。

以上でございます。

○田邊委員

だから、あとの2件の方は、一応診断をして補助を受けるのは2件ということで考えてよろしいわけですか。

○沖本建設部建築担当次長

耐震改修の補助の3件の内訳といたしまして、1件が本市の無料耐震診断を受け、耐震改修までされております。

あと2件は、耐震改修から補助申請をされております。

以上です。

○田邊委員

だから、今の2件は耐震改修からの補助をもらうのに申請したというところなんですけど、診断はどうしちゃったんです。診断は、ほか、どこでやっちゃったんです、それは。

○沖本建設部建築担当次長

診断につきましては、独自で工務店や設計士にお願いして診断をされております。

以上でございます。

○田邊委員

それで、3年度の課題から、改善策が書いてあったと。市のホームページから見ちよるんですけど。「ポスターの掲示やチラシ配布を行い補助制度の周知を図る」というところなんですけど、改善策、それだけになっとるんですけど、実際、これが有効なのか、それとも、これしか改善策がないように書いとるんですけどその辺り、教えてもらいたい。

○沖本建設部建築担当次長

改善策ということで、ホームページ、チラシ、ポスターであつたりということを記載

しておりますが、これだけではいけないということで、いろんなイベントに参加して、制度の啓発活動を行っていかうとしているところでございます。  
以上でございます。

○田邊委員

この計画期間というのが、令和5年度、来年度いっぱいという形になつとるんですけど、来年度いっぱいまでの計画というのは、最初の計画はどういった考え方じゃったわけです。

○沖本建設部建築担当次長

アクションプログラムについてなんですが、こういった補助制度を行うに当たりまして、毎年、事業が終わった時点で実績を分析し、次年度においてはこれを目標に置いておこうというものをアクションプログラムで定めるものであります。  
以上です。

○田邊委員

計画期間は来年度いっぱいということなんですけど、こうやってやる方もおられるんですけど、これは先でもあるような計画なわけですか。それとも、もうこれで終わりの計画なんですか。

○沖本建設部建築担当次長

アクションプログラムは、単年計画でございますが、事業は、継続事業でありますので、毎年、アクションプログラムは更新するということにしております。  
以上でございます。

○田邊委員

だから、これは光市耐震改修促進計画第3章第1節に基づいた策定と書いちよるんじやけど、これはずっと続くわけね、5年も6年もね。

○沖本建設部建築担当次長

事業が続く限り、このアクションプログラムは、見直しということで毎年作成をしてまいります。  
以上です。

○田邊委員

分かりました。  
それと、社会資本総合整備計画、これは国、県、市の部分なんですけど、これも、安心安全なやまぐちのみちせいび（防災・安全）、平成30年度から令和4年度まで、5か年間と思うんですけど、光市の部分については、ここに係っているのが橋梁の点検で、

全体の事業予算が9,000万円になってますけど、どんな進捗ですか。今年度が最後なんで、終わりですか。

○山本道路河川課長

市道橋梁の点検の進捗状況ということでございます。

市道橋梁208橋の点検は、平成26年7月に施行された道路法施行規則の一部改正により、5年に1度の近接目視点検を実施することとしております。

これまでの橋梁点検の実施状況でございますが、1巡目の点検として、平成26年から平成30年度に行っております。令和元年度からは2巡目を点検してるところで、令和元年度から令和5年度までの5年間、208橋梁を点検することとしております。先ほど申された総合整備計画とは1年間ずれがあるわけですが、5年の頻度ということで、生じたものでございます。208橋のうち、2巡目、令和3年度末までに135橋の点検を終えております。

令和4年度につきましては、当初予算ベースでいくと46橋を行おうとしております。これにつきましては、発注状況等によりまして事業量を調整することとしております。そして、5年間の頻度の最終年度となるのが、令和5年度に残りの橋梁点検をして、208橋ということになるかと思っております。

また、総合整備計画につきましては、県の更新に合わせて光市も行うものと思っております。

以上でございます。

○田邊委員

平成34年度って書いてあるけど、令和4年よね。これ令和5年度までなんですか。

○山本道路河川課長

橋梁の点検につきましては、5年に1度という定期点検でございますので、計画期間とは1年ずれが生じていますが、社会資本総合整備計画との整合を取りながら調整していくこととなります。

以上でございます。

○田邊委員

橋梁208を点検する、目視でね。修繕もあるんですけど、橋梁補修、補修、修繕、この辺りも一緒のことですか。これ、光市に当たってますけど。

○山本道路河川課長

県の整備計画では点検と修繕、橋梁の補修は同一の計画となっております、以上です。

○田邊委員

ここに書いてあるのは、花園高洲線の要素となる箇所、18橋、そして浜線他、3橋となっておりますけど、この辺りはまだ、今、整備中、点検、補修のやってる最中ということですか。

○山本道路河川課長

すみません。今、手元に整備計画がございませんので、個別の橋梁については資料を持ち合わせておりません。

以上でございます。

○田邊委員

結構やるところはあると思うんで、今後よろしくお願いします。

あと、今、道路の維持管理についてなんですけど、グレーチングの問題もありましたけど、ポットホールとかがあって、あとシーズ剤を注入したり、いろいろなひび割れ、段差、そうしたものを、都度直したりしてるとは思うんですけど、どんなものが一番多いのか。

○山本道路河川課長

具体的な数字は集計しておらず、あくまで感覚にはなりますが、先ほど言われたポットホールの補修が多いものと思っております。

以上でございます。

○田邊委員

大体、何件ぐらい。

○山本道路河川課長

個別の件数については、発見した際はその場で補修してるのも多くございますので、集計をいたしておりません。

以上でございます。

○田邊委員

そういったいろいろな部分的にあると思うんで、道路の補修については今後もちよっとお聞きしたいと思います。

以上です。

○大田委員

長寿命化計画、今、ずっとやっておられるですよ、沖田アパートか、室積の。あれはもう終わっちゃうはずなんですけど、どのような具合ですか。

○沖本建設部建築担当次長

すみません。沖田アパートは市営住宅ではありません。

○大田委員

室積小学校の横の市営住宅。

○沖本建設部建築担当次長

松中住宅は、建て替えということで長寿命化計画でお示ししておりますが、今後からこういった形で建て替えを進めていくのか、まずは住民の声を聞かなくてはならないというところで、そのやり方、方法を課内で練りつつあります。

以上でございます。

○大田委員

いろいろ考えておられて、一応、計画した段階においては、もう完全に終わってないやいけんわけですよ、計画の期間においては。

○沖本建設部建築担当次長

計画期間、令和12年度までということでお示しをしておりますが、各住宅の建て替えにつきましては、個別の計画を今後作成して、その辺を検証していくということになるかと思えます。

以上でございます。

○大田委員

住宅にしても、築、もう50年以上たつちよると思うんです。住宅機構が出しちよる、15年から20年たつたら経年劣化しちよると。じゃけ、当然やり替えんにやいけんという指針が出ちよるんです。経年劣化して何遍くらいやり替えられましたか。

○沖本建設部建築担当次長

やり替えというのは、恐らく改修のことだろうと思うんですけども、外壁であったり、内装の改修であったりということ指しておられるんだろうと思うんですけども、松中住宅について、改修の回数については数えておりませんが、私の記憶する中では、過去2回ぐらいは外壁等の改修を行ってきたと思います。

以上でございます。

○大田委員

要するに、住宅金融公庫の指針で、15年から20年たつたら、水道管が経年劣化したからやり替えなさいよという指針があると。市のほうもそれを出されておられるんです。だから、もう50年以上たつちよるはずですから、最低でも2遍は全面改修、経年劣化しちよるはずですから、やり替えちよるはずですが、補修を2遍ぐらいされたというんですが、どういう補修か分からないんですが。

○沖本建設部建築担当次長

水道管の取替えということでお答えをさせていただきたいと思います。

松中住宅に関していきますと、水道管の取替えというものを全棟通してやった記憶はございません。

以上でございます。

○大田委員

やった記憶がない。ほかの住宅でも、戸仲の住宅にしたって、周防の住宅にしたって、もう随分経ちよるんですが、それらはどねえなですか。

○沖本建設部建築担当次長

市営住宅の水道管の取替えということでの御質問だと思います。

市営住宅につきましては、水道管の取替え時期は特には決めてはおりません。漏水などの修繕頻度、経過年数、劣化状況などから、取替えが必要であるかどうかというのを判断をして決めております。

以上でございます。

○大田委員

そういうふうに市の住宅、例えば市庁舎でもいいんです。もうここも40年以上たっちよるが、最低1回は全面取替えしちよるはずなんですが、どうですか。

○沖本建設部建築担当次長

庁舎に関しましても、全面取替えについては行ってないと思います。

以上でございます。

○大田委員

そういうような実績がある中で、民間に対しては、あなたのところは15年から25年、これ、経年劣化しちよるからやり替えなきゃいけないというふうな文書を出される。そこんところは、市のほうに、自分ところもそれぐらいたってやり替えてないのに、そういうふうな指針を出すというのはちょっと信じられないんですが。そこんところは、どういうふうに思っておられるですか。

○沖本建設部建築担当次長

その基準がどういったものかはよく存じ上げませんが、公営住宅の長寿命化計画策定指針では、公営住宅の給水管の取替えとなる目安の時期が記載されております。決して、取り替えなければいけないという時期ではございません。

以上です。

○大田委員

じゃから、そういうふうに取り替えなくてはならないという指針は出してないというふうな答弁じゃったと思うんですが、それに対して、市のほうからそういうような指針を民間の家に出すというのはどういうようなもんかなと思うんですが、そのところをちょっとお答え願いたいと思うんですが。

○沖本建設部建築担当次長

民間の住宅ということになりますと、私のほうから答えにくい部分もございますので、一般的な公共施設の取扱いということでお答えをさせていただきたいと思いますが、公共施設においても、給水管を取り替えなければいけないというような文書というもの、マニュアルというものはないと思います。  
以上です。

○大田委員

だから、市のほうではそういうふうな指針はないと。だが、民間住宅に対しては、住宅金融公庫指標から、こういうような文章があるから、あなたのところは取り替えてないからというふうな文書を差し出されておると。そのところはどういうふうに思っておられるか。市営住宅の何かもう50年ぐらいたっちよっても取り替えた記憶はないと、またそういう指針はないというふうに言われて、それが、民間住宅に対しては取り替えなさいよと、取り替えてないからあなたのところは経年劣化したんですよというふうな、そういうふうな文書を出されてるちゅうのはちょっと矛盾を感じるんですが。

○沖本建設部建築担当次長

一般的なこととしてお答えをさせていただきます。  
給水管の取替えの目安となる時期を示したものは、たくさん文献がございます。これは、いわゆる給水管そのものが経年劣化するので、取り替えたほうがよいのではという時期を示唆するものでありまして、決して取替えをしなければいけないというような文書ではないというふうに思います。  
以上でございます。

○大田委員

そういう言い回し方、言い方はいろいろあるでしょうけど、市のほうは、目安としてそういうようなのありますよというのを民間のほうには出して、市のほうは全然それ、ないから全然やってないよと。そういうのは、市の考え方と市の実際行ってる、多分に矛盾を感じるんですが。一般に矛盾を感じないような出し方をするのが当たり前じゃないかと思うんですが、そこんところはどういうふうにお考えですか。

○沖本建設部建築担当次長

いろんな考えがあろうかと思うんですが、通年、給水管に関しましては、市営住宅におきましても、ビニールのパイプでは約20年が取替えの目安とされているものがございます。一般住宅に関しましては、同じような年で示されてるものもあろうかと思えます。これは、いわゆる取替えの時期というのではなく、経年劣化するので、そろそろ取替えを検討してみてもいいかというような文書であらうかと思えます。以上でございます。

○大田委員

物は言いようですいね、そりゃ。文書で出されてるんです。だから、そのところは、そういう文書を出されるより、ちゃんとした、誰でもが、これなら、ああ、そうかちゅうふうな、納得できるような文書を出されるべきじゃないかと私は思っております。また、今後、そういうふうになんてできるような文書を出されてください。お願いします。

それから、解体工事において振動が出る、それは当然、当たり前なことじゃろうと思うんです。そこで、実際に解体、破砕工事して振動が出たと。振動計はどうですかいうたら、振動計はつけないと。

それで、もう一つの工事においては振動計をつけておいて、それだけの振動レベルが出てないと。振動計つけなくて分かるんですかちゅうたら、振動計はつけなくても、それだけの振動は出てないように思ってるような答弁をされたんですが、そこんところ、もう一遍お答え願いたいと思います。

○沖本建設部建築担当次長

公共施設に関わる一般的な工事に関することとしてお答えをさせていただければと思います。

解体工事については、振動はございます。しかしながら、法で規制されるような大きな振動が発生する建設機械、こういったものを使用してくださいというような仕様で工事を発注をすることは通常的にはあり得ませんので、一般的には振動計の設置は不要であると判断しております。

ただし、大きな工事でくい打ち機など、法の規制に係るような大きな機械、打設によって大きな振動が起こるような機械を指定する場合は、振動計の設置をすることもあります。

以上でございます。

○大田委員

振動が起こらないような機械を使わして、さすから、振動は起こらないちゅう答弁じやったと思うんですが、破砕において振動起こらないことはないが、でも破砕、振動が起こらないような機械を使うからと。実際に振動が起きた場合、どうなるんですか。

○沖本建設部建築担当次長

解体工事の騒音や振動は状況により出ると思います。これについては、その周辺の方々に、そういった振動がありますのでということで事前に告知をして工事に入ります。当然、工事においても、施工方法には十分気をつけて施工するようという指導はしております。

以上でございます。

○大田委員

そういうような指導、それは当然されることであろうと思うんですが、でも起きる可能性ちゅうのは大なんですよ、破碎工事において。極端に言うたら、割って、その破片が下に落ちる場合もある。そのときは絶対振動起こるんです。振動起こるような機械を使ってやらのじゃなくて、振動起こさないような機械使ってやってるにしても、破碎工事で割れたのが、片方が地面に落ちた時なんか、絶対振動が起こるんです。振動起こらないようにとする、それはわかりますが、でも振動は出るんです。当然、そんなら振動計をやって、そしたら、ここにはどのぐらいのデシベルの振動が起きたからちゅうのは指針が示されるはずなんです。振動計つけてないから、指針が示されていないから、振動が下からちゅうのがあるわけです。それは、振動は起きないような感じの物の言い方されてたんです。どう思われますかね、そこんところは。

○沖本建設部建築担当次長

これも、本市の公共建築に係る一般的な工事に関することということでお答えをさせていただきたいと思います。

いろんな工事、行われますが、振動については、先ほど委員も言われましたように、建設機械の操作方法によっては大きな振動が起こることもございます。その際には、我々、工事管理者、また発注者という立場で、いつも騒音、振動については、工事業者と施工業者と打合せを行い、監視しております。

以上でございます。

○大田委員

いや、だから、起きてないですよというような答弁された。見に行ってから、その振動を感じられたんですか。一般的においても、工事をしよって、破碎起こして、その半片が落ちたとき、振動しますよね。振動が、そんなによそに響くような振動でないような答弁をされてたんですが、そういうのは実際、自分で行っておられたからそういう発言なされるんですか。どうなんですか。お聞きしたいんですが。

○沖本建設部建築担当次長

一般的な工事ということでお答えをさせていただければと思います。

工事管理者ということで、その工事現場には再々行きますが、そういった振動や騒音が目に余るものがあれば、即座に工事業者に指導、勧告をして、是正をしていただくというような形を取っております。

以上でございます。

○大田委員

それをやっていくと、徹底的な管理をやっていくというような、今、答弁じゃったですけど、そしたら今までの工事はやっておられたんですか。やらなかったんですか。

○沖本建設部建築担当次長

工事によって、発生する振動はございます。当然、工事管理者として、現場は確認しております。

しかしながら、工事によって発生する振動は、そのほとんどが施工方法によるものと思われまます。工事業者の方に注意を与えることで、それは是正されるものであると考えておりますので、これまでもそういった管理をしております。

以上でございます。

○大田委員

これまでどおり工事をされる、それはいいかも分かりませんが、でも、今後とも、そういうような解体工事に、コンクリートなんかの解体——木材なんかは割合振動は出んと思うんですが、コンクリート工事とか鉄骨工事なんかというのは、振動が起こる可能性は多大にあるわけです。それにおいて、振動計もつける必要ない、それはもう少し、一步も二歩も前に進める考えでから、振動計なんかつけて測っておくのが、誰に対しても釈明の余地もあるんじゃないんですか。

○沖本建設部建築担当次長

これも一般的な工事の例ということで回答させていただきます。

工事によって発生する振動は、そのほとんどが施工方法によるものだと思われまます。工事の施工方法を定めるのは、基本的には施工業者でありますので、その施工方法によって発生する騒音や振動に関する管理を行うのは、基本的には施工業者が行うべきものであると考えております。

しかしながら、業者の管理だけでは周囲への影響など見極めが難しい場合もございまますので、そういった場合につきましては、本市での設置を今後検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○大田委員

今後検討するんじゃなくて、はい、すぐつけましようというような答弁があってもいいと思うんですがね、私は。当然、振動計をもって相手方に対する安心感も与えられるし。振動計なくてから、予想でから、ああ、振動しなかったでしようちゅうような感じの答弁されるようじゃ、今後、考えていかなかちゃいけないと思いまますよ、話し方も。解体工事、またくい打ち工事なんかは、当然、振動計をつけてから、付近住民

に配慮した施工方法するのも当たり前じゃろうと思っておるんです。頼みます。  
それから、平成30年頃、2件、解体された建物ありましたが、あれも、築後もう何十年とたっております。リシンで吹きつけて、アスベストがあったと思うんですが、その検査方法はどういうふうにされたんですか。

○沖本建設部建築担当次長

一般的な公共建築物の解体工事におけるアスベスト調査ということでお答えをさせていただきます。

一般的には、解体工事の設計をする段階で、アスベストが建材に使用されているかどうかについては建材メーカーが出している資料がありますので、こうした資料と突合しながら調査しております。

もしなければ、専門の機関へ調査を設計段階で出しております。

以上でございます。

○大田委員

それは以前もお聞きしたんです。アスベストに対して、リシンの吹きつけなんかじゃったら、何十年も前に吹きつけしたなら、当然、アスベストが含まれてる可能性が大なんです。どこの建物においても、大体、リシンを吹きつけとるから、アスベストが入ってる。そこんところは、解体する前に市のほうがちゃんと検査して、いついつこういうふうには検査して、アスベストではありませんとか、アスベストあるから気をつけますとかいう、責任者の名前書いたりして出すんです。このたびはどうされてたんですか。

○沖本建設部建築担当次長

一般的な公共建築に関する解体のアスベストの取扱いについてということでお答えをさせていただきます。

一般的には、そういったものが入っていた場合は、関連法令に従って、アスベストの専門技術者であったり、専門工法であったりといったもので除去をしております。

以上でございます。

○大田委員

いや、そりゃ、一般的、一般的で、それはいいんですよ。でも、今回解体した2件の工事に対してはどうでしたかとお聞きしてるんです。アスベストの検査したはずなんです。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○沖本建設部建築担当次長

旧大和公民館と旧大和支所ということかと思いますが、事業そのものが所管外となり

ますので、具体的な事項については、私からの答弁は控えさせていただきたいと思  
います。  
以上でございます。

○大田委員

いや、設計の段階において、アスベストの検査をしましたか、しませんかとお聞きし  
ちよるんです。

○沖本建設部建築担当次長

誠に申し訳ありません。事業そのものが所管外となりますので、具体的なものにつ  
いては、私からの答弁は控えさせていただきたいと思  
います。  
ただ、一般的には、アスベストの調査というものは、解体をする前の段階で調査はし  
ていると思  
います。  
以上でございます。

○大田委員

所管が市民部になるから、私のところは関わっていないという答弁なんですか。

○沖本建設部建築担当次長

工事とすれば建築住宅課のほうで携わってはおりますが、事業主体とすれば市民部  
になると思  
いますので、私のほうからの回答は控えさせていただければと思  
います。  
以上でございます。

○大田委員

それはおかしいでしょう。解体工事の設計するのは建設部がするんでしょう。設計も  
市民部がするんですか。

○沖本建設部建築担当次長

設計については建築系のほうで行っておりますが、設計の中身、工事に関しましては  
所管外となりますので、私のほうからの回答は控えさせていただきたいと思  
います。  
以上です。

○大田委員

では、副市長、答えてください。やりましたか、やりませんかちゅうのを。

○吉本副市長

申し訳ございません。技術的なことなので、私の業務としては、そこまでは承知いた  
しておりません。  
以上です。

○大田委員

そりゃ、副市長、承知してないかも分かんが、要するに設計業務に関しては建設部がやるんでしょう。建設部が解体する、どういうふうな方法で建設する、じゃあ、この建物はコンクリートのリシンぶきだから、リシンじゃったら、何年前からじゃったらアスベストが含まれちよる可能性が大じゃから、リシンの検査も当然するべきでしょう。それを、私のところは所管でないからタッチしてませんって、そういう答弁はないでしょう。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○大田委員

設計の段階において、アスベストの問題は、リシンの場合なんかやと、古い吹きつけなんかやったら、アスベストが多分に含まれてるんです。設計の段階において——法律でも決められちよるんですが——それを採取して、検査して、この建設物にはアスベストが含まれちよるから、アスベストの対策はしっかり取ってから解体してくださいとかいうふうな表示も出されるようになるんです。そのところは、このたびなんかはどういうふうにご考慮されるか、教えてください。

○沖本建設部建築担当次長

このたびも含めまして、一般的に解体工事、また改修工事等するときに、外壁等のリシン、吹き付け材にアスベストが含まれているかどうかということは、設計の段階において調査を行っております。

調査を行う際は、吹き付けが使用された年代であるとか、メーカーに問い合わせてみるとか、それでも分からないようであれば、実際にサンプルを取って専門機関へ調査を出すというようなことを行っております。

もし入っていれば、安全に除去する方法がありますので、そういった除去方法で積算して、工事においても、看板を立て、有資格者を立てて、安全に工事をしていただくというのが一般的なやり方でございます。

以上でございます。

○大田委員

そういう場合においてから、アスベストが検出された場合には、当然、施工費も高くなるじゃろうけど、そねえな場合は、防塵対策とかいうのはどういうような感じで設計されるんですか。

○沖本建設部建築担当次長

今現在、いろんな工法がございます。アスベストを削り取る機械に掃除機のような袋がついていて、そこに全て集めるといった方法もあります。なおかつ、外に飛散しな

いようにということで、ビニール等々で現場周辺を囲うといった形で行っております。

以上でございます。

○大田委員

そうすると、当然、アスベストの飛散防止をやるような設計もされるんですか。

○沖本建設部建築担当次長

外壁にアスベストが入ってるような物件で解体をしなければいけないというような事例においては、飛散防止、あるいは特殊な塗料でそれを封じ込めて、それを安全に、飛散しないような、かぎ取るというような工法もございます。そういった工法を設計の段階で考えて、積算をしております。

以上でございます。

○大田委員

じゃけ、そねえなると、当然、工事費も跳ね上がりますいね。予算オーバーになっても、それは当然、市のほうは、オーバーになっても認められるというふうに解釈してよろしいですか。

○沖本建設部建築担当次長

一般的な工事で申し上げますと、設計をその年度に行って、そのまま工事をするというものはあまりなくて、前年度に設計をして、翌年度にその設計金額で工事費の予算を計上するということが、足らなくてということはありませんと考えております。

○大田委員

今、そういうふうに、振動やらアスベストやら、いろんな問題が起こってると思ってるんです。だから、そういうようなのを、しっかりと設計の段階において設計に組み入れて、今後は設計に組み入れて設計してほしいと思ってるんです。ぜひとも、そこところは十分に、重点をそういう安全対策面において持ってほしいと思うんです。

私は、振動計にしたって、光市で持ちこたえるのは環境部だけらしいんですが、建設部もちゃんと振動計なんか購入されて、施工業者に任せるんじゃなくて、貸し出すような感じにしてほしいんですが、そこところはそういうような考えはおありでしょうか。

○沖本建設部建築担当次長

振動計に関しまして、お答え申し上げます。

環境部が機械を持っているということでありますので、解体工事を行う際に、常識の範囲を超えるような騒音がするとか振動がするとかいったときには、そういったものを

お借りして、現地で測るといふようなことをやっていきたいと思っております。  
以上でございます。

○大田委員

今、私はお借りするより、建設部で持ってから、建設部でそういうのはやったほうが  
いいと思ってるんですが、ぜひともお願いしたいと思うんです。

また、話は変わるんですが、市有地に対して、認定外道路ちゅうのはあるでしょうか。

○秋友監理課長

私有地に対して認定外道路というものは、今現在あると考えております。

○大田委員

市有地において認定外道路がある、その基準はどういう基準ですか。

○秋友監理課長

この認定外道路の基準についてですが、道路に関しましては、市道の認定と、市の道  
路でありながら認定されてない道路がございます。その認定外道路につきましては、  
道路内に個人の所有地があることなどから、認定されていない道路があり、その道路  
によって扱いが異なってくるというふうに理解しております。

○大田委員

私有地じゃなくて、市有地において、認定外道路はありますかとお聞きしちよるん  
です。

○秋友監理課長

申し訳ございません。

市有地において、認定外道路はあります。（「ある」と呼ぶ者あり）はい。

○大田委員

市有地において、認定外道路はあると、存在するということですね。

○秋友監理課長

はい、ございます。

○大田委員

じゃけ、その基準はどういうふうになってるんですかとお聞きしちよるんです。

○秋友監理課長

申し訳ございません。

市有地の認定外道路ということになれば、今、市道の認定基準にそぐわないものが認定外道路ということで扱わせていただいております。

○大田委員

じゃあ、その、そぐわないというのはどういう条件ですか。

○秋友監理課長

先に、市道認定ということで、基準を申し上げさせていただきます。

道路については、当然のことながら、市有地であること、そして4 m以上の幅員が確保できること、そして両側側溝等、基準がございますが、そちらの基準をクリアしていないものについては認定外道路として扱うようになっております。

○大田委員

両側側溝なくて、片側側溝でから六、七mある道路はどねえなるんですか。

○秋友監理課長

現状、認定外道路であり、7 mあるという形であれば、条件をクリアしていることとなりますが、片側側溝のみであれば、今現在で認定することはできないという判断になります。

以上です。

○大田委員

市有地の場合、認定外道路は誰が管理するんですか。

○秋友監理課長

市有地の場合については、光市が管理することになります。

以上です。

○大田委員

もし、その市有地のところが損傷を起こした場合は、市が補修をするわけですね、今言われたのは。確認します。

○秋友監理課長

市道認定されている道路ということであれば、時期的なものもございまして、市のほうで補修していくという形になっていきます。

○大田委員

いや、市道認定されちよりゃ、市が補償するのは、そりゃ、分かります。認定外道路になっちゃった場合は、そこが損傷を起こした場合は、どちらがやるんですかとお聞

きしよるんです。

○山本道路河川課長

法定外公共物に準じた維持管理となります。市道でなければ、法定外公共物を準用した維持管理となり、財産管理が光市、通常の日常的な維持管理は地元の方々や関係者の方々に御協力を頂くということとなります。

以上でございます。

○大田委員

市有地の場合でもそうですか。

○山本道路河川課長

市道に認定されてなければ、法定外公共物もしくは認定外道路という扱いになろうかと思えます。

以上でございます。

○大田委員

私道路じゃったら、そりゃそうかも分かりません。市有地の場合よ。市の財産管理ですよ。

○山本道路河川課長

その状況によりまして、一概には言えない部分もあるので、個別判断も必要かと思えます。

以上でございます。

○大田委員

でも、市有地ですからね。そこんところは、しっかりと肝に銘じちよってください。市有地の認定外道路じゃから。

それから、今、光市が光駅の橋上化を計画して、もうそろそろ実施設計に入るじゃろうかと思うんですが、光駅の南側において、町の活性化というのはどういうふうに考えておられますか。

○松並建設部次長

光駅の南口は光市の都市拠点の一つであり、玄関口でありますので、駅周辺の整備に合わせて、にぎわいに向けてもしっかり生み出していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○大田委員

光駅の南側の、光駅を背にして左側が浅江商店街の通りなんですよね、あそこは。今は大分、商店も少なくなってきたみたいですが。あれも一緒に活性化しようという考えはなかったのですか。

○松並建設部次長

南口の整備につきましては、虹ヶ浜への動線を「なぎさの景観軸」と位置づけまして、駅から虹ヶ浜海岸へと至る通りへの景観づくりあるいはにぎわいづくりを想定しており、現在の交番の裏側にある市有地を交流広場として、にぎわいを図っていきたくと考えております。

以上でございます。

○大田委員

それは、要するに、虹ヶ浜へ向かっての交番裏のほうの西側に対しては空き地を設けると。だから、島田川のほうに向かっていく商店街の活性化は考えておられなかったのですかとお聞きしちよる。

○松並建設部次長

現在、光駅周辺にある商店等つきましても、活性化を図りながら駅周辺のにぎわいをつくっていきたくと考えております。

以上でございます。

○大田委員

いや、じゃから、今、駅を背にして左側の浅江商店街のところ、今は少し店舗も少なくなってきたんですが、あそこも一緒になって、光駅の橋上化プラス浅江商店街も活性化してから、光市の駅前のにぎわいというのをお考えでなかったんじゃないですかとお聞きしちよるんです。

○松並建設部次長

光駅周辺地区拠点整備基本構想で、先ほど申しました「なぎさの景観軸」というような位置づけをしております。

それに加えて、「駅南市街地ゾーン」として、「周辺の拠点的ゾーンを有機的につなぐ重点的に回遊を創出するゾーン」という位置づけもしております。住宅や既存の商業施設なども含めて、人々が歩いて回遊できるような空間の創出をイメージしておるところでございます。

以上でございます。

○大田委員

イメージをされるのはされるでしょう。具体的に今後、あそこの商店街をどういうふうにしていくという計画はなかったんですか。

○松並建設部次長

現在進めておりますハード整備と併せまして、そういったソフト面の施策についてもしっかり庁内で議論をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○大田委員

まあ、そういうふうに、考えは分かるんです。実際に、今の光駅の橋上化でやるのにおいて、あそこの浅江商店街のところにおける活性化、にぎわいゾーンですか。あれは絵にも出てこないわけですよ、今現在においては。最初の図面のときはこの周りってというような感じであったんですが、現在においては、駅の前となぎさルートちゅうんですかね、虹ヶ浜の。だから、どうかなと思うてお聞きしちよるんです。

○松並建設部次長

先ほど申しました基本構想の中で、短期の取組と中長期の取組とに区分しております、現在取り組んでいるものと将来を見据えて中長期的に取り組んでいく施策とに、分けて取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○大田委員

現在取り組んでおられると言うたけど、じゃあ、それに対する絵ちゅうもんが起き上がってくると思うんです。今後、我々に拝聴させていただけるんですね。

○松並建設部次長

基本構想の将来構想図の中で、イメージ図をお示しさせていただいておるところでございます。

以上でございます。

○大田委員

構想でもあるけど、しっかりとした絵を描いて、我々、今後こういうふうに推し進めていこうと思うような絵を描いてもらうて、私らに拝聴させてください。ぜひともよろしくお願いします。

○秋友監理課長

大変申し訳ございません、先ほど大田委員から市道認定の構造基準ということでお話がございました。私の表現の誤りがございましたので、この場で訂正をさせていただきたいと思っております。

市道として認定できる道路の構造は、排水施設を有し、次のいずれにも該当するとい

うことになっております。道路構造令及び光市道路の構造の技術的基準及び道路に設ける道路標識の寸法を定める条例に適合すること、そして道路幅員が4 m以上であること、袋地、道路である場合は、道路の幅員が4 m以上6 m未満であるときは35m以内の区間ごとに転回場を設けていること、道路の交差する部分については隅切りが設けられていること、道路の路面が舗装され、または路面の状況が良好である、車両の通行に支障がないよう整備されていること、道路の占用物件、その他の工作物が通行に支障がないように設けられていることということに改めさせていただきたいと考えております。